

明治期における香川県下の市町村財政（7・完）

西 山 一 郎

本稿は松尾村における財政運営を扱う。富田村と同様に、まず教育費を取り上げ、特に明治末期における松尾尋常高等小学校の校舎副築をめぐる行財政を見る。松尾尋常高等小学校の校地と校舎の拡張に関して財政面で田面区が大いに貢献したので、田面区会における寄付金採納の経緯を見る。そして、松尾村においては、村と区が相互補完的存在であることを指摘する。次は衛生費である。松尾村においても伝染病が大流行する年があり、村はその対応に追われた。特に伝染病予防費がどのようにして調達されたのかを明らかにしようとする。その外に、関連して松尾村組合規程と村医設置規程を紹介する。最後のⅦ むすび においては、明治期地方財政の先行研究を概観して、本稿の課題を設定する。この研究は、香川県大川郡富田村と松尾村の明治期の行政資料を読み解き、両村の行財政運営の実態を明らかにしようとする。そして、村の行政資料を分析し村民レベルから財政の運営を描くという課題はある程度達成されたと思う。本稿の執筆を開始したのは2007年であった。退職直前に一応完成できたわけであり、感慨無量である。

キーワード：松尾尋常高等小学校、便所のあるような立派な学校、寄付願採納、校舎副築費、区有財産の松尾村への贈与、松尾村における伝染病の流行、伝染病予防費、村医手当、赤痢病、コレラ、松尾村組合規定、村医設置規定、役場吏員年末賞与支給、輸入的性格、官治性、地主の地方自治、市制町村制理由

目 次

- I 市制町村制の制定ならびにその意義
- II 香川県下における市制町村制の実施
- III 市町村の行政機構と議会議員選挙
 - 1. 香川県下の市町村の行政機構と予算制度の概観
 - 2. 市町村議会議員の選挙
- IV 市町村財政
 - 1. 歳出
 - 1. 1 教育費（以上は、第7巻第1号、2007年6月）
 - 1. 2 衛生費
 - 2. 歳入
 - 3. 税収入
- V 富田村の行財政
 - 1. 富田村の人口、地目、役場の機構（1910年～1911年）
 - 2.

給料・雑給等の決定について 3. 富田村の財政構造の推移（以上は、第8巻第1号、2008年6月）4. 町村制から見る村の行政組織、富田村における村長、助役の選挙ならびに収入役、書記の選任 5. 富田村の財政運営 5. 1 教育費をめぐる予算審議と財政 5. 1. 1 富田尋常高等小学校略史（明治期） 5. 1. 2 富田尋常高等小学校校舎建築の歩み（明治期） 5. 1. 3 1906（明治39）年度の教育費について 5. 1. 4 1911（明治44）年度の教育費について 5. 2 衛生費をめぐる予算審議と財政 5. 2. 1 1894（明治27）年度の衛生費 5. 2. 2 1895（明治28）年度の衛生費 5. 2. 3 1896（明治29）年度の衛生費 5. 2. 4 1908（明治41）年度の衛生費 5. 2. 5 1909（明治42）年度の衛生費 5. 2. 6 1910（明治43）年度の衛生費 5. 2. 7 1911（明治44）年度の衛生費 5. 3 避病院・伝染病院の建設をめぐる審議と財政 5. 3. 1 1895（明治28）年度における避病院建設をめぐる審議 5. 3. 2 1898（明治31）年度における伝染病院建築をめぐる審議と予算・決算（以上は、第8巻第2号、2008年12月） 5. 2 衛生費をめぐる予算審議と財政（増補改訂） 5. 2. 1 1890（明治23）年度の衛生費 5. 2. 2 1894（明治27）年度の衛生費 5. 2. 3 1895（明治28）年度の衛生費 5. 2. 4 1896（明治29）年度の衛生費 5. 2. 5 1902（明治35）年度の衛生費 5. 2. 6 1908（明治41）年度の衛生費 5. 2. 7 1909（明治42）年度の衛生費 5. 2. 8 1910（明治43）年度の衛生費 5. 2. 9 1911（明治44）年度の衛生費 5. 3 避病院・伝染病院の建設をめぐる審議と財政（増補） 5. 3. 1 1895（明治28）年における避病院建設をめぐる審議 5. 3. 2 1898（明治31）年度における伝染病院建築をめぐる審議と予算・決算 5. 4 5. 2と5. 3の小括 5. 5 衛生組合（以上は、第9巻第2号、2009年12月） 6. 大字の財政と村議会における審議 6. 1 1895年度の予算案と決算報告書ならびに村議会における審議 6. 2 1896年度の予算案と村議会における審議 6. 3 1897年度の予算議案と村議会における審議 6. 4 1899年度の予算議案及び財産明細書ならびに村議会における審議 6. 5 1900年度の決算報告書ならびに村議会における審議 6. 6 1901年度の予算案と決算報告書ならびに村議会における審議 6. 7 小括 7. 富田村議会議員選挙（以上は、第10巻第1号、2010年6月） 8. 富田村における消防組 VI 松尾村の行財政 1. 松尾村の概観（人口、戸数、職種、地租、土地所有権の状況等） 2. 村役場の吏員ならびに彼らに対する賞与 3. 村長の選挙、助役、収入役の選任 4. 松尾村の財政構造の推移（以上は、第10巻第2号、2010年12月）

5. 松尾村における財政運営

松尾村における行財政の運営において重要で注目すべき経費は、富田村と同様に、教育費と衛生費であると思われるので、それらの分析ならびに村議会及び田面区会における審議を紹介し、松尾村の行財政運営の実態を明らかにしたい。

5. 1 教育費をめぐる村議会および田面区会

5. 1. 1 明治期における松尾尋常高等小学校略史

さぬき市立松尾小学校（香川県さぬき市大川町田面 125 番地）が所蔵している同校の『沿革史』によれば、1887 年以前においては田面村の児童は天神小学校¹⁾において教育を受け、富田東村の児童は友近小学校²⁾において教育を受けていた。しかし、同年における両村の「合併」³⁾を受け田面村字王子端（125 番地と 129 番地。敷地面積は 3 段 1 畝 6 歩）に王子簡易小学校を設置することになり、1887 年 4 月 17 日の臨時村会で校舎移転が評決され、同年 5 月 7 日に申請し、7 月 8 日に認可された。⁴⁾その後、1890 年 4 月の町村合併で松尾村が成立し、1891 年 10 月 19 日に「松尾尋常小学校」という校名が指定されて同小学校が開校した。⁵⁾

松尾尋常小学校の設置時の陣容は「寒川郡松尾村尋常小学校設置取調表」⁶⁾によると以下のようである。当時の松尾村の戸数は 450 戸である。学齢児童は 531 人（うち森行分が 43 人）、就学すべき人員は 453 人（うち森行分が 37 人）、正教員が 7 人である。なお、正教

1) 同校は、讃岐国寒川郡田面村字山田 1382 番地にあった。校舎は 2 棟。天神小学校は 1882 年 11 月に設置申請され、1883 年 11 月に認可された（拙稿「1880 年代の香川県における町村財政の実態」、『尾道大学経済情報論集』第 4 巻第 1 号、2004 年 6 月、17～18 ページ）。なお、同校の課程は初等科、学令人員は 257 人であった。大川町史編集委員会編『大川町史』大川町、1978 年、1080 ページ、も参照。

2) 同校は、富田東村字友近 2707 番地にあった。校舎は 1 棟で、1872 年に設立された下等小学校であった（『大川町史』、1079 ページ）。

3) 『沿革史』は、「(松尾村ノ前身)」という。それは、多分、1884 年 12 月の愛媛県布達達書甲 209 号によって成立した「田面村外 1 ヶ村」をさすのではないかと思う。その布達達書では「一田面村 富田東村ノ右二ヶ村ヲ一区域トナシ戸長役場ヲ田面村ニ置ク」とする。前掲拙稿、14 ページ、も参照。

4) 王子簡易小学校校舎は木造平屋建てで 3 棟からなる。うち 1 棟は新築し、その経費は 400 円であった（『沿革史』）。

5) 松尾尋常小学校の位置は「大字田面字王子」となっているから、王子簡易小学校と同じ場所であったと思われる。「松尾村立尋常小学校校数并ニ位置」の「説明」によると、「茲ニ校数ヲ一トシ其位置ヲ大字田面字王子ニ定メントスルモノハ全村中多数児童通学ノ便アルト在来ノ校舎ヲ襲用スルノ益アルトニ因ルモノナリ」（『明治廿四年五月廿三日ノ寒川郡松尾村會議事録』〔資料番号：16005；冊子番号：P-5〕）といっている。

6) 同上資料による。『大川町史』、1081 ページ、も参照。

7) 但し、「五拾八円」を抹消して「十九円」としている。内訳をみると、「拾貳円 壹人」はそのままであるが、「拾円 壹人」と、「八円 壹人」を抹消し、7 円の「四人」を抹消して「一人」としている。したがって、発足当時の「正教員」は 2 人ということであろうか。

員の月額俸給総額は58円⁷⁾ (うち12円が1人、10円が1人、8円が1人、7円が4人)である。明治末であるが、1911年の事務報告には1911年末の教員調がかかげられている。⁸⁾ その時の教員は、訓導の校長が1名(俸給は30円)、訓導が4名(俸給は22円、16円、15円、14円)、准訓導が3名(俸給は13円、10円、9円)、代用教員が1名(俸給は10円)である。したがって、教員は校長以下代用教員までで9名である。

『沿革史』によれば、松尾尋常小学校を卒業した児童の中で「尋常科第四學年ヲ修メントスルモノハ富田尋常小学校ニ入學シ、尚高等科ヲ修メンハ長尾高等小学校ニ通學スルノ有様ナリ」という。⁹⁾ そのような状況は外の村でも同じであったようで、1897年に石田村外7ヶ村の組合立寒川高等小学校が設置された。しかし、1906年4月に石田村外7ヶ村の組合立寒川高等小学校が解散され、それに伴い松尾小学校にも高等科が併置され松尾尋常高等小学校が成立した。1907年6月3日には森行部落に分教場が設置され、そこで同部落内の尋常科の第1学年、第2学年、第3学年の児童の教育を行うことになった。

高等科の設置に伴う校舎の拡張について『沿革史』は次のようにいう。「二、……明治三十九〔1906〕年高等科併置スルニ際シ校舎ノ狹隘ヲ告ゲ為ニ東側ノ物置並ニ北側ナル大山來吉氏ノ住宅ヲ借用シテ假校舎ニ充テ後又北側ナル池田ルイノ住宅ヲモ借用スルニ至レリ。サレバ設備上不完全ナルノミナラズ、ソレスラ尚狹隘ヲ感ズルニ至リ茲ニ村會ノ議ヲ経テ明治四十四年十月ヨリ副築工事ニ着手シ百餘日ヲ経テ四十五年一月二十四日間口參拾四間奥行五間ノ校舎并ニ拾坪ノ便所三個ノ釣屋工事竣工セリノ三、明治四拾五年二月十一日ノ佳辰ヲ以テ新校舎ニ全部移轉シ舊校舎ヲ以テ特別教室ニ充テ假校舎ヲ廢スノ四月十二日東側小屋壹棟ヲ賣却ノ上取壊六月三日北側假校舎ヲ賣却ノ上取除キ續キテ池田ルイニ立退カシム。茲ニ於テ第一期設計成ル」。したがって、高等科の設置が校舎並びに校地拡張の直接の原因であった。¹⁰⁾

明治中期の松尾尋常高等小学校の推移を『沿革史』が掲載している統計によって紹介すると次のようである。

第99表をご覧ください。まず就学児童¹¹⁾数である。1887年度には270人である。

8) 「第十七号校ノ明治四十四年自壹月ノ至十二月事務報告認定書」、大川町引継資料(資料番号：16096；冊子番号：P-96)。なお、『沿革史』の、第十六 職員、の欄の記載の中に「明治廿五年八月三十一日職員一同廢職ト為ル」とある。どのような事態が発生したのであろうか。

9) それは児童の向学心が旺盛であったことによるのか、教員の指導によるのか、行政側の就学督促によるのか、あるいは後に見る松尾村組合規定第10条による村民相互の監視と支援によるのかは定かではない。宮本は「当時の農民は農業や農村生活には高い教育は不必要だと思っていたのに、非常に水準の高い教育がおしつけられてきたのです。」(宮本憲一『地方自治の歴史と展望』[現代自治選書]、自治体研究社、1988年、第2版、72ページ。同様な文章が、宮本憲一『日本の地方自治 その歴史と未来』自治体研究社、2005年、35ページ、にもある)という。しかし、「非常に水準の高い教育がおしつけられてきた」という場合、誰が、どのような方法で、いつ、高い水準の教育を農民におしつけたのかについて立ち入った検証が必要であらう。

第99表 松尾尋常高等小学校就学児童数、退学児童数ならびに卒業児童数

年度/就学 児童数外	就学児童数（人）			退学児童数（人）			卒業児童数（人）						
	男子	女子	計	男子	女子	計	尋常科			高等科			
							男子	女子	計	男子	女子	計	
1887	—	—	270	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1888	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1889	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1890	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1891	—	—	—	—	—	—	15	3	18	—	—	—	—
1892	—	—	—	—	—	—	15	12	27	—	—	—	—
1893	—	—	—	—	—	—	23	9	32	—	—	—	—
1894	141	107	248	—	—	—	28	11	39	—	—	—	—
1895	129	104	233	—	—	—	18(*3)	18(*3)	36(*6)	—	—	—	—
1896	—	—	—	—	—	—	20	10	30	—	—	—	—
1897	—	—	—	—	—	—	22	12	34	—	—	—	—
1898	—	—	—	—	—	—	28	9	37	—	—	—	—
1899	—	—	—	—	—	—	21	8	29	—	—	—	—
1900	118	93	211	—	—	—	27	19	46	—	—	—	—
1901	119	105	224	—	—	—	26	12	38	—	—	—	—
1902	113	112	225	—	—	—	21	16	37	—	—	—	—
1903	131	121	252	—	—	—	34	14	48	—	—	—	—
1904	134	125	259	1	1	2	22	16	38	—	—	—	—
1905	136	137	273	4	4	8	22	26	48	—	—	—	—
1906	138 ** 42	139 ** 13	332	1	0	1	27	17	44	—	—	—	—
1907	133 ** 60	142 ** 26	361	2	1	3	40	36	76	—	—	—	—
1908	174 ** 17	179 ** 5	375	5	8	13	20	6	26	5	1	6	6
1909	182 ** 23	174 ** 5	384	5	4	9	18	5	23	6	2	8	8
1910	196 ** 22	223 ** 6	447	8	14	22	21	14	35	8	3	11	11
1911	201 ** 18	183 ** 6	408	10	12	22	25	10	35	9	0	9	9

〔注1〕 *は「温習生」を示し、外数である。

〔注2〕 **は、原表中において並記されている。その数は高等科の就学児童数であろう。

〔資料〕『沿革史』。

10) 以上の経緯については、『大川町史』、1079～1081ページ、も参照。なお、池田ルイの退去に関して、木村恵一郎村長が1912年5月24日の村議会に以下の提案をした。「第三号案/学校敷地内ニアル池田ルイ所有家屋取除ニ付移轉料交附ノ件/本村松尾尋常高等小學校敷地内ニ在ル池田ルイ所有家屋取除移轉料トシテ左ノ金額ヲ交附スルモノトス/一金五圓也/明治四十五年五月廿四日提出/松尾村長木村恵一郎」（『松尾村議案決議書』、〔資料番号：16096；冊子番号：P-96〕。以下はこれによる）。なお、「五圓也」は「七」を抹消して「五」としているように見える。「説明」では「本案池田ルイ家屋ハ校舎敷地買収以前ヨリ建設シ在リシモノニテ買収后運動場擴張ノ必要ヲ生シ一旦期限ヲ定メ取除ヲ命シタルモ之レカ適当ノ移轉地ナキガ為メ躊躇シテ已ニ其期限ヲ逸シ本人ノ迷惑見ルニ忍ヒス。故ニ多少ノ移轉料ヲ交附シ以テ之レニ機會ヲ与ヘ速ニ移轉ヲ實行セシメント欲シ本案ヲ発布シタル所以ナリ。」という。したがって、池田の移転に際しては、適当な移転先も見つからないままに時間が過ぎ、本人も困惑しているために、若干の立退き料を村が負担して速やかに移転してもらうという趣旨である。

11) 「就学児童」とは、年度初めに入学した1年生の児童ではなく、松尾尋常（高等）小学校にその年度に在籍している児童であろう。そのように考える理由は以下の通りである。『沿革史』に「学齡児童」数が掲載されているが、松尾村の1911年度のそれは65名である。したがって、単純に6学年の児童数がその6倍とすると390人となり、1911年度の尋常科の男（201人）女（183人）を合わせた数の384人にほぼ合致する。

しかし、その後 1892 年度まで就学児童数は不明である。就学児童数は、1894 年度には 248 人、1895 年度には 233 人である。その後 1899 年度まで就学児童数は再び不明である。記録が残っている 1900 年度以降の就学児童数を見ると、1905 年度までは 300 人以下であり、1905 年度は 273 人である。その数は 1887 年度とほぼ同じである。しかし、1906 年度には 332 人へと増加している。その原因は先にのべたように、1906 年 4 月に松尾尋常小学校に高等科が開設されたことである。* * * * * で示したように、高等科と思われる児童が男女合わせて 55 人となっている。さらに、1908 年 4 月から、1907 年 3 月の小学校令の一部改正により修業年限がそれまでの 4 年間から 6 年間に延長された。それが原因と思われるが、尋常科の児童は 1906 年度には男女を合わせて 277 人であったが、1907 年度には 353 人となっている。この間に 76 人、27.4% の増である。1911 年度の尋常科の児童は更に増加し、男女を合わせて 384 人に達した。高等科の児童は 1908 年度以降やや減少し、1911 年度には男女を合わせて 24 人となっている。

『沿革史』には 1904 年度以降の退学児童数が記録されている。それは変動しているが、1911 年度には男女を合わせて 22 人となっている。8 ヶ年間では男子児童が 36 名、女子児童が 44 人で、やや女子が多い。1911 年度をとれば、就学児童数に対する退学児童数の割合は、5.4% である。¹²⁾

次に卒業児童数である。まず尋常科である。1891 年度以降の記録であるが、同年度は男女を合わせて 18 人であった。その後かなり増加して 1894 年度には 39 人に達した。20 世紀に入り漸増傾向が見られ、1903 年度には 48 人になった。修業年限が 6 年間になった直後の 1907 年度には 76 人となり最高になったが、その後大きく減少して 1911 年度にはほぼ半分の 35 人になっている。

高等科の卒業児童数は 1908 年度には男女を合わせて 6 人であり、その後はほぼ 10 人前後となっている。この間の高等科の男児の卒業生は 28 人、女児は 6 人である。高等科の卒業生は男児に比較して女児はかなり少なく、女児は男児の 21% である。

12) 一例であるが、ほぼ同時期の長野県埴科郡五加村の五加小学校の場合には、中途退学率が男女とももっと高かった。1911 年の入学者を見ると、男児は 45 人が就学（この場合は、小学校に入学したことを指す）したが、中途退学者が 15 人、卒業者が 31 人であり、就学した者に対する中途退学者の割合は 33.3% である。他方、女児は同年に 29 人が就学したが、中途退学者が 15 人、卒業者が 14 人であり、就学した者に対する中途退学者の割合は 51.7% である（土方苑子『近代日本の学校と地域社会／村の子供はどう生きたか』東京大学出版会、1994 年、121 ページ、表 3-3）。1911 年の入学者の場合には中途退学率が最も高い年であるというが、それにしても、男児の場合には就学した者のうち 3 人に 1 人、女児の場合には就学した者の半数以上が中途退学するという事態は驚くべきことである。土方は「このような連続する大量の中途退学者が存在し、しかも中途退学は女子だけでなく男子にも増加していることは、単に女子の教育が軽視されているということだけではなく、小学校就学の強制力がまだ十分には確立、浸透していないことを示す」（土方、同上書、137 ページ）という。但し、「小学校就学の強制力が十分には確立、浸透していないこと」が五加村だけのことか、長野県下全体にいえることなのかどうかは定かではない。

学級数の変遷を見ると第100表のようである。尋常科は1906年度までは4学級であった。1907年度には5学級となったが、先にのべたように修学年限が4年間から6年間になった1908年度から6学級となっている。同年度の尋常科の就学児童数は男女を合わせて353人であったから、6学級とすると1学級が59人であり、かなり大人数の学級であったであろう。1910年度には男女を合わせて就学児童数が419人となり、1学級の児童数は70人となりさらに増加している。他方、高等科は発足当時には2学級であったが、1908年度以降は1学級となっている。高等科の就学児童は第99表のように1906年度は55人、1907年度は86人であったが、1908年度には22人となり、以後20人台で推移しているの、1学級で対応できたのであろう。

『沿革史』がかかげる「校費」の推移を見ると第101表のようである。校費は1885年度から記録されている。まず以下の2点を確認しておきたい。第1は、右側に松尾村の歳出決算額から教育費を抜き出して並べたが、1891年度を見ると、『沿革史』の校費と松尾村の教育費が決算額ではほぼ同額であり、松尾小学校の校費はすなわち松尾村の教育費であること。第2点は、『沿革史』の校費がほぼ松尾村の教育費に対応しており、

第100表 松尾小学校における学級数の推移

年 度	尋常科	高等科	備 考
1905年度以前	4学級	—	
1906	4学級	2学級	
1907	5学級	2学級	
1908	6学級	1学級	外二分教場、尋常科一、二、三、四學年、一學級
1909	同上	同上	
1910	同上	同上	
1911	同上	同上	

〔資料〕『沿革史』。

第101表 松尾尋常高等小学校校費ならびに教育費決算額

年 次	校 費 (円)	教育費決算額 (円)
1885	379.181	—
1886	466.343	—
1887	687.082	—
1888	316.367	—
1889	1,279.062	—
1890	372.752	—
1891	394.041	394.141
1892	438.608	438.808
1893	444.553	444.553
1894	487.722	—
1895	474.955	474.955
1896	532.452	532.452
1897	610.220	613.687
1898	632.109	634.737
1899	739.105	* 924.306
1900	802.842	—
1901	859.930	859.499
1902	867.514	865.564
1903	948.234	984.234
1904	740.640	740.640
1905	877.840	877.840
1906	—	1,540.599
1907	—	1,471.524
1908	—	1,939.713
1909	2,002.210	* 2,102.610
1910	2,222.584	—
1911	2,089.675	2,089.675

〔注〕*は、予算決議書による。

〔資料〕校費は『沿革史』により、教育費決算額は、付表第4表、による。

校費の数値は信頼できる数字であることである。

さて、校費は、19世紀から20世紀初頭においては300円台から600円台で推移している。¹³⁾ その中で1889年度の校費が1,279円6銭2厘となっているのが目立つ。その理由は定かではないが、先に見たように1890年4月に松尾尋常小学校が開校しているので、同校の開校に向けての費用が嵩んだのが原因ではないかと推測される。

20世紀に入ると校費は740円から948円の間を推移し増加傾向に転じている。残念であるが、1906年度から1908年度の間は資料がない。松尾村の教育費の決算額で推測すると、1906年度以降大きく増加し、同年度には1,540円59銭9厘となっている。その原因は、先にのべたように1906年4月に松尾尋常小学校に高等科が設置されたことではないかと思われる。また、修学年限が4年間から6年間となり、就学児童数も増加したために1909年度には校費は2,002円21銭となり、2,000円台に乗った。それ以降も2,000円台が続く。教育費の大膨張時代に入ったのである。

松尾村の1911年の事務報告にかかげられた1910年末の学齢児童に関する調査を紹介する。調査結果は第102表のようである。第99表の1910年度の卒業児童数と比較すると総数は35名で一致しているが、男女の内訳が1名異なる。不就学児童は皆無である。したがって、就学率は100.0%である。そこで、事務報告は「就學督責ニ努メタル結果其成績頗ル良好ナリ」¹⁴⁾ という。但し、退学児童については言及していない。

先に『沿革史』によって校舎ならびに校地の拡張について見た。1906年の高等科の設置にともない校舎が狭隘となり、民間人の住宅を借りたが、十分でなく、1911年10月から校舎の副築に取りかかる。また、民間人の土地も買収する。そして、1912年2月に第1期工事は完成する。この間の経緯を1911年の「事務報告」でやや詳しく紹介すると以下のよう

第102表 学齢児童中就学義務ノ生シタル者ニ関する調 (1910年末)

(単位 人)

就 学			不 就 学			就 学 百 中 歩 合		
尋常科小学校ノ教科ヲ卒ヘタルモノ			同上教科ヲ修ムルモノ			男	女	計
男	女	計	男	女	計			
20	15	35	200	206	406			
						100.0	100.0	100.0

[資料]「第十七号校/明治四十四年自壹月/至十二月事務報告認定書」,「大川町引継資料」(資料番号:16096;冊子番号:P-96)。

13) 1899年度の教育費決算額924円30銭6厘は予算議決額であり、決算額ではない。

14) 「第十七号校/明治四十四年自壹月/至十二月事務報告認定書」,「大川町引継資料」(資料番号:16096;冊子番号:P-96)。

である。

「本村學校ハ明治二十三年ノ建築ニシテ畜ニ現今ノ設備規則ニ副ハザルノミナラズ義務教育年限ノ延長ニ伴ヒ教場ノ狹隘ヲ告グルニ至リシヲ以テ之レガ増築ヲ企圖シ明治四十四年九月十五日學校建築工事請負入札ヲ行ヒシニ金五千三百五十六円七十五銭ニテ富田村矢木由太郎ニ落札シ全月十七日締結全年九月二十五日右工事ニ着手シ監督田中久吉及學校建築委員監督ノ許ニ建具ヲ除ク外ハ既ニ成功シ全年十二月十二日ニハ廊下ニ棟増築ノ許可ヲ得テ全二十六日校舎請負人へ壹百拾九円七拾銭ニテ請負ハシメ全日起工シ~~本年~~〔明治四十五年〕一月二十五日ニハ全部落成ノ豫定ニ属ス。桁行東西三十四間梁行五間ニシテ平〔屋〕建瓦葺ナリ」¹⁵⁾

ご覧のように、校舎は、1890年の建築で古い上に義務教育年限が延長されたために狹隘になったこと、新築の経費は5,356円75銭であること、競争入札が行われて富田村の矢木由太郎が落札したこと、1911年9月25日に着工したこと、途中で廊下の増築をしたために119円70銭を要したこと、したがって建築費の合計は5,476円45銭となること、新築工事が落成するのは1912年1月25日の予定であること等である。

新築の直接の理由として、校舎が古くなり設置の基準にそぐわなくなったのみならず義務教育年限の延長のために手狭になったことがいわれているが、勿論高等科の開設もその大きな理由であろう。とりわけ、義務教育年限の延長と高等科の開設により、先に見たように児童数が大幅に増加したのである。しかし、村も拱手傍観していたわけではなかった。校舎の新築を村の財政が許さなかったのである。1908年の事務報告はその窮状を次のようにいっている。「本村校舎ハ明治二十三年建築ニシテ畜ニ設備規則ニ副ハサルノミナラズ義務教育年限ノ延長ニ伴ヒ^(マ)場教ノ狹隘ヲ告グルニ至リタルヲ以テ之レガ増築ノ必要アルモ財政ノ許サ^(マ)ルニテ^(マ)テ^(マ)后年ニ延期スルノ已ムヲ得サルニ至リ民屋ヲ借り入レ僅カニ其急ニ應シタリ」。¹⁶⁾ そこで、いよいよ1911年度になって校舎の新築に取りかかるが、廊下を含む建築費用は全部で5,476円45銭に達する。この金額は松尾村の前々年度の1909年度歳出経常部の予算議決額3,980円19銭1厘の1.4倍である。¹⁷⁾ 村としてそのような巨額の経費をどのようにしてまかなうのかが大きな問題であった。

15) 同上資料。引用文中「本年」を抹消し、鉛筆書きで「明治四十五年」と挿入している。

16) 「第二号案／明治四十一年自一月／至十二月松尾村事務報告」（「松尾村會決議書／松尾村會議事録」〔冊子番号：P-90〕）。傍点は筆者。

17) 1910年度の予算書と決算書は見つかっていない。

5. 1. 2 松尾尋常高等小学校の整備をめぐる行財政

先に1911年の事務報告中の一文、「〔松尾尋常高等小学校は〕明治二十三〔1890〕年ノ建築ニシテ畜ニ現今ノ設備規則ニ副ハザルノミナラズ義務教育年限ノ延長ニ伴ヒ教場ノ狹隘ヲ告グルニ至リシヲ以テ之レガ増築ヲ企圖シ……」という一節を紹介した。教場の狹隘は、義務教育年限の延長に加えて高等科の設置が原因であることはすでに見た。また、教場のみならず学校の敷地も充分ではなかった。

そのような状況をふまえて松尾村としては、明治40年代、つまり1910年前後に同校の整備をはかることが喫緊の課題であった。では、村の財政はそれを許したであろうか。同村所有の財産を見ると、1909年3月末現在で、役場の建物（37坪6合7勺。この価格が800円）、松尾尋常高等小学校（147坪6合。この価格が1,300円）、基本財産602円19銭9厘（これは郵便貯金として預け入れている）の3つしかなかったである。¹⁸⁾当然であるが、小学校の整備に使用可能な財産、つまり金銭としては600円ばかりの郵便貯金しかなかった。

ところで、松尾尋常高等小学校の整備は村にとって一大事業であったから、副築委員が村議会で選出された。残っている行政文書によると、1908年では、同年5月13日の村議会で副築委員の選挙が行われ、投票の結果、副築委員の正委員に大山麓象（8点）、木村恵一郎（6点）、多田熊一（5点）の3名が選ばれ、同補充委員に田中縫次郎（6点）、大山茂（6点）が選ばれた。¹⁹⁾2年後の1910年には、同年7月14日の村議会において副築委員の改選が行われ、真砂胤吉（第1回投票で8点を獲得）、大山麓象（第2回投票で9点を獲得）、多田熊一（第3回投票で6点を獲得）の3名が選ばれている。²⁰⁾

以下、残っている行政資料をたどり、限られた年度ではあるが、教育費に関する予算と決算ならびに前者に関する村議会の議論を見ることにする。

1908年度の教育費予算とその審議ならびに決算

1908年3月22日に1908年度予算案が議長から村議会で提案された。予算案のうち、教育費に焦点を当て、当時の松尾尋常高等小学校がおかれていた状況を明らかにしたい。

1908年度の予算と予算決議書における第4款 教育費は第103表の通りである。

第4款 教育費は前年度予算に比較して1,660円14銭2厘から2,109円46銭へと449円31銭8厘、27.1%も増加した。この予算には、他の款項も含めてであるが、増減の「説明」が記されている。ここでは教育費に関する説明を紹介する。²¹⁾

18) 「第三号案 松尾村財産明細書」、「松尾村會決議書／松尾村會議事録」（資料番号：16090；冊子番号：P-90）。なお、この財産明細書は、1909年3月23日の村議会で承認されたものである。

19) 「第三回松尾村會議事録」（「松尾村會決議書／松尾村會議事録」〔資料番号：16089；冊子番号：P-89〕による。

20) 「明治四十三年七月十四日開會／松尾村會議事録」（「（松尾）議事 議事録」資料番号：16009；冊子番号：P-9）。

第 103 表 松尾村の 1908 年度予算のうち第 4 款 教育費内訳（予算と予算決議書）

(単位 円)			
科 目	前年度予算額	本年度予算額	附 記
第 4 款 教育費	1,676.342	2,125.660 2,105.660	
第 1 項 松尾尋常高等小学校	1,660.142	2,109.460 2,089.460	
1 正教員俸給	1,240.000	1,632.000	尋常高等科正教員月俸十六円八人補助教員月俸八円一人各十二ヶ月
2 諸給料	54.000	60.000	小使月給五円老人十二ヶ月
3 旅費	25.000	35.000	新任教員十円出張旅費二十五円
4 雑給	2.000	2.000	人足賃
5 借地借家費	29.912	38.500	学校敷地借入料玄米二石二斗代石二付十七円五十銭
6 図書器械標本費	30.000	30.000	図書費拾円器械及標本費十五円修理費五円
7 器具費	52.000	59.500	机腰掛二十脚分四十円雑品及修理費七円五十銭手工科用具十二円
8 消耗品費	83.500	75.500	筆紙墨費十五円薪炭油費三十五円其他貳十五円五十銭
9 常時修繕費	15.000	25.500	校舎便所修繕費二十五円五十銭
10 其他ノ諸費	128.730	151.460 131.460	生徒奨励費八円儀式費十五円基金十六円三十六銭教員及小使賞與二十五円学校医手當十二円教務研究会費三円六十銭通信運搬費一円母姉会費六円學校園費貳拾円教員宿直弁当料三百六十五夜分一夜六銭小使同上四銭夜具新調及修繕費六円其他二円
第 1 項 夜学費	16.200	16.200	
1 雑給	10.000	10.000	教員手当
2 消耗品費	5.200	5.200	炭油紙其他
3 雑費	1.000	1.000	生徒賞與

〔資料〕「大川郡松尾村明治四十一年度歳入出豫算決議書」、「(松尾) 村会決議書／(松尾) 村会議事録」(資料番号：16089)。

第 1 項の松尾尋常高等小学校の経費は前年度に比較して 449 円 31 銭 8 厘増加している。したがって、松尾尋常高等小学校の経費の増加はすなわち松尾村の教育費の増加であった。そして、同小学校の経費の中心は正教員俸給であり、松尾尋常高等小学校の経費の 77.4 % をしめる。それは付記にあるように、8 人の正教員と 1 人の補助教員の月給である。増加した理由について説明は次のようにいう。

「〔第〕一目正教員俸給ニテ金三百九十二円ヲ増スハ客年勅令二百十六号ニテ正教員俸給改正ノ結果拾六円平均トナリタルニ依ル」。勅令によって小学校の教員俸給の引き上げが行われ、それがただちに松尾村の教育費の増加をもたらしたのである。前年度は 1,240 円であったが、1,632 円となり、31.6 % も増加したのである。もちろん教員俸給に対して国から補助金などの交付はまったくない。

第 2 目は小使の給与である。それは前年度予算に比較して 6 円増加した。その理由は「一

21) 以下は「(松尾) 村会決議書／(松尾) 村会議事録」(資料番号：16089；冊子番号：P-89)による。

般勞銀ノ騰貴ニ連レ薄給ノ人ヲ得難キニ依ル」。小使は当時も薄給であったのであり、労働者の賃金が上がると4円50銭では人材を得難かったようで、50銭引き上げて1ヶ月5円としたのである。

第3日は旅費である。説明は「金十円ヲ増セシハ教員ノ増加ニ伴ヒ新任及出張ノ度〔数〕多カルヘキ見込ニ依ル」。

第4日は雑給であるが、説明はない。

第5日は借地借家費である。説明は「金八円五十八銭八厘増スハ運動場及學校園ノ土地擴張セント米價ノ高値トニ依ル」。運動場と学校敷地の拡張は児童の増加が原因であろう。

第6日も説明がない。

第7日は器具費である。説明は「金六円五十銭ヲ増セシハ義務教育ノ延長ニ伴ヒ生徒数ノ増加ニ準シ机腰掛ヲ要スルト縣教育ノ方針トシテ手工科ヲ加ヘラルタニ当リ之カ用具ノ買入ヲ要スルニ依ル」²²⁾ という。手工科の設置は別にして、義務教育の年限が6年間になり、そのために就学児童数が増加し、20脚の机椅子の購入が必要になったのである。それに要する経費は40円である。

第8日は消耗品費である。それは前年度の83円50銭から本年度は75円50銭となり、8円減額となっている。説明は「金八円ヲ減セシハ聊カ隔靴ノ感アルモ経費ノ膨張ヲ防カン為メ細微ノ物ニテ節約ヲ加ヘントスルニアリ」という。松尾尋常高等小学校の経費の膨張をいささかでも抑えようとする、理事者の涙ぐましい努力を示そうとしたのであろう。

第9日は常時修繕費である。それは便所の修繕費で、前年度予算に比較して10円の増となり、25円50銭とする。説明は「常時修繕費ニテ金十円五十銭ヲ増セシハ之迄學校トシテ便所狹隘且ツ少数ノ嫌アリ。為ニ短時間ニ数百ノ生徒ニ満足ヲ與フルヲ得ス。止ムナク校舎ノ周邊ニ放尿ヲナスモノ多キヲ認ム。此ニ於テ衛生風紀取締上ノ為メニヶ所ニ仮便所ヲ新設セントス」という。当時400人前後の児童がいたが、便所の数が十分でなく、休み時間に着物の多数の児童が陰部をさらして校舎の周辺で放尿をする姿は、校長や教員にとって困惑する事態であり、衛生上のみならず風紀の上からも何とかしなければならぬと理事者は考えて仮の便所を増設することにしたのである。これも当時の松尾尋常高等小学校の施設の貧困を示すものであった。²³⁾

最後に第10目のその他の諸費である。前年度予算に比較して少し増加して131円46銭となっている。内訳は付記にあるが、雑多な支出からなる。説明は「其他ノ諸費ニテ金貳拾貳円七拾參銭ヲ増ス。該費目ハ十餘種ニ別カレ前年ニ比シ甲ヲ減シ乙ハ増シ一々明記ノ繁ニ耐ヘサルモ平年ニ比シ増加ノ著シキモノハ恩給基金及學校園費及宿直料トス。如之増加ハ物價

22) 傍点は筆者による。

騰貴ト義務教育年限ノ延長ニ伴ヒ自然ノ結果膨張ヲ来タセシニ依ル」²⁴⁾ という。ご覧のように、第10目のその他の諸費も、物価騰貴とらんで義務教育年限の延長が経費の増加の原因となっていると理事者は認識しているのである。

また、1908年度の予算決議書には歳出臨時費の部があり、それは第104表のようである。その説明は「第一款教育費ニテ金七拾五円ヲ減スルハ内〔第〕一目校舍費ニテ金七拾五円ヲ減ス。斯ハ昨年度ニ於テ生徒ノ膨張ニ連レ一棟ノ家屋ヲ買収セシモ本年亦義務教育年限ノ延長ニ伴ヒ更ニ教室ノ必要ニ迫マラレ止ムナク此ニ一棟ヲ借入レ修繕ヲ加ヘ教室ニ当ントス。依テ減額セシハ前棟ノ次第二付了セラレンコト」²⁵⁾ という。ここでも義務教育年限の延長

23) 宮本は「明治10年代には学校建設の規則があるのです。ものすごく詳細な規則で、学校とはこういう大きさをなければならない、南を向いていなければならない、廊下はこの大きさを、便所はこの大きさ……と書いてある。便所の必要のない農村でもみんな画一的に便所のあるような立派な学校をつくらせたので、大変なお金がかかる。」(宮本憲一『地方自治の歴史と展望』〔現代自治選書〕、自治体研究社、1988年、第2版、73ページ。同様な文章が、宮本憲一『日本の地方自治 その歴史と未来』自治体研究社、2005年、36ページ、にもある。傍点は筆者。)といている。この文章を読むと、あたかも明治10年代に「便所のあるような立派な学校」が全国各地に建設されたように受け取れるが、本文でご覧のように明治の末年にいたっても、松尾村の松尾尋常高等小学校のように、十分な数の便所のない小学校もあったのである。「書いてある」ことと「学校をつくらせた」あるいは「学校ができた」こととの間にはかなりの懸隔があるように思う。なお、宮本がいう「明治10年代の学校建設の規則」が、もし1891(明治24)年4月の文部省令第2号、小学校設備準則だとすると、その第9条には「便所ハ校舍外ニ於テ男女ヲ区別シテ備フルヲ要ス」(「明治二十四年四月八日ノ小学校設備準則」〔文部省令第2号〕、『法令全書』第四號、明治二四年、23ページ。文部省『学制八十年史』大蔵省印刷局、1954年、782ページ、も参照。)とある。したがって、便所の大きさは明示していない。

ところで、「便所の必要のない農村」とは、どういうことを指しているのでしょうか。宮本によると、当時の農村では、老若男女を問わず、農民は自宅周辺で尻をからげたり着物の前をひろげたりして野糞や野小便をしていたのであろうか。明治時代の農家の便所がどのようになっていたのかを実証する意図も時間もないが、たまたま筆者の自宅近くに、財団法人四国民家村博物館が運営する四国村があり、そこには四国の各地域から移築された民家等12軒が展示されている。そこで、それらのうち米通賢先生旧宅や漁師の家の旧吉野家住宅等を除き、農家と思われる旧山下家住宅(県指定文化財)、旧河野家住宅(国指定文化財)、旧下木家住宅(国指定文化財)、旧中石家住宅(市指定文化財)の4軒を見る。旧山下家住宅(建坪12坪)は18世紀末に建築された山村農家である。江戸時代における東讃地域の一般農家の典型といわれ、俗に「周囲八間」と呼ばれる。現在便所と風呂は別棟の瓦葺きの建物(文化庁の有形登録文化財)で、かなり立派である。それは大正期の建築で徳島県美馬町から移設されたという。私の推測であるが、山下家もとの便所は母屋が小さいために外部に設置されていたと思われる。旧河野家住宅(建坪38坪)は18世紀前半の建築で、愛媛県喜多郡小田町にあった。これも山村農家であるが、山下家住宅よりかなり大きい。便所は座敷の廊下の奥にあり、床には丸い竹を敷いている。旧下木住宅(建坪38坪)は1781年の建築で、徳島県美馬郡一字村木地屋にあった木地師の住宅である。したがって、厳密には農家とはいえない。同家の「かわや」は母屋の軒を利用して作られている。最後の旧中石家住宅は18世紀後半の建築の山村農家で、徳島県三好郡東祖谷山村にあった。同住宅は母屋(建坪18坪)、隠居屋(13坪半)、納屋(8坪)の3棟からなり、それらが狭い土地に合うように一列に建てられている。便所は母屋の座敷の廊下の奥に大使用と小使用とがある。以上の4軒は山村農家であるとはいえ、それぞれ屋内又は屋外に便所を持っていたのである。知る人は知っているが、近世のわが国では、農民は代価を払って都市の尿尿をくみ取り、それを肥料として田や畑に散布していたのである。明治時代にも同様ではなかったかと推測する。そうであれば、山村であろうが平野部であろうが農家自身にとっても自家の尿尿は貴重な下肥となったはずで、それを効果的に利用するために農家においても便所の設置は不可欠であったと思われる。わが国の尿尿問題の歴史については、渡辺善次郎『都市と農村の間—都市近郊農業史論—』論創社、1983年；小林茂『日本尿尿問題源流考』明石書店、1983年、を参照。

24) 傍点は筆者。

25) 傍点は筆者。

第 104 表 松尾村 1908 年度歳出臨時費予算（決議書から）

(単位 円)

科 目	前年度予算額	本年度予算額	附 記
第一款 教育費	105.000	70.000	
一 仮校舎費	105.000	27.000 30.000	教室借入費一ヶ月壹円十二ヶ月分修繕費十五八円
二 学校副築準備費	—	40.000	

[資料]「大川郡松尾村明治四十一年度歳入出豫算決議書」,「(松尾)村会決議書／(松尾)村會議事録」(資料番号: 16089)。「二 学校副築準備費」は手書きで挿入されている。また,「決議書」は手書きである。

により、教室が不足するために民家を借りいれて修繕し教室に転用するという弥縫策をとらざるをえなかったことが分かる。²⁶⁾

1908 年度予算案は、1908 年 3 月 23 日の村議会で審議される。第 4 款 教育費に関する審議のみを紹介すると以下のようである。²⁷⁾

8 番議員が「本款モ修正致シマス。第四款第一項ノ十其他ノ諸費ノ百五十一円四十六銭トアルヲ百三十一円四十六銭ニ、附記学校園廿円ヲ削ルコトニシ款項ノ金額ハ随テ減額スルコトニ致シマス。其他ハ原案ノ通り」という。これに対して 9 番が「八番説ニ賛成」という。続いて、12 番、5 番、7 番が 8 番の修正説に賛成する。その結果、議長が「採決セシニ八番修正説多数ナルニ依リ八番説ニ決シ……」とあって、その他の諸費は 20 円の減額となる。したがって、「其他ノ諸費」中の学園費のみが減額修正され、その他の項目は原案の通り承認されたのである。

8 番議員は臨時部に関しても修正説を提案する。彼は「歳出臨時部ニ就テモ多少修正説ヲ加ヘタキ意見デアリマス。夫レハ四十二年度ニハ学校副築ナス諮問ニ協賛致シタルニ依リ其準備費トシテ仮校舎費ヲ一項トシテ二項ニ学校副築準備費ノ欄ヲ設ケ前年度ナシ本年度予算四十円ヲ設ケタシ。其他原案通り。尚ホ合計通計ノ異動ハ訂正アリタシ」という。その結果、第 104 表のように修正され、松尾尋常高等小学校の学校副築準備費 40 円が認められたのである。

これまでに見たように、松尾村の理事者としては、義務教育年限の延長や就学児童数の増加、高等科の開設により小学校の改築ないし増築が喫緊の課題であった。そこで、多田村長は、3 月 22 日の村議会に次のような諮問案を提出した。²⁸⁾

26) 1908 年 3 月 22 日に多田村長が議会で提出し是認された事務報告は以下のようである。「明治四十年〔1907〕中事務報告スヘキモノハ年度ノ当初ニ当リ教室ノ不足ヲ告クルニヨリ一棟ノ民家ヲ買入レ以テ修繕ヲ加ヘ不完全ナカラ不足ヲ補充セリ。亦運動場狭小ナリシ為メ之レ迄貸付ノ畑地ヲ引戻シ以テ運動場ニ充テタリ」(「第四号案／事務報告」(「(松尾)村会決議書／(松尾)村會議事録」〔資料番号: 16089 ; 冊子番号: P-89〕)。

27) 以下は「明治四十一年三月廿日開會／第一回松尾村會議事録」(同上資料)による。

28) 「(松尾)村会決議書／(松尾)村會議事録」(同上資料)。この諮問案に関する審議は、当日の村議会の議事録にはみあたらない。なお、諮問案中の傍点は筆者による。

「第六号案

諮問案

本村立尋常高等小学校校舎ハ殆ト二十年前ノ建築ニシテ老朽危類ノ校舎ニナリタル上ニモ設備亦陳腐ヲ免カレス。然カモ尚亦不足ヲ告ケ昨年假校舎トシテ民屋壹棟ヲ買入レシニ本年亦教育義務年限ノ延長ニ連シ更ニ教室ノ不足ヲ訴ヘ本年度ヨリ亦壹棟ノ民屋ヲ借入レ教室ニ当ントス。如斯不完全ノ校舎ニテハ教育上管理不行届且衛生上ニモ大ナル関係ヲ及ホスニヨリ各員宜敷御賢察相成四十二年度ニハ是非ニ本校舎ノ副築ニ付御協賛アラントヲ切ニ望ム

明治四十一年三月廿二日

大川郡松尾村村長 多田義一

」

このような村長の切実な訴えを村議会は了解する。²⁹⁾

1908年度の教育費の決算を見ると第105表のようである。³⁰⁾ 予算額と比較して大きく変

第105表 松尾村の1908年度決算のうち第4款 教育費

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	附 記
第4款 教育費	2,105.660	1,939.713	決算ノ豫算ニ比シ金百六十五円九十四銭七厘ヲ減ズ其理由如左
第1項 松尾尋常高等小学校	2,089.460	1,929.893	金百五十九円五十六銭七厘ヲ減ズ其内訳如左
1 正教員俸給	1,632.000	1,438.056	金百九十三円九十四銭四厘ヲ減ジタルハ低給ノモノヲ雇入レタルニヨル然シテ三円五十二銭ハ第四款第一項ノ三旅費ノ内ヘ金八円八十三銭全六円書器械標本費ノ内ヘ八十四銭貳厘ハ全消耗品費ノ内ヘ流用ス
2 諸給料	60.000	58.000	金二円ヲ減ジタルハ低給ノモノヲ雇入レタルニヨル
3 旅費	35.000	52.870	金十七円八十七銭ヲ増シタルハ教員ノ出張多キニヨルコノ不足金ノ内金十四円三十五銭ハ豫備費ヨリ補充シ三円五十二銭ハ第四款第一項正教員給ヨリ流用ス
4 雑給	2.000	0.700	金壹円三十銭ヲ減ジタルハ人夫雇入少ナキニヨル
5 借地借家費	38.500	37.169	金壹円三十三銭壹厘ヲ減ジタルハ借地料米ノ相場低落セシニヨル
6 図書器械標本費	30.000	38.830	金八円八十三銭ヲ増シタルハ器械ノ買入多キニヨルコノ不足金ハ第四款第一項ノ一正教員給ヨリ流用ス
7 器具費	59.500	58.000	金壹円五十銭ヲ減ジタルハ手工具買入少ナキニヨル
8 消耗品費	75.500	89.899	金十四円三十九銭九厘ヲ増シタルハ消耗品ノ買入多キニヨルコノ不足金ハ豫備費ノ内ヨリ補充ス
9 常時修繕費	25.500	26.342	金八十四銭貳厘ヲ増シタルハ校舎修繕ケ所多キニヨルコノ不足金ハ第四款ノ一正教員給ヨリ流用ス
10 其他ノ諸費	131.460	130.027	金壹円四十三銭參厘ヲ減ジタルハ諸費支出ノ必要少ナキニヨル
第1項 夜学費	16.200	9.820	金六円三十八銭ヲ減ズ其理由如左
1 雑給	10.000	6.000	金四円ヲ減ジタルハ教員ノ手当少ナク給セシニヨル
2 消耗品費	5.200	3.020	金二円十八銭ヲ減ジタルハ消耗品ノ買入少ナキニヨル
3 雑費	1.000	0.800	金二十銭ヲ減ジタルハ諸雑費ノ支出少ナキニヨル

〔資料〕「大川郡松尾村明治四十一年度歳入出総計決算書」、「松尾村会決議書／松尾村会議事録」（資料番号：16090；冊子番号：P-90）。

29) 欄外に、手書きで「是認ス」とある。

30) 1908年度の決算書は、1909年6月28日に木村恵一郎村長から村議会に提出されている。

化したのは正教員俸給が1,632円から1,438円5銭6厘となり、193円94銭4厘、11.9%も減少したのが目につく。その理由は「低給ノモノヲ雇入タルニヨル」ということである。他方、旅費が予算額の35円から52円87銭に増加している。その理由は、附記に示されているように「教員ノ出張多キニヨル」ということである。図書器械標本費が30円の予算額から決算では38円83銭となり、29.4%増加している。これも児童数の増加によるためであろうか。

1908年度の歳出臨時費の決算を見ると第106表の通りである。ご覧のように、村議会で

第106表 松尾村1908年度歳出臨時費決算

(単位 円)			
科 目	予算額	決算額	附 記
第一款 教育費	70.000	20.000	決算ノ豫算額ニ比シ金五十円ヲ減ズ其理由如左
一 仮校舎費	30.000	20.000	金十円ヲ減ジタルハ仮校舎修繕ヶ所少ナキニヨル
二 学校副築準備費	40.000	—	豫算全額ヲ剩セシハ支出ノ必要ナキニヨル
計	70.000	20.000	

〔資料〕同上資料。

第107表 松尾村の1909年度予算のうち第4款 教育費内訳（予算決議書から）

(単位 円)			
科 目	前年度予算額	本年度予算額	附 記
第四款 教育費	2,105.660	2,102.610	
第一項 松尾尋常高等小学校	2,089.460	2,086.410	
一 正教員俸給	1,632.000	1,632.000	尋常高等科正教員月俸十六円八人補助教員月俸八円老人各十二ヶ月
二 諸給料	60.000	60.000	小使月給五円老人十二ヶ月
三 旅費	35.000	50.000	新任旅費廿円出張旅費三十円
四 雑給	2.000	2.000	人足賃
五 借地借家費	38.000	33.000	学校敷地借入料玄米二石二斗代壹石ニ付拾五円
六 図書器械標本費	30.000	30.000	図書費十円器械及標本費十五円修理費五円
七 器具費	59.500	49.500	机腰掛十脚分廿円雑品及修繕費七円五十銭手工用十二円椅子新調十円
八 消耗品費	75.500	80.000	筆紙墨費十五円薪炭油費三十五円其他三十円
九 常時修繕費	25.500	25.500	校舎及便所修繕費
十 其他ノ諸費	131.460	124.410	生徒奨励費八円儀式費十円恩給費十五円卅六銭教員及小使賞與廿五円学校医手當十二円教務研究会費三円六十銭通信運搬費壹円母姉会費六円教員宿直弁当料三百六十五夜分壹夜六銭小使同上四銭夜具修繕費壹円文具料九人分一人壹ヶ月五銭各十一ヶ月分其他壹円
第二項 夜学費	16.200	16.200	
一 雑給	10.000	10.000	教員手当
二 消耗品費	5.200	5.200	炭油紙其他
三 雑費	1.000	1.000	生徒賞與

〔資料〕「大川郡松尾村明治四拾貳年度歳入出總計豫算決議書」,「松尾村会決議書/松尾村会議事録」(資料番号:16090;冊子番号:P-90)。なお、「決議書」は手書きである。

修正され追加された学校副築準備費は執行されなかったのである。

1909年度の教育費予算とその審議ならびに決算

1909年3月23日に1909年度予算が木村恵一郎村長から村議会に提案され、翌日原案の通り可決された。その予算決議書から教育費のみを取り出すと第107表のようである。

第103表の1908年度の予算と比較すると、最も大きな金額である正教員俸給は1,632円で前年度と変わりが無い。旅費は前年度をふまえて50円と増加している。借地借家料は1石当たりの米価が低下して減少している。器具費を見ると、机椅子の費用が20脚から10脚となり、40円から20円に減少している。常時修繕費には、前年度と同様に校舎と便所の修繕費が計上されている。

1909年度の歳出臨時費は第108表の通りである。ご覧のように、注目されるのは学校建築積立金が新しく設けられ、419円3銭6厘が計上されていることである。そして、そのお金は校舎の副築に備えて郵便貯金に預け入れられるという予算である。

1909年8月13日の村議会に、第1号議案として1909年度歳入出追加予算案が提出される。³¹⁾ それは第109表のようである。この議案の「説明」は以下のようである。

「石田村外七ヶ村組合立元寒川高等小学校解散ニヨリ処分ノ結果別表ノ通り割戻金有之之レガ支出ニ辺リテハ本村尋常高等小学校狭隘且腐朽ニ傾キツ、アルニ依リ近キ将来ニ於テ改築若クハ副築ヲ要スルニツキ其準備トシテ積立建築ノ曉支出セントス。依テ茲ニ本案ヲ発布セシ所以ナリ」

第108表 松尾村1909年度歳出臨時費
(予算決議書から)

(単位 円)

科 目	本年度予算額	理 由
第一款 教育費	479.036	
一 仮校舎費	20.000	教室借入費壹ヶ月壹円十二ヶ月分修繕費
二 学校副築準備費	40.000	
三 学校建築積立金	419.036	松尾尋常高等小学校建築準備金郵便貯金預ケ入レ
合 計	479.036	
通 計	4,459.227	

[資料] 同上資料。

第109表 松尾村1909年度歳入出追加豫算表
(単位 円)

歳 入 臨 時 費		
科 目	追加額予算額	附 記
第一款 割戻金	419.036	
一 割戻金	419.036	石田村外七ヶ村組合立寒川高等小学校解散ニ依リ処分割戻金
合 計	419.036	
通 計	419.036	
歳 出 臨 時 費		
科 目	追加額	附 記
第一款 教育費	419.036	
二 学校建築準備金	419.036	松尾尋常高等小学校建築準備金郵便貯金預ケ入レ
合 計	419.036	
通 計	419.036	

[資料] 「松尾村会決議書／松尾村会議事録」(資料番号：16090；冊子番号：P-90)。

31) 「松尾村会決議書／松尾村会議事録」(資料番号：16090；冊子番号：P-90)。

この割戻金 419 円 3 銭 6 厘は、松尾尋常高等小学校建築準備金として郵便貯金に預け入れるという提案である。³²⁾ この原案は同日の村議会で異議なく認められた。³³⁾

同年 10 月 14 日に木村恵一郎村長から村議会に提出された第 4 号議案は以下のような内容である。³⁴⁾

「第四号議案 學校敷地買収ノ件

一 津田町上野驥九郎所有ニ係ル本村立松尾尋常高等小学校校舍現在ノ敷地ヲ村有トスベキ目的ヲ以テ一歩反歩ニツキ最高限三百円ノ割合ヲ以テ買収方ヲ交渉スルモノトス」

この議題は、当日、村議会において、第四 學校敷地買収ノ件として第 4 議題にかかげられたが、議事録では「次ニ學校敷地問題ハ都合ニヨリ延期ス。各員御了承ヲ乞フ。各員了承」となっている。³⁵⁾

同年 12 月 23 日の村議会で木村村長から第 1 号議案として「寄附願採納ノ件」が提出される。文面は次のようである。³⁶⁾

「第一号議案 寄附願採納ノ件

別紙甲号及乙号寫ノ通り田面区及富田東区ヨリ松尾尋常高等小学校々舎敷地買収費ノ内へ寄附出願ニ付之ヲ採納セントス

明治四十二年十二月廿三日提出

松尾村村長 木村恵一郎

説明 今般松尾村立尋常高等小学校々舎敷地買収費ノ内へ田面区及富田東区ヨリ寄附出願セラレタルハ近来村費ノ多端ナル独リ該費ヲ村税ニヨルノ困難ナルニ際シ寔ニ右寄附ハ適切ナリト認メ採納セントス。是レ本案ヲ発布セシ所以ナリ」

松尾村立尋常高等小学校々舎の敷地の買収に当たり、田面区と富田東区の両区から寄付の申し出があり、それを受け入れるという議案である。甲号の田面区からの寄付願は次のようである。

32) 報告書によれば、組合立寒川高等小学校の建築費は 6,079 円 99 銭 7 厘である。解散割戻金は 5,000 円で、それは建築費に対して 100 分の 82.2268 である。そして、松尾村に対する割戻金は、今のべたように、419 円 03 銭 6 厘となる（「第二号 報告書」〔同上資料〕）。

33) 「明治四十三年八月十三日開設ノ第四回松尾村會議事録」、「松尾村会決議録ノ松尾村會議事録」（同上資料）。

34) 「第四号議案 學校敷地買収ノ件」（同上資料）。

35) 「第五回松尾村會議事録」（同上資料）。

36) 以下は「松尾村会決議書ノ松尾村會議事録」（同上資料）による。

「甲号寫 寄附願

一金 八百七拾円也

右ハ松尾尋常高等小学校々舎敷地買取費ノ内へ寄附致度候間御採納相成此段相願候也

明治四十二年十二月廿二日

田面区長

松尾村村長 木村恵一郎

松尾村村長 木村恵一郎殿」

また、乙号は次のようである。

「乙号寫 寄附願

一金 五百八拾円也

右ハ松尾尋常高等小学校々舎敷地買取費ノ内へ寄附致度候間御採納相成此段相願候也

明治四十二年十二月廿二日

富田東区長

松尾村村長 木村恵一郎

松尾村村長 木村恵一郎殿」

したがって、両区からの寄付金額の合計は1,450円である。なお、松尾村の場合には、ご覧のように、両区の区長は村長が兼ね、村長が区の財政を動かすことができる地位にあった。

この寄付を受けて、1909年12月23日の村議会に木村村長から第2号議案として追加予算書が提出される。³⁷⁾それは第110表のようである。同議案の説明は「今般田面区富田東区ヨリ本村立松尾尋常高等小学

第110表 松尾村1909年度歳入出予算追加表

(単位 円)

歳 入			
科 目	既定額	追加額	附 記
第七款 寄附金		1,460.000	
一 教育寄附金		1,460.000	松尾尋常高等小学校々舎買取費ノ内へ田面区ヨリ八百七十六円富田東区ヨリ五百八十四円寄附
合 計		1,460.000	
歳 入〔出〕 臨 時 費			
科 目	既定額	追加額	附 記
第一款 教育費		1,460.000	
四 學校敷地買取金		1,460.000	松尾尋常高等小学校々舎敷地買取費
合 計		1,460.000	
通 計		1,460.000	

〔資料〕「松尾村会決議書／松尾村会議事録」（資料番号：16090；冊子番号：P-90）。

37) 「松尾村会決議書／松尾村会議事録」（同上資料）。

校舎敷地買収費ノ内へ寄附セラレタルニツキ之ヲ収入シ又同敷地買収費トシテ臨時支出セントスルニ当リ豫算ノ設ケナキヲ以テ本案ヲ発布セシ所以ナリ」という。ご覧のように、田面区の寄付金が876円に、富田東区の寄付金が584円となり、合計が1,460円となり、10円増加している。但し、その増額の経緯は不明である。

村議会では、第1号議案は原案の通り認められた。また、第2号議案の追加予算案も同様に異議なく認められた。³⁸⁾したがって、松尾尋常高等小学校の敷地の拡張部分は、両区の寄付によって購入されたのである。つまり、村が下位の行政組織である区の援助を受けて小学校の敷地が買収されるという財政構造になっていたのである。

1911年度臨時費教育費（決算）について³⁹⁾

1911年度の決算書から歳出臨時費 第1款 教育費を見ると第111表の通りである。すでに紹介したように、1912年1月24日に間口34間、奥行き5間の新校舎と10坪の便所、3個の釣屋が竣工された。それらの建設費として5,546円45銭が支出され、また、校舎の周囲の石垣と地ならしの費用にも130円03銭が支出された。

そのような校舎建設と校地整備の費用はどのようにしてまかなわれたのであろうか。1911年度の決算書を見ると、歳入は11,792円49銭7厘である。そのうちの学校建築費をまかなったと思われる歳入に注目すると次のようなことが分かる。⁴⁰⁾

第1に、第2款 雑収入では第2項の財産売却代が予算額2,073円47銭6厘、決算額

第111表 松尾村1911年度歳出臨時費内訳（決算）

(単位 円)

科 目	豫算額	決算額	理 由
第一款 教育費	5,968.326	5,979.185	●決算ノ豫算ニ比シ金拾円八拾五銭九厘ヲ増ス其理由如左
一 仮校舎費	20.000	11.000	●金九円ヲ減シタルハ仮校舎ノ借入月数少ナキト修繕ケ所ナカリシニヨル
二 学校副築準備金	70.000	130.030	●金六拾円〇参銭ヲ増シタルハ学校敷地石垣費及地均費多キニヨル●コノ不足金ハ全部豫備費ヨリ補充
三 学校建築費	5,528.300	5,546.450	●金拾八円拾五銭を増シタルハ学校建築費多キニヨル●コノ不足金ハ全部豫備費ヨリ補充
四 雑費	350.026	291.705	
合 計	5,968.326	5,979.185	

[資料]「香川県大川郡松尾村明治四十四年度歳入出総計決算書」(「大川町引継資料」[資料番号：16096；冊子番号：P-96])。

38) 「第六回松尾村會議事録」(同上資料)。残念ながら1910年度の決算書が残っていないので、両区からの寄附金1,450円の計上を決算書において確認できない。

39) 1911年度の予算案は見つからない。

40) 以下は「香川県大川郡松尾村明治四十四年度歳入出総計決算書」、「大川町引継資料」(資料番号：16096；冊子番号：P-96)による。

2,141円83銭2厘となっている。その理由は「●金六拾八円参拾五銭六厘ノ増シタルハ學校建築積立金ノ受入及林産物賣却代豫算ヨリ多キニヨル」とある。積立金がいくらで、林産物売却代がいくらかは不明であるが、何れも松尾尋常高等小学校の建築費にあてられたと思われる。

第2に、第6款 寄付金を見ると、予算額818円53銭、決算額818円53銭となっている。付表 第5表 松尾村歳入内訳、が示すように、これほどの寄付金があったのは1882年度以来のことであり、⁴¹⁾それは、小学校副築のための田面区と富田東区からの寄付であったと思われる。⁴²⁾

第3に、第8款 公債金である。予算額が1,700円、決算額が1,700円である。⁴³⁾松尾村が起債するのは1890年4月に村が発足して以来初めてである。1,700円の起債に関する村議会の議論やその起債をどこが引き受けたのか等は村議会の議事録が見つからないので分らないが、起債額は小学校の新築費5,476円の31.0%にあたる。松尾村においても、富田村と同様に建築費の一部分を起債によってまかなったのである。⁴⁴⁾

第4は村税の増税である。付表 第6表 松尾村村税内訳からの再掲であるが、1906年度から1911年度までの各村税の税収入の推移を見ると第112表のようである。1911年度決算では村税の太宗は戸別割であり、税収入の68.9%に達する。決算ベースで見ると、1908年度には2,506円12銭であったが、1911年度には3,674円42銭となり1.5倍となっている。金額では1,168円30銭の増収である。村税収入全体でも、1908年度には4,185円34銭であったが、1911年度には5,334円37銭となり、1.27倍、1,149円3銭の増収となっている。したがって、戸別割の増税を中心とした村税の増税が小学校の新築財源の1つになったといえるであろう。

小括

以上、不完全ではあるが、残っている行政資料から判断すると、松尾尋常高等小学校の新

41) 但し、1909年度と1910年度の決算が不明のためにとりあえずそうしておくということである。少なくとも、第110表が示すように、1909年度には学校敷地買収のために田面区と富田東区から1,460円の寄付があったことは確かである。

42) 5. 1. 3 田面区会における寄付採納と田面区の行財政警見、の、1910年度における寄付に関する諮問案ならびに寄付金採納願いについて、で見るように、田面区から松尾村尋常高等小学校の副築費に充てるため400円の寄付の申し出があったが、多分、富田東区からもほぼ同額の寄付があったのではないかと推測する。

43) 付表 第5表 松尾村歳入内訳、拙稿「明治期における香川県下の市町村財政（6）」、『尾道大学経済情報論集』第10巻第2号、2010年12月、183ページ、も参照。

44) 富田村の場合には、すでに紹介したが、1911年度における校舎増築費が4,588円、校地買収費が4,524円で、合計9,112円であった。なお、これに公債金利息378円が追加されて、1911年度の追加予算は9,490円であった。そして、起債額は5,400円であり、それは追加予算の56.9%に達する（拙稿「明治期における香川県下の市町村財政（3）」、『尾道大学経済情報論集』第8巻第2号、2008年12月、22～28ページ）。

第 112 表 村税内訳の推移 (1906 年度～ 1911 年度)

(単位 円)

会計年度	地価割		戸別割		所得割	
	金額	%	金額	%	金額	%
1906 明治 39	725.490	30.5	1,526.110	64.2	—	—
1907 40	725.744	25.4	2,003.990	70.2	—	—
1908 41	1,408.880	33.7	2,506.120	59.9	120.170	2.9
* 1909 42	974.176	28.6	2,219.950	65.3	68.000	2.0
1910 43	……	……	……	……	……	……
1911 44	1,100.415	20.6	3,674.420	68.9	168.825	3.2

第 112 表 村税内訳の推移 (1906 年度～ 1911 年度) (つづき・完)

国税営業割		県税営業割		税収合計		会計年度	
金額	%	金額	%	金額	%		
27.220	1.1	98.920	4.2	2,377.740	100.000	明治 39	1906
25.900	0.9	100.640	3.5	2,856.274	100.000	40	1907
31.260	0.7	118.910	2.8	4,185.340	100.000	41	1908
35.000	1.0	105.000	3.1	3,402.126	100.000	42	1909 *
……	……	……	……	……	……	43	1910
49.930	0.9	340.780	6.4	5,334.370	100.000	44	1911

〔注 1〕……は資料が欠けていることを示す。なお、—は数値がないことを示す。

〔注 2〕* 予算決議書による。

〔注 3〕* を付した以外は決算額である。

〔資料〕付表 第 6 表 松尾村村税内訳、拙稿「明治期における香川県下の市町村税 (6)」、『尾道大学経済情報論集』第 10 巻第 2 号、2101 年 12 月、182～183 ページ、による。

築ならびに校地買収の費用は、村の積立金、財産売却代金、区からの寄付金、起債、増税によってまかなわれたのである。それらの公的資金はすべて村民の懐から出たものである。いかえると、国あるいは国の出先機関である香川県からの補助金ないし交付金は 1 銭もなかったである。それが明治という時代の村の財政、いや、わが国の明治期の地方財政の実態ではなかったかと思う。⁴⁵⁾

5. 1. 3 田面区会における寄付金採納と田面区の行財政警見

田面区会

松尾村には田面区と富田東区の 2 つの区 (旧村) があつた。松尾村の行政文書には松尾村区会条例がつづられているので紹介する。

〔 松尾村區會條例

第一條 町村制第百十四條ニ依リ本村ハ左ノ區ヲ分チ區會ヲ設ク

田面區

富田東區

45) 1911 年度の決算書の第 5 款 郡費補助金、の第 1 項に教育費補助金がある。予算額では 12 円が計上されていたが、結局、ゼロであった。理由は「●全額収入ナキハ年度中ニ収入セザリシニヨル」とある。もちろん、この教育費補助金が郡からの小学校建設のための補助金だったとは断定できないが、記録しておきたい。

第二條 區會ハ其^(ママ) 区ニ所有スル財産及其區ノ营造物ニ關スル一切ノ事件ヲ議決ス

第三條 區會議員ノ定數ハ左ノ如定ム

田面區 十人

富田東區 八人

第四條 區會議員ハ名譽職トス其任期ハ四年トシ每二年其半数ヲ改選ス但退任者ハ再選セラル、コトヲ得

第五條 前條ノ外^(ママ) 区會議員ノ選挙ニ關スル條件ハ村會議員選挙ノ例ヲ適用ス

但選挙ニ階級ヲ設ケス區内公民権ヲ有スルモノヲ通シテ^(ママ) 撰 挙スルモノトス

第六條 區会ハ議員半数以上出席スルニ非サレハ議決スルコトヲ得ス

第七條 前條ノ外區會議ニ關スル條件ハ総テ村會ノ例ヲ適用ス⁴⁶⁾

ご覧のように、区會議員の定数は田面区が10人、富田東区が8人である。区會議員は、村會議員と同様に名譽職とする。区會議員の被選挙権者は区内で公民権を有する者とするが、選挙に際しては村會議員のように階級は設けない。この条例には、区会の議長の規定はないが、村議会になって村長が区会の議長となっている。松尾村の行政文書には1910年度の田面区と富田東区の区會議員出席名簿があるが、それを見ると田面区の区會議員は12名、富田東区の区會議員は9名である。⁴⁷⁾ 1910年度の田面区の区會議員の顔ぶれを見ると、12名中村會議員は5名であり、村會議員は少数である。⁴⁸⁾ なお、1910年度の田面区会は5回開催されている。

ところで、松尾村の行政文書中には、幸いにも明治末年の田面区会の行政資料がほんの少し残っており、その文書は、以上において縷々のべた松尾尋常高等小学校の新築事業に関係しており、その意味で重要であると考えるので紹介したい。

1910年度における寄付に関する諮問案ならびに寄付金採納願いについて

1911年1月19日に第4回の田面区会が開催され、議長の木村恵一郎村長から次のような第5号諮問案が提案された。⁴⁹⁾ 「第五號案區有積立金ノ幾部ヲ以テ校舍副築費ノ内ヘ寄附ノ件ニ付諮問案ヲ提出シタル理由ヲ説明シ各員ニ諮問スヘキ旨ヲ報告シ書記ニ命シ朗讀セシム」。

46) 「松尾村區會条例」、「寒川郡松尾村會議事録」（資料番号：16005；冊子番号P-5）。なお、この区會条例には制定の年月日が記載されていないが、1891年9月の行政資料とともにつづられているから、その頃に制定されたのではないかと推測する。

47) 「明治四十三年度／田面區會議員出席簿／松尾村役場」、「明治四十三年度／富田東區會議員出席簿／松尾村役場」、「議事田面區會／富田東區會」（資料番号：16102；冊子番号：P-102）。

48) 1911年度は、12名中の村會議員は2名である（同上資料）。

49) 以下は「議事田面區會・富田東區會」（同上資料）による。

第 5 号の諮問文は次の通りである

「第五號

諮問案 決議書⁵⁰⁾

本村立松尾尋常高等小学校校舎副築ノ計画ニ就テハ村費ノ負担膨張ニ堪ヘ難キヲ認メ候ニ付キ本會ノ賛同ヲ得テ區有積立金ノ幾部ヲシテ該校舎副築費ノ内ヘ寄附スルコトニシテハ如何

追テ本案賛同ヲ得タルトキハ寄附金額并ニ寄附出願方等ハ四十三年度本区費歳入出決算報告會マテニ手續履行スルモノトス

明治四十四年一月十九日提出

田面區長

松尾村長 木村恵一郎

」

この諮問案については「各議員原案ノ旨趣ヲ賛成スヘキ旨ヲ表ス」。その結果、「議長挙手ヲ以テ採決セシニ満場一致原案ニ賛成ス」。このようにして区の積立金の一部を松尾尋常高等小学校の副築費に充てることになる。

なお、第 1 号議案として 1911 年度予算が提案され決議されているが、その歳出 臨時費として第 1 款 寄付金として 420 円が計上され、付記として「学校舎副築ヒノ内ヘ寄付」とある。

同日の第 6 号議案として区有の土地も売却して松尾尋常高等小学校の副築費に充当することが提案される。

「第六號

區有土地賣却議案 決議書⁵¹⁾

本區有土地ニシテ一筆ノ反別一町歩以下ノモノ各所ニ散在シ管理困難ノモノヲ取調ヘ今般土地整理ノ機會ニ於テ賣却シ本村学校副築費ノ内ヘ寄附スルモノトスル

明治四十四年一月十九日提出

田面區長

松尾村長 木村恵一郎

」

50) 「決議書」は手書きで、採決後に記載されたものようである。

51) 「決議書」は手書きで、採決後に記載されたものようである。

この議案も4番議員外が賛成し、原案の通り決定される。その後、区有の土地売却委員の選挙が行われるが、それは省略する。

このようにして、松尾尋常高等小学校の副築費に対しては積立金の一部と区有土地の売却による収入が充てられることが決定される。

第5回の田面区会が翌月、2月18日に開催された。第1号案は寄附金採納願いの件である。⁵²⁾

「議長及ヒ各議員着席敬礼ス。議長各員ニ向ヒ当日出席ノ勞ヲ謝シ、次テ本日本會ニ於テ議決ヲ要スル第一号案即チ寄附金採納議案ノ第一次會ヲ開^(ママ)キ 尚本案ハ議題簡明ナルヲ以テ第二次會三次會ハ便宜省略シ第一次會ヲ以テ確定議ト為スヘキ旨ヲ報告シ書記ヲシテ原案ヲ朗讀セシム」。⁵³⁾

書記が朗読した第1号案は次の通りである。

「第一号案

寄附金採納ノ件 決議書⁵⁴⁾

本村立松尾尋常高等小学校校舎副築費ノ内へ左記金額本区費ノ内ヨリ寄附シ之レカ採納ヲ出願スルモノトス

一金 四百貳拾円也

説明

本村立松尾尋常高等小学校校舎四十四年度中ニ於テ副築^(ママ)ノ大業ヲ起スニ就テハ之れが^(ママ)費用^(ママ)を量収^(オ)寿ルニ方リ民力ノ適度^(ママ)を失シ困難^(ママ)ノ状況ニ立至らん古止^(ママ)を苦慮シ本区費^(ママ)の内^(ママ)を以^(ママ)テ該費ニ寄附シ此費乃幾部ヲ減殺せんと寿。依^(ママ)テ本案ヲ発布シタル所以なり^(ママ)

明治四十四年二月十八日

田面区長

松尾村村長木村恵一郎

」

朗読された原案について「各議員異議ナク原案賛成ノ旨ヲ表スノ議長裁決セシニ満場一致

52) 以下は「明治四十四年二月十八日／大川郡松尾村田面區會議事録」、「議事田面区会・富田東区会」（同上資料）による。

53) 以下は「議事田面区会・富田東区会」（同上資料）による。

54) 「決議書」は手書きであり、議決の後記入されたと思われる。

ヲ以テ原案ノ通り決ス」。このようにして、1月の区会の諮問を受けて、田面区会は松尾尋常高等小学校の校舎の副築について「民力ノ適度を失シ困難の状況ニ立至らん古止を苦慮シ」区会として420円を寄付することを決定する。

第2号議案は「明治四十四年度歳入出総計豫算書更正及追加」である。第2号案の本文は以下のようなものである。

「第二号案

大川郡松尾村田面区明治四十四年度ノ歳入出総計豫算書更正及追加案議決書⁵⁵⁾

歳 入

△元百九十一円九拾九銭四厘（朱書）

一更正 金六百拾壹円九拾九銭四厘 歳入予算高

歳 出

一金百九拾壹円九拾九銭四厘 經常費予算高

一追加金 四百貳拾円也 臨時費予算高

計金六百拾壹円九拾九銭四厘

歳入出差引ノ残金ナシ

明治四十四年二月十八日

田面区長

松尾村村長木村恵一郎

」

この更正予算案を追加の表で示すと第113表のようである。ご覧のように、1911年度において松尾尋常高等小学校の校舎の副築費に充てるために420円を寄付するのであるが、歳入の付記を見るとその財源は土地売却代金と積立金の取り崩しによりまかなうとなっている。金額で見ると、積立金の取り崩しが420円であるから、それが寄付金に充てられた

第113表 大川郡松尾村田面区1911年度歳入出豫算更生及追加表

(単位 円)

歳 入			
科 目	既定予算	更生予算	付 記
第二款 雑収入	50.000	470.000	
一 △林野土地賣却代ノ財産賣却代	49.000	469.000	土地賣却代四十九圓積立金受入四百廿圓ノ見込
合 計	191.994	611.994	
歳 出ノ臨 時 費			
科 目	既定予算	更生予算	付 記
第一款 寄附金	—	420.000	
一 寄附金	—	420.000	学校舎副築費ノ内へ寄附
合 計	—	420.000	
通 計	—	611.994	

(表中△印ハ朱書)

[資料]「議事田面区会・富田東区会」(資料番号:16102;冊子番号:P-102)。

55)「案議決書」は手書きであり、決議後記入されたと思われる。

とも理解できる。

この第2号案も「議長採決セシニ各議員異議ナク満場一致ヲ以テ原案ノ通り決ス／此ニ於テ議長各員ニ向ヒ本日本會ニ於テ議定スヘキ議案ハ之ニテ結了スヘキニ付キ本會ヲ閉鎖スヘキ旨ヲ報告ス／各議員了承敬礼シテ退席ス／時ニ午後三時二十分ナリ」。当日の区会は午後2時から開会されたから、会議は1時間20分であった。

以上の経過から判断すると、村長が区会議長となり、通常の村議会同様に区会が開催されている。そして、区長は村長であり、先きにも指摘したが、村長の判断で区の財政を動かすことができたのであろう。このような点が、形式的に見ても実質的に見ても富田村の区会とは大きく異なる。

1911年度における寄付金採納額の更正ならびに区有財産の松尾村への贈与について

1911年11月18日に第2回の区会が開催され、第3号議案として寄付金採納額更正の件が提案される。⁵⁶⁾ 議案は次の通りである。

「第三号／寄附金採納額更正ノ件

一金四百円也 更正額

右ハ本年二月十八日本區會ニ於テ本村学校舎副築費ノ内金四百二十円寄附願決議ノ処前記ノ通り減額更正スルモノトス

明治四十四年十一月十八日提出

田面區長

松尾村長 木村恵一郎

」

この提案については、以下のような「説明」が添付されている。「本村立松尾尋常高等小學校舎副築ニ付民費ノ負担ヲ軽減セシムルノ目的ヲ以テ金四百二十円本区ヨリ寄附採納方願ノ件決議済ノ処今般區有土地整理實行上区有財政ノ都合ニ依リ已定^(きてい)ノ金額ヲ寄附スルコト能ハサルニ至リ止ムヲ得ス今回更正案ヲ発シ同意決定ヲ求メントスル所以ナリ」という。「區有土地整理實行上区有財政ノ都合ニ依リ」20円を減額するという提案である。この提案も「議長裁決セシニ満場一致ニテ原案ノ通り決ス」。なお、「區有土地整理實行上」とは、後にのべる区有財産の整理を指すのではないかと思う。

ところで、以上の寄付金減額の予算更正案は第114表の通りである。積立金受け入れは428円であるが、歳出臨時費は400円となり、学校副築費の内へ寄付するとしている。

11月20日に、次のような願いが田面区長から松尾村長宛てに出ている。⁵⁷⁾

56) 以下は「議事田面区会・富田東区会」(同上資料)による。

57) 以下も同上の資料による。

第 114 表 大川郡松尾村田面区 1911 年度歳入出豫算更正表

(単位 円)

歳 入			
科 目	既定予算	更正予算	付 記
第一款 財産ヨリ生 スル収入	121.944	31.994	
二林産物売却代	100.000	10.000	下草卸付代及松葉売 却代見込
第二款 雑収入	470.000	430.000	
一財産売却代	469.000	1.000	不用品売却代見込
二積立金受入	—	428.000	区積立金受入
第三款 前年度繰越 金	20.000	62.000	
合 計	611.994	523.994	
歳 出 / 臨 時 費			
科 目	既定予算	更正予算	付 記
第一款 寄附金	420.000	400.000	
一 寄附金	420.000	400.000	学校舎副築費ノ内へ 寄附
合 計	420.000	400.000	
通 計	611.994	523.994	

〔資料〕「第四號 大川郡松尾村田面區明治四十四年度歳入出總
計豫算更正案」,「議事田面区会・富田東区会」(資料番号:
16102;冊子番号:P-102)。

「寄附金採納願

一金四百円也

右ハ明治四十四年度松尾村立松尾尋常高等小学校舎副築費ノ内へ寄附致度候條御採納相成
度候段相願候也

明治四十四年十一月廿日

田面區長

松尾村長木村恵一郎

松尾村長木村恵一郎殿

」

これに対して 1912 年 1 月 9 日付けで松尾村村長木村恵一郎から田面區長木村恵一郎へ次
の文書が發送された。

「発第一四号

田面區長

松尾村長木村恵一郎

明治四十四年十一月二十日附松尾村尋常ノ高等小学校校舎副築費ノ内へ寄附採納方出願候

段奇特ノ事ニ付本村會ノ決議之上採納スル事ニ決定相成許可候也
 明治四十五年壹月九日

松尾村長木村恵一郎

木村村長は、田面区からの寄付を「奇特ノ事」として謝意を表し、村議会で受け入れたのである。これによって田面区会の寄付採納が正式に受理された。

400円の寄付は、1912年7月30日に開催された区会に提案された1911年度決算報告書においても確認される。同年度の決算書は第115表の通りである。これを見ると、歳入では区有地の売却は行われなかったようであり、第二款 雑収入の財産売却代はなしである。他方、積立金受入が448円43銭4厘となり、積立金が取り崩されたことが分かる。そして、歳出臨時費の第一款で寄付金が400円となっている。

なお、田面区からの寄付金を受け入れた松尾村の1911年度の決算を見ると、歳入 第6款の寄付金は818円53銭となっている。⁵⁸⁾ 田面区の寄付金のほぼ倍額の金額となったのは、多分、富田東区からもほぼ同額の寄付金の採納があったことによると思われる。

11月18日の第2回区会に、先の第

第115表 松尾村田面区1911年度決算書

歳 入		予算額 (円)	決算額 (円)
第一款	財産ヨリ生スル収入	31.994	31.928
一	積立金利子	17.994	21.658
二	林産物賣却代	10.000	6.270
三	土地賃地料	4.000	4.000
第二款	雑収入	430.000	448.434
一	財産賣却代	1.000	—
二	過年度収入	1.000	—
三	積立金受入	428.000	448.434
第三款	前年度繰越金	62.000	62.649
	合 計	523.994	543.011
歳 出		予算額 (円)	決算額 (円)
第一款	区務費	18.500	7.825
一	実ヒ弁償費	5.000	2.000
二	消耗品費	2.000	—
三	通信運搬費	0.500	—
四	手 当	5.000	5.000
五	雇人料	6.000	0.825
第二款	會議ヒ	15.200	8.100
一	実ヒ弁償ヒ	10.800	8.100
二	書記給料	1.800	—
三	小使給料	0.600	—
四	消耗品費	1.000	—
五	雑費	1.000	—
第三款	諸税及負担	42.390	29.215
一	区費土地負担	20.000	5.380
二	区有土地諸税	22.390	23.835
第四款	雑支出	26.000	25.910
一	雑費	1.000	—
二	整理費	25.000	25.910
第五款	過年度追拂	1.000	—
一	過年度追拂	1.000	—
第六款	予備費	20.904	△ 2.355
	合 計	123.994	71.050
歳 出 臨 時 費		予算額 (円)	決算額 (円)
第一款	寄附金	400.000	400.000
一	寄附金	400.000	400.000
	合 計	400.000	400.000
	通 計	523.994	471.050

[原注] 表中△印ハ朱書。

[資料] 「香川県大川郡松尾村田面区明治四十四年度歳入出總計決算書」(資料番号: 16102; 冊子番号: P-102)。

58) 「香川県大川郡松尾村明治四十四年度歳入出總計決算書」(資料番号: 16096; 冊子番号: P-96)。

3号 寄附金採納額更正ノ件とならんで、もう一つ重要な議題が提案された。⁵⁹⁾ それは、第1号 田面區有財産処分ノ件である。議案の内容は2つに分かれる。第1は、区有の田0.923反、地価額36円43銭、宅地54坪、地価額15円12銭をこれまでの縁故により豊田神社に贈与するということである。第2は、その外の区有の山林24筆と雑種地1筆を合わせて79町7反7畝1歩、地価額238円38銭を「右区有土地ハ統一ヲ計ルタメ整理ノ上松尾村ニ地上物件共贈與スルモノトス」ということである。この議案は、第一次会、第二次会を異議なく通過し、「議長本案ハ^(ママ)短簡ナル議題ニ付議案総体ニ就テノ意見ヲ問フノ各議員異議ナキ旨ヲ表スノ議長裁決セシニ異議ナク原案ノ通り決ス」となる。

ところで、当時の田面区所有の財産はどれほどあったのであろうか。1911年1月19日の区会に提出された1910年12月末現在の区有財産明細書によると、山林が79町8反7畝6歩で、地価は238円55銭、田は9畝23歩で、36円43銭、郡村宅地が1畝4歩で、2円99銭、銀行預金が428円43銭4厘である。⁶⁰⁾ したがって、銀行預金を別にして、山林と田、宅地のほとんどが田面区から松尾村に贈与されたのである。その結果、田面区には区独自の財産がなくなるが、そのような決断をした理由はどこにあったのであろうか。

その理由の一斑は、第1号案に付された「区有土地統一ノ理由」を見れば分かる。理由について「町村財政ノ基礎ヲ鞏固ニシテ倍々自治ノ發展ヲ期セントスルノ御趣旨ニ基キ本村ニ於テ整理委員ヲ設ケ当春以来取調ノ上委員ノ決定ニ依リ前記財産^(ママ)夫ニ處分スルモノトシ茲ニ本案ヲ發布シタル所以ナリ」という。したがって、市制町村制がとる基本財産主義に則り、松尾村の基本財産を増額するために区の財産を贈与するという趣旨である。

このような区有財産の統一は、当時明治政府と府県が推し進めていた部落有財産の統一という政策にもとづくものであったと思われる。藤田は「部落有財産を市町村に統一し、これにより生ずる収入によって財政の窮乏を緩和することは、政府並に市町村當局者の最も希望するところであった。」⁶¹⁾ という。しかし、全国的に見ると「その事業遂行上幾多の障害に遭遇し、至大の困難を伴ひ、種々の紛争を生じた。」⁶²⁾ というのは、部落有林野は「部落民が永く日常生活の支柱をこれに求め、従ってまた深き愛着を抱き来たったものである。」⁶³⁾ ということからである。そのように物質的精神的に部落民を支えた部落有林野が市町村に統一され、部落有林野における入会権を奪われることは中小農民の生活を根底から破壊することになる。結局、「部落有財産の統一による市町村財政の充實と、市町村行政の圓滑化は、

59) 以下は「議事田面区会・議事富田東区会」(資料番号：16102；冊子番号：P-102)による。

60) 「第三号 大川郡松尾村田面区有財産明細書認定書」、「議事 田面区会・議事 富田東区会・議事 田面区会・田面区会議員出席簿・富田東区会議員出席簿」(同上資料)。「認定書」は手書きであり、決議後記入されたと思われる。

61) 藤田武夫『日本地方財政発展史』河出書房、1951年、159ページ。

62) 同上書、163ページ。

63) 同上。

主として中小農民の大きな犠牲において實現され得たのである。」⁶⁴⁾ 他方、部落有財産の統一によって得られる収入によって市町村税が軽減され「最も多くの利益を受ける者は、従来最も重い負担を背負った富農その他の有産者である。」⁶⁵⁾ と藤田はいう。⁶⁶⁾

以上のような背景があったが、松尾村田面区が所有する区有林野の松尾村への贈与はスムーズに行われたように見える。しかし、田面区内の中小農民がどのような反応をしたのか、また富農がどの程度の利益を受けたかなどは現在不明である。⁶⁷⁾

11月18日の区会の第2号案として「區有財産整理后ニ於ケル區費支出方ノ件」が提案された。⁶⁸⁾ 第2号案のその一は「松尾村田面區有財産松尾村へ贈與后ニ於テ區會解散スルニ至ルマテノ間ニ要スル同經費ノ不足ハ松尾村費ヲ以テ支辨ヲ仰キ若シ過剩アルトキハ松尾村へ贈与スルモノトス」といっている。したがって、田面区は、区有財産を松尾村に贈与した後には解散する予定であった。

ところで、田面区の山林外を贈与された松尾村の基本財産はどの程度であったであろうか。1911年12月末現在の松尾村の基本財産を見ると次の通りである。村役場の建物が37坪6合7勺、松尾尋常高等小学校の建物が147坪6合7勺、同敷地が4反4畝4歩、基本金が1,254円01銭9厘である。なお、基本金は、468円60銭1厘が教育費に運用され、残金787円41銭8厘が郵便貯金に預けられている。⁶⁹⁾ したがって、同村の基本財産としては役場の建物と小学校の校舎と校地ならびに800円弱の現金しかなかったのである。田面区から山林外が贈与された結果、同村の不動産が増加し基本財産は多少強化されたといえるであろう。しかし、松尾村の財政力が十分に強化されたとは到底いえないであろう。藤田も、部落有財産の統一を分析した節の最後に、政府や府県は「部落有林野の統一開發による町村財政力の若干の増強によって、その不安をある程度緩和され得た。」⁷⁰⁾ といっている。したがって、松尾村の財政基盤は若干補強されたが、依然脆弱であったといえるであろう。

1912年度予算案について

1912年3月26日の田面区会に1912年度の区会予算案が提案されている。それは第116表の通りである。ご覧のように歳入は雑収入と前年度繰越金である。歳出は諸税及負担と会

64) 同上書、168ページ。

65) 同上。

66) 戦前の公有林政策の簡単な推移については、渡辺敬司「第三部 町村合併と公有林野」、島恭彦編『町村合併と農村の変貌』有斐閣、1958年、166～175ページ、も参照。

67) 香川県仲多度郡における公有林野統一の記事が『香川新報』大正元年11月12日、22日に掲載されている。

68) 「明治四十四年十一月十八日／大川郡松尾村田面區會々議録」、「議事 田面区会・議事 富田東区会・議事 田面区会・田面区会議員出席簿・富田東区会議員出席簿」（資料番号：16102；冊子番号：P-102）。

69) 「第十六号案／松尾村財産表」（明治四十五年二月二十八日）、「松尾村議案決議書」（資料番号：16096；冊子番号：P-96）。

70) 藤田、前掲書、168ページ。傍点は筆者。

議費が中心である。したがって、田面区も、衛生、消防、教育、用水費等の積極的な行財政活動を行っていない。この点は富田村の区と同様である。また、明治末年の区の財政規模は、400円の寄付を松尾村に行った年度が例外のようであり、通常の年度は70円台の規模であったと思われる。

小括

以上のように、田面区は、取り崩した区の積立金や区有の土地を売却した代金を、松尾村にとっての大事業である松尾尋常高等小学校の副築や校地拡張の財源に充てて松尾村の財政を補完したり、また、区有の山林外を松尾村に贈与して同村の基本財産を強化したりするなどして、村の財政を支えたのである。そうしたことができた理由の1つは、村長が区長を兼任していたために村長が主導して村と区を行財政の一体的運用を実施できたためであろう。

5. 2. 衛生費をめぐる行財政

ことわっておかなければならないが、松尾村の衛生費に関する行政資料は多く残っていない。したがって、十分な情報量がなく立ち入った分析はできそうにない。

第116表 松尾村田面区1912年度歳入出豫算表

歳 入		前年度予算額(円)	本年度予算額(円)
科 目			
△第一款	財産ヨリ生スル収入	31.994	—
△第一項	積立金利子	17.994	—
△第二項	林産物賣却代	10.000	—
△第三項	土地貸付料	4.000	—
△二/第一款	雑収入	430.000	5.000
△第一項	財産賣却代	1.000	—
△第二項	過年度収入	1.000	—
△第三項	積立金受入	428.000	—
△第四項	村費受入	—	5.000
第二款	繰越金	62.000	70.000
第一項	前年度繰越金	62.000	70.000
合 計		* 523.000	75.000
歳 出		前年度予算額(円)	本年度予算額(円)
科 目			
第一款	区務費	18.500	2.500
△第一項	費用弁償ヒ	5.000	—
△二/第一項	消耗品費	2.000	1.000
△三/第二項	通信運搬ヒ	0.500	0.500
△/第四項	手 当	5.000	—
△五/三項	雇人料	6.000	1.000
第二款	會議ヒ	15.200	14.200
第一項	費用弁償ヒ	10.800	10.800
第二項	書記給料	1.800	1.800
第三項	小使給料	0.600	0.600
第四項	消耗品費	1.000	0.500
第五項	雑費	1.000	0.500
第三款	諸税及負担	42.390	31.200
第一項	区費土地負担	20.000	20.000
第二項	区有土地諸税	22.390	11.200
第四款	雑支出	26.000	11.000
第一項	雑費	1.000	1.000
第二項	整理費	25.000	10.000
第五款	過年度追拂	1.000	1.000
第一項	過年度追拂	1.000	1.000
第六款	予備費	20.904	15.100
第一項	予備費	20.904	15.100
合 計		123.994	75.000
歳 出 臨 時 費		予算額(円)	決算額(円)
科 目			
△/第一款	寄附金	400.000	—
第一項	寄附金	400.000	—
△/合 計		400.000	—
通 計		523.994	75.00

〔注1〕*合計は、523円99銭4厘となる。

〔注2〕歳入、歳出ともに、項の下位に「目」がかかげられているが、項と同じ名称と金額であるので省略した。

〔注3〕△については、原表に特段の説明はない。

〔資料〕「議事田面区会・富田東区会」(資料番号：16102；冊子番号：P-102)。

5. 2. 1 1893年の赤痢病の流行と同年度の伝染病予防費

1894年4月10日の村議会に田中熊三郎村長から第1議案として「村医手当金支給認定ノ件」が提案された。議案は以下の通りである。⁷¹⁾

「明治廿六年度村医手当支給認定議案
一手当金三円

村医
陶山三郎

説明

明治廿六年八月廿日ヨリ全年十一月廿日ニ至ル八十三日間赤痢病非常流行ニ際シ村医ノ注意且尽力不尠ニ付本金員ヲ支給セントスルニアリ

明治廿七年四月八日提出

寒川郡松尾村長 田中熊三郎

」

この議案は新年度になって前年度の村医手当を支給するという内容であったが、当日の村会では異議なく原案の通り承認される。それはそれとして、われわれが注目するのは松尾村において1893年8月30日から11月20日にいたる83日間にわたり赤痢病が流行したということである。

1893年の県下における伝染病流行の実態を『香川新報』⁷²⁾と『香川県公文月報』で見ると以下のようなものである。まずコレラである。『香川新報』の7月中旬から8月はじめまでは「類似虎列拉病」が報じられている。7月19日の香川県告示第155号は「縣下小豆郡淵崎村大字淵崎ニ男（四十年）一名本月十四日類似虎列拉病ニ罹リ同十六日死亡ノ旨届出タリ／明治廿六年七月十九日／香川県知事 小畑美稲」⁷³⁾という。⁷⁴⁾8月15日の告示第170号ではコレラの罹患が報じられる。「縣下那珂郡榎井村大字中ノ町ニ於テ本月十一日男一名（五十三年）及豊田郡和田村大字箕浦ニ同月八日女一名（四十五年）（九日死亡）虎列拉病ニ罹リタル旨届出タリ／明治廿六年八月十五日／香川県知事 小畑美稲」。⁷⁵⁾8月24日の告示第176号でさらにコレラ患者1名が出る。⁷⁶⁾しかし、同年の県下におけるコレラは大流行

71) 以下は「松尾村會議事録」、「大川町引継資料」（資料番号：16008；冊子番号：P-8）による。

72) 今回閲覧した『香川新報』は、1893年7月1日から同年12月末までである。

73) 『香川新報』明治26年7月19日。

74) 類似コレラの告示ならびに報道は、以下のようなものである。『香川新報』明治26年7月25日、8月2日（告示第164号）、17日、9月10日（告示第196号）。

75) 同上、明治26年8月15日。

76) 同上、明治26年8月24日。

せず、結局、患者は12名、死者は9名であった。⁷⁷⁾

他方、赤痢病の流行は猖獗を極めた。訓令第59号が県下の郡役所、市役所、町村役場に対して8月5日に発せられる。小畑知事名の同訓令は「赤痢病豫防方ニ就テハ縦來屢々訓令及候處近來九州地方ニ於テ全病漸ク蔓延ノ兆ヲ顯シ近クハ大坂府愛媛縣下ニ於テモ流行ノ兆有之候處幸ニ本縣下ハ數名ノ患者發生シタル而已ニテ未タ流行ヲ見サルモ大坂愛媛ノ如キハ交通頻繁何時傳播候モ難計ニ付此際一層衛生組合ヲ奨励シ豫防法ヲ嚴ニシ他ノ侵襲ヲ防遏スヘシ……」⁷⁸⁾ という。したがって、この時点では赤痢病は大流行になっていなかったのである。しかし、その後、赤痢病の患者の発生が次々と届けられる。⁷⁹⁾ 寒川郡では小田村において赤痢病患者の出したことが告示第183号、⁸⁰⁾ 第186号⁸¹⁾ で報じられる。

松尾村における赤痢病患者の発生は告示第187号で告知される。同告示は「……寒川郡松尾村ニ於テ全〔8月〕廿六日女一名（三十五年七ヶ月）全廿七日女一名（四十一年七ヶ月）全廿四日男一名（五十四年四ヶ月）全廿六日女一名（四十一年一ヶ月）各赤痢病ニ罹リタル

77) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(4)」、『尾道大学経済情報論集』第9巻第2号、2009年12月、第34頁、を参照。

78) 『公文月報』明治26年、100～101ページ。『香川新報』明治26年8月5日。傍点は筆者。

79) 以下、告示の内容は省略し、告示番号と寒川郡の新患者数のみをかかげる。告示第166号（明治26年8月12日）、告示第169号（8月15日）、第172号（8月17日）、第178号（8月25日）、第180号（8月26日）、第181号（8月27日）、第182号（8月29日）、第183号（8月30日、寒川郡小田村1名）、第185号（8月31日）、第186号（9月1日、寒川郡小田村1名）、第187号（9月2日、寒川郡松尾村男女4名）、第193号（9月9日）、第195号（9月9日、寒川郡1名）、第197号（9月10日）、第199号（9月12日、寒川郡1名）、第202号（9月13日、寒川郡1名）、第204号（9月15日）、第206号（9月16日、寒川郡1名）、第207号（9月17日、寒川郡1名）、第208号（9月17日）、第210号（9月19日、寒川郡1名）、第211号（9月20日）、第212号（9月21日、寒川郡1名）、第220号（9月26日、寒川郡3名）、第221号（9月27日、寒川郡1名）、第222号（9月28日、寒川郡2名）、第223号（9月29日）、第224号（9月30日）、第227号（10月1日、寒川郡2名）、第228号（10月3日、寒川郡2名）、第229号（10月4日、寒川郡5人）、第230号（10月5日、寒川郡3名）、第231号（10月6日、寒川郡5名）、第232号（10月7日、寒川郡7名）第233号（10月8日、寒川郡7名）236号（10月10日、寒川郡8日・9日で9名）、第237号（10月11日、寒川郡2名）、第239号（10月12日、寒川郡2名）、第241号（10月13日、寒川郡10名）、第242号（10月14日、寒川郡2名）、第243号（10月15日、寒川郡4人）、第244号（10月17日、寒川郡15日・16日分で7人）、第245号（10月19日、寒川郡17日・18日分で11名）、第250号（10月22日、寒川郡8名）、第251号（10月24日、寒川郡23日分で5名）、第253号（10月25日、寒川郡12名）、第255号（10月26日、寒川郡4人）、第256号（10月27日、寒川郡2人）、第257号（10月28日、寒川郡3人）、第259号（10月29日、寒川郡5人）、第260号（10月31日、寒川郡30日分で1人）、第261号（11月1日、寒川郡3人）、第264号（11月2日、寒川郡6名）、第268号（11月5日、寒川郡1人）、第269号（11月7日、寒川郡4人）、第270号（11月8日、寒川郡5人）、第272号（11月9日、寒川郡5人）、第273号（11月10日、寒川郡3人）、第274号（11月11日、寒川郡5人）、第275号（11月12日、寒川郡1人）第277号（11月14日、寒川郡14日分2人）、第281号（11月17日、寒川郡1人）、第283号（11月21日）、第284号（11月22日、寒川郡2人）、第287号（11月23日、寒川郡1人）、第288号（11月25日、寒川郡1名）、第298号（12月2日）。なお、赤痢病発生に関する香川県の告示は、第298号で最後と思われる。

80) 『香川新報』明治26年8月30日。

81) 『公文月報』明治26年、158ページ。『香川新報』明治26年9月1日。

旨届出タリ／明治廿六年九月二日／香川縣知事 小畑美稲⁸²⁾ という。したがって、松尾村では8月24日から27日にかけて男女4名が赤痢病にかかっていたのである。⁸³⁾ 先に「明治廿六年度村医手當支給認定議案」を紹介して松尾村では8月30日から赤痢病が「非常流行」したとしたが、赤痢病はそれ以前に発生していたのである。但し、議案の認識では、その後に「非常流行」したということかもしれない。その後の告示や報道では松尾村を特定した赤痢病の発生は告知されていないので、以下では県下における赤痢病の流行の状況を見る。

9月8日の『香川新報』は時評において「昨日までは対岸の火事視せし他縣の赤痢今や高松市に入って漸く猖獗の勢いあり」⁸⁴⁾ という。9月12日に香川県は告諭第3号を發して次のように県民の注意を喚起する。「最近ノ報告ニ依レハ大坂ハ初發ヨリ患者ノ總數既ニ五千五百六十五人ノ多キニ達シ近時一週間内ノ發病届ハ概テ千二百三名ニ出入シ兵庫縣ニ於テモ亦千五百八十名ニ垂ントシ西隣ノ愛媛縣ハ目下實ニ四千五百名ノ患者ヲ算セリ……然ルニ本縣ハ患者ノ數未タ甚ダ多カラサルモ近時大坂岡山徳島愛媛ノ各地ヨリ歸來スルモノ間々其病毒ヲ齎ラシ本週間ノ發病届ハ日々十名ニ下ラスシテ現ニ發病地ハ尚各郡市ノ一局部ニ止マルモ既ニ大内寒川三木山田香川小豆那珂多度豊田高松ノ一市九郡ニ涉リ初發以來患者ノ總數ハ實ニ百廿八名ノ多キニ至レリ」。次いで、赤痢病にかからないように食事に注意し、かかった場合の対処の仕方を詳細に説明する。「此際一層各自衛生ニ注意シ不熟ノ果実若シクハ茄子白瓜等生食暴飲暴食夜間ノ飲食身体不潔寝冷睡眠ノ不正等苟モ本病ノ誘因トナルヘキ事ハ慎ミテ之ヲ避クヘク……」という。最後に「万一醫師ニシテ隱蔽シタル形跡アルトキハ公衆衛生上一切假借スル所ナク嚴重處分致スヘキニ付特ニ注意スヘク又市町村吏員ハ勿論衛生組合長及小學校長教員等ニ於テハ此際各自衛生上ノ要件ヲ便宜懇篤説示シ近府縣ノ如キ慘狀ニ陥ラサル様豫テ注意スヘシ／明治廿六年九月十二日／香川縣知事 小畑美稲⁸⁵⁾ この告諭から、当時香川県下の赤痢病患者は128名であったことが分かる。したがって、その頃まで赤痢病の流行は激しくなかったということが分かる。しかし、県は9月14日に、赤痢病予防部を県庁内に設けることを決定する。⁸⁶⁾ 予防部の委員長は榊原警部長、次長は高洲参事官、委員には藤好外数名が就任し、赤痢病に関する一切の事務を取り扱うことになる。⁸⁷⁾

10月3日付で訓令第68号が發せられ、郡役所、市役所、町村役場に対して赤痢病の防遏を鋭意行うように指示する。「近時赤痢病患者ハ日ヲ追テ増加シ病勢漸次猖獗ナラントスル

82) 『公文月報』明治26年、158ページ。『香川新報』明治26年9月2日。

83) 松尾村の赤痢病が県の告示や『香川新報』で報じられるのは、この告示第187号のみである。

84) 同上、明治26年9月8日。

85) 『公文月報』明治26年、5～7ページ。『香川新報』明治26年9月1日。傍点は筆者。

86) 香川県告示第203号、『香川新報』明治26年9月14日。

87) 『公文月報』明治26年、119ページ。『香川新報』明治26年9月15日。

ノ兆候有之今ニシテ銳意之カ防遏ノ策ヲ施スニアラサレハ終ニ隣府縣ノ如ク非常ノ慘狀ニ陥ルノ虞ナシトセス。故ニ郡市役所町村役場ニ於テハ此際公衆衛生ニ關シテハ勿論常ニ人民各自ノ衛生上ニ於テモ周密ナル注意ヲ促シ或ハ市町村衛生組合ニ特別規約ヲ設ケシムル等ノ方法ニ依リ速ニ病毒撲滅ノ功ヲ奏スヘシ」。⁸⁸⁾そして、同日付けの訓令第 69 号によって、伝染病に対する消毒薬品及び器械の取り扱い方法の詳細な心得を郡役所、市役所、町村役場に伝達する。⁸⁹⁾ 11 月 8 日の『香川新報』は、それまでの県下の初発以来の赤痢病患者は 2,196 名、うち死亡者は 611 名、全治は 1,223 人、現在の患者は 356 人と報じている。⁹⁰⁾

以上において紹介した訓令第 59 号、告諭第 3 号、訓令第 68 号において香川県知事が「衛生組合」、「衛生組合長」、「市町村衛生組合」に期待をよせていることに注意を喚起したい。なお、松尾村の衛生組合については後に紹介する。

ところで、11 月も下旬になると赤痢病の流行も下火になったようで、小畑知事は、告示第 286 号を発して、9 月に設置した県庁内の赤痢予防部を廃止する。⁹¹⁾ それ以降も赤痢病患者は散発的に発生していたが、赤痢病患者に関する告示は 12 月 2 日の告示第 298 号をもって最後となる。⁹²⁾ 最終的には、1893 年の県下の赤痢病患者は 2,350 名、死亡者は 716 名であった。⁹³⁾

さて、松尾村の 1893 年度の決算書を見ると、伝染病予防費は予算額では 15 円 50 銭であったが、決算額では 47 円 6 銭 8 厘となり、3 倍以上となっている。そして、その理由は「金三十一円五十六銭八厘ヲ増シタルハ年度中豫想外ニ赤痢病蔓延セシニヨル」⁹⁴⁾ という。

5. 2. 2 1894 年の赤痢病の流行と村医手当

先に、2. 村役場の吏員ならびに彼等に対する賞与、において紹介したが、⁹⁵⁾ 萩原伊内の賞与支給の議案説明の中で「書記萩原伊内ハ明治廿七〔1894〕年中出務日数三百四十七日ノ多キニシテ特ニ赤痢病流行ニ際シ発病初期同年七月廿三日ヨリ同年十一月十八日迄日数百十八

88) 『公文月報』明治 26 年、119 ページ。『香川新報』明治 26 年 10 月 3 日。傍点は筆者。

89) 『公文月報』明治 26 年、119 ～ 124 ページ。『香川新報』明治 26 年 10 月 3 日。

90) 『香川新報』明治 26 年 11 月 8 日。

91) 同上、明治 26 年 11 月 23 日。

92) 同上、明治 26 年 12 月 2 日。

93) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政 (4)」、『尾道大学経済情報論集』第 9 巻第 2 号、2009 年 12 月、第 36 図、を参照。

94) 「香川県寒川郡松尾村明治二十六年度歳入出總計決算書」、「村会議事録」(冊子番号：P-8)。なお、『香川新報』によると、香川郡鷺田村の場合には、初発以来の赤痢病患者が 77 名に達し、費用はすでに 150 円余に達しているとのことであった(『香川新報』明治 26 年 10 月 22 日)。それに比較すると、松尾村の場合にはその費用が少なかったといえるであろう。

95) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政 (6)」、『尾道大学経済情報論集』第 10 巻第 2 号、2010 年 12 月、168 ページ。

日間消毒豫防上ニ従事シ昼夜ノ別ナク尽力セシ其功不尠ニアリ」⁹⁶⁾とあった。松尾村においては同年7月23日から11月18日まで赤痢病が流行し、書記の萩原はその間に消毒予防作業に夜昼の別なく従事して防遏に尽力したということである。同年における香川県下の赤痢病患者は7,110人、死亡者は2,152人であった。また、腸チフス患者が407人、死亡者が87人、コレラ患者が5人、死亡者が4人出た。⁹⁷⁾ 隣村の富田村における初発の赤痢病患者は、すでに指摘したように、同年7月20日に出た。⁹⁸⁾

松尾村における赤痢病患者の届け出を『公文月報』で確認すると以下のようである。7月29日の告示第157号は同月27日午前10時から28日午前10時までに届け書が到達した分であるが、そこに初めて松尾村から1名の赤痢病患者が届けられている。⁹⁹⁾ 但し、7月はその1名だけである。

8月に入ると、8月4日の告示第167号（8月2日午前10時から3日午前10時までに届け書が到達した分。以下この記載は省略する。）で松尾村に赤痢病患者が2名、¹⁰⁰⁾ 12日の告示第179号で1名、¹⁰¹⁾ 16日の告示第181号で3名、¹⁰²⁾ 26日の告示第192号で1名、¹⁰³⁾ 28日の告示第194号で1名¹⁰⁴⁾ がそれぞれ届けられた。したがって、8月中の松尾村の赤痢病患者の総数は8名である。他方、富田村の8月の赤痢病患者は46名に達した。¹⁰⁵⁾ なお、8月31日現在で県下の初発よりの赤痢病患者の総数は1,979名、死亡者は528名であった。¹⁰⁶⁾

8月16日付で小畑美稲香川県知事は県令第56号を発し「蠅ノ傳染病毒ヲ媒介傳播スルコトハ既ニ確實ナル試験ニ於テ明瞭ナリトス。故ニ傳染病流行時ニ於テハ諸多ノ飲食物、就中飯、酢飯、赤飯、煮菜、饅頭、蕎麦、餅及砂糖類ノ如キ最モ蠅ノ^(きんしゅう)糞集スル物品ニハ硝子又ハ布片等ヲ以テ適宜^(ふうがい) 覆蓋ヲ設ケ以テ之ヲ防クコトハ必要ナル豫防ノ一部ニ属スルモノナリ……」¹⁰⁷⁾ という。

9月に入り、松尾村では、4日に4名の赤痢病患者が発生した。¹⁰⁸⁾ その後、同患者は、8

96) 「戊号ノ吏員賞与支給議案」, 「大川町引継資料」(資料番号: 16008; 冊子番号: P-8)。

97) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(4)」, 『尾道大学経済情報論集』第9巻第2号, 2009年12月, 5、10ページ。

98) 同上拙稿, 10ページ。

99) 『公文月報』明治27年, 100ページ。

100) 同上, 107ページ。

101) 同上, 113ページ。

102) 同上, 118ページ。

103) 同上, 128ページ。

104) 同上, 130ページ。

105) 前掲拙稿, 12ページ。

106) 『公文月報』明治27年, 135ページ。

107) 『香川新報』明治27年8月16日。

108) 香川県告示第205号, 『香川新報』明治27年9月4日。

日に1名、¹⁰⁹⁾ 11日に3名、¹¹⁰⁾ 13日に1名、¹¹¹⁾ 20日に1名、¹¹²⁾ 22日に1名、¹¹³⁾ 25日に5名、¹¹⁴⁾ 26日に1名、¹¹⁵⁾ 28日に1名、¹¹⁶⁾ 29日に3名¹¹⁷⁾ 出た。したがって、9月に届けられた松尾村の赤痢病患者の総数は21名である。他方、富田村の9月の赤痢病患者の総数は66名であった。¹¹⁸⁾

10月に入ると、松尾村の赤痢病患者は、5日に2名、¹¹⁹⁾ 10日に1名、¹²⁰⁾ 11日に5名、¹²¹⁾ 12日に1名、¹²²⁾ 17日に3名、¹²³⁾ 24日に1名、¹²⁴⁾ 25日に1名¹²⁵⁾ であった。したがって、10月の赤痢病患者の総数は14名であり、前月に比較して少し減少した。他方、富田村の赤痢病患者の総数は15名となり、同村でも前月に比較してかなり減少した。

11月に入って7日に松尾村において赤痢病患者が1名発生した。¹²⁶⁾ 15日に1名の患者が出たが、¹²⁷⁾ それ以降は患者の発生は届けられていない。隣村の富田村の赤痢病患者は同月18日に1名出たのが最後のように思われ、¹²⁸⁾ ほぼその頃に赤痢病は終熄したようである。なお、富田村の11月の赤痢病患者の総数は15名であった。¹²⁹⁾

松尾村の赤痢病の流行は以上のような経緯であり、松尾村の赤痢病患者の総数は40名であった。¹³⁰⁾ それほどの松尾村の赤痢病の流行に対してどれほどの伝染病予防費が支出されたのかは、現在のところ不明である。

109) 香川県告示第211号、『香川新報』明治27年9月8日。

110) 香川県告示第214号、『香川新報』明治27年9月11日。

111) 香川県告示第218号、『香川新報』明治27年9月13日。

112) 香川県告示第227号、『香川新報』明治27年9月20日。

113) 香川県告示第230号、『香川新報』明治27年9月22日。

114) 香川県告示第233号ならびに234号、『香川新報』明治27年9月25日。なお、告示第233号は22日午前10時から23日午前10時までに届書が到達した分(4名)、告示第234号は23日午前10時から24日午前10時までに届書が到達した分(1名)である。

115) 香川県告示第237号、『香川新報』明治27年9月27日。

116) 香川県告示第238号、『香川新報』明治27年9月28日。

117) 香川県告示第239号、『香川新報』明治27年9月29日。

118) 前掲拙稿、13ページ。

119) 香川県告示第247号、『香川新報』明治27年10月5日。

120) 香川県告示第254号、『香川新報』明治27年10月10日。

121) 香川県告示第256号、『香川新報』明治27年10月11日。

122) 香川県告示第257号、『香川新報』明治27年10月12日。

123) 香川県告示第261号ならびに第263号、『香川新報』明治27年10月17日。なお、第261号は13日午前10時から14日午前10時までに届書が到達した分(1名)、第263号は15日午前10時から16日午前10時までに届書が到達した分(2名)である。

124) 香川県告示第270号、『香川新報』明治27年10月24日。

125) 香川県告示第271号、『香川新報』明治27年10月25日。

126) 香川県告示第293号、『香川新報』明治27年11月7日。

127) 香川県告示第306号、『香川新報』明治27年11月15日。

128) 前掲拙稿、14ページ。

129) 同上。

130) うち何名が死亡したかは不明である。

残っている行政資料の中に「丙号／明治廿七年度村医手当支給認定議案」があるので紹介する。それは次のような内容である。¹³¹⁾

「明治廿七年度村医手当支給認定議案

村医

一手当金参圓也

陶山三郎

説明

明治廿七年七月廿三日ヨリ全年十一月十六日ニ至ル百十八日間赤痢病非常流行ニ際シ村医ノ注意且尽力不黽ニ付本金員ヲ支給セントスルニアリ

明治廿八年三月十四日提出

寒川郡松尾村長 田中熊三郎

」¹³²⁾

この議案は1895年3月19日の村議会で村長から提案された。議会では、10番議員から「本按手当金トアルハ如何ナル性質ノモノナルヤヲ議長ニ質義シ詳細ナル説明ヲ乞ハント。議長茲ニ於テ縷々説明ノ勞ヲ採リ反復説明シ質疑者ヲシテ了解セシム」。続いて8番議員が「村医招聘ノコトニ付テ質疑アリ。議長答辯ス」。村長の答弁内容は議事録には記録されていないが、2ヶ年度にわたって村医手当金が村から特別に支給されるのに対して一部の議員は納得できなかったようで、村長が縷々説明する必要があったのである。その後「本按モ短簡ナルモノニ付前々同様一次会ノミニテ決定スヘキ旨ノ報告ス。各議員了ス。八番議員曰ク原按賛成ス。各議員異見ナシ。議長茲ニ於テ決ヲ取りシニ異議ナク満場一致原按ノ通り決ス」となり、原案が承認される。

5. 2. 3 1895年の赤痢病の流行と同年度の伝染病予防費

これもすでに紹介したが、¹³³⁾ 1896年3月9日の村議会で前年とほぼ同様な吏員に対する賞与支給の議案が村長から提案された。その説明の中で「書記萩原伊内ハ明治廿八年中出務日数三百四十九日ノ多キニシテ殊ニ傳染病流行ニ際シ発病初期同年八月十九日ヨリ同年十一月十五日迄日数八十九日間消毒豫防ニ従事シ昼夜ノ別ナク尽力セシ。其功不黽加フニ清潔方実施等單獨シテ其任務ヲ尽シタルニアリ」¹³⁴⁾ といっている。したがって、1895年8月19日

131) 以下は「明治廿八年三月十九日開會／寒川郡松尾村村會議事録」、「大川町引継資料」（資料番号：16008；冊子番号：P-8）による。

132) 但し、7月23日から11月16日までは116日間である。

133) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政（6）」、『尾道大学経済情報論集』第10巻第2号、169ページ。

134) 「村吏員賞與支給議案」、「大川町引継資料」（資料番号：16008；冊子番号：P-8）。

から 11 月 15 日まで松尾村においては伝染病が流行したことが分かる。別稿で指摘したが、1895 年には香川県下ではコレラが猖獗を極めた。同年の県下のコレラ患者は 1,793 人、死亡者は 1,144 人である。又腸チフス患者が 1,018 人、死亡者が 192 人、赤痢病患者が 1,213 人、死亡者が 394 人であった。¹³⁵⁾

松尾村の赤痢病の流行を『香川新報』で追うと以下のようなものである。9 月 26 日に 1 名の赤痢病患者が県に届けられたが、¹³⁶⁾ それが初発患者であろうか。10 月に入ると 15 日に 2 名、¹³⁷⁾ 22 日に 2 名、¹³⁸⁾ 26 日に 2 名、¹³⁹⁾ 30 日に 1 名、¹⁴⁰⁾ が届けられた。11 月に入ると 1 日に 3 名、¹⁴¹⁾ 2 日に 1 名、¹⁴²⁾ が届けられた。以上の報道によると、松尾村の赤痢病患者の総数は 12 名である。

隣村の富田村では、8 月から 10 月にかけてコレラ患者が 20 人、赤痢病患者が 12 人出た。松尾村にコレラ患者が出なかったことは不幸中の幸いであった。

松尾村の 1895 年度の決算書における衛生費を見ると、第 2 項の伝染病予防費が予算額では 39 円であったのに対して決算額では 80 円 53 銭となり、倍以上になった。そして、その増加の理由は「金四拾圓五拾三銭増加シタルハ年度中非常ニ流行病ノ多キニ依ル。此増加セシ金額ハ總テ豫備費ノ内ヲ以テ補充ス」という。¹⁴³⁾ したがって、伝染病予防費の倍増は赤痢病の流行が原因であり、その経費は予備費でまかなったということである。

5. 2. 4 1908 年の伝染病の流行と同年度の伝染病予防費

1908 年の事務報告は次のようにいう。「一本年二月廿四日天然痘発生、極力豫防ニ従事シ病毒散漫ヲ防キシガ、僅カー一名ノ患者ニテ撲滅ニ至リシハ不幸中ノ幸ナリノ一本年初夏津田町鶴羽村ヲ中心トシテ発生シタル赤痢病ハ郡内各処ニ蔓延シ本村ノ如キモ早ク之レガ豫防ニ従事シタリト雖モ不幸侵襲ノ厄ニ逢ヒ遂ニ三十九名ノ患者ヲ出スニ至リテ急遽仮隔離病舎ヲ建設如ク茲ニ収容シ死亡僅二十名ニテ療養上遺憾ナキヲ得タリ」。¹⁴⁴⁾ すでに紹介したが、1908 年には県下において赤痢病患者が 7,192 人、死亡者は 2,104 人で記録的な数となった。

135) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(4)」、『尾道大学経済情報論集』第9巻第2号、15ページ。

136) 香川県告示第327号、『香川新報』明治28年9月26日。

137) 香川県告示第373号、『香川新報』明治28年10月15日。

138) 香川県告示第381号、『香川新報』明治28年10月22日。

139) 香川県告示第390号、『香川新報』明治28年10月26日。

140) 香川県告示第394号、『香川新報』明治28年10月30日。

141) 香川県告示第398号、『香川新報』明治28年11月1日。

142) 香川県告示第399号、『香川新報』明治28年11月2日。

143) 「香川県寒川郡松尾村明治廿八年度歳入出總計決算報告書」、「村会議事録」(冊子番号：P-8)。

144) 「第二号案／明治四十一年自一月／至十二月松尾村事務報告」、「松尾村会決議書／松尾村会議事録」(資料番号：16090；冊子番号：P-90)。

なお、コレラの発生は皆無であり、腸チフスもごく僅かであった。¹⁴⁵⁾

すでに紹介したが、¹⁴⁶⁾ 重複をいとわず松尾村に関する赤痢病流行の実態を『香川新報』によって見る。1908年6月6日の記事は「本縣風土病とも稱する赤痢は向暑と俱に弗々頭ぼつぼつを擡け来り……」という。7月11日の香川県告示第517号によると、初発以来の累計で赤痢病患者は182名、死亡者は24名であった。¹⁴⁷⁾ その後も赤痢病患者は増加する。7月25日の記事は「本縣の赤痢病／猛烈虎列拉に等し／……本年の本病は例年の夫れと異なり病毒の猛烈なること殆ど激烈なる虎列拉に等しくして発病第一日目には或は赤痢となるやも知れずと相當の醫師が診断し所謂注意患者の中に加えしものが第三日に至りて死亡するもの多々ありて……」¹⁴⁸⁾ という。同日の別のページには「大川郡内の赤痢病患者 大川郡に於ける本年初発以来の患者は百廿九名、死亡廿三名全治三十名、現在〔患者〕七十六名なり」¹⁴⁹⁾ という記事がある。同月28日の記事中に「▲大川郡長尾署管内の赤痢病患者は益々流行の兆あり。松本署長は各駐在巡查に命じ嚴重なる檢病的戸口調査を行ひつゝ、あるが、松尾村は十五日以後十名罹疫せしが原因は津田町に系統あり。造田村大字乙井の三宅長次の娘が津田町木津喜太郎方に嫁入りし居るが喜太郎は長女芳枝(六つ)と云うが長次方に遊びに来たり居りしに近隣の三宅嘉平に傳染死亡し又全人の倅勇及前記長次の兩名感染目下隔離治療中。」¹⁵⁰⁾ という文章がある。これによって松尾村では7月15日以降28日までに10名が赤痢病にかかっていることが分かる。7月29日の記事は「初発いらい以来多數の患者を出せし町村如何を調査する。最近迄に大川郡津田町は七月二日已來六十五名鶴羽村は四十名あり。此の外多少發生あるは譽水、石田、松尾、福栄、丹生、造田、神前の諸村なり……松尾村大山ぬい長尾傳染病院に收容中なりし鶴羽村中川虎吉の(マ)二名は昨日全治退院、松尾村林龜太郎は廿六日赤痢と判り隔離病舎に送れり……」¹⁵¹⁾ と松尾村における患者の発生を報じている。7月30日の記事は「長尾署管内赤痢 長尾署管内の赤痢は益々流行の模様あり。廿八日發生せしは……富田村岡村田八郎、檜原藤一、松尾村大山小松、平井はるの、田中ちゑ、大山正義、向真一の五名なるが初発以来の總患者は三十名にて内治療中の者廿二名ありと云ふ」¹⁵²⁾ という。

8月4日の記事は「●大川郡内の赤痢病 ▲長尾署内の赤痢病は尚終熄に至らず発生し

145) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(4)」、『尾道大学経済情報論集』第9巻第2号、29ページ。

146) 同上拙稿、29～32ページ。

147) 『香川新報』明治41年7月11日。

148) 『香川新報』明治41年7月25日。

149) 傍点は原文の通り。

150) 『香川新報』明治41年7月28日。傍点は筆者。

151) 『香川新報』明治41年7月28日。傍点は筆者。

152) 『香川新報』明治41年7月30日。「長尾署管内赤痢」の傍点は原文の通り。その他の傍点は筆者。

つ々あるが三十日感染せしは神前村池下こしけ一名にて全治轉帰者は松尾村谷源六なり▲……▲松尾村平井はるの^(ママ)は廿九日傳染病院にて死亡▲……」¹⁵³⁾という。8月5日における「●東讚赤痢況 大川郡長尾署管内に於る初發以来廿八名内死亡十名、全治九名現在〔患者〕十九名なるが未だ續々發生の模様あり▲松尾村の赤痢は長尾署管内にて最も猖獗を極めつゝあるが二日轉帰せしは五名なり▲……」¹⁵⁴⁾という記事が出る。8月7日の記事は「●長尾署管内赤痢 昨日午前中の統計に依れば新發生一名、患者三十九名、死亡十二名、全治九名、現在〔患者〕十八名なり。石田村阪入たきは五日死亡、松尾村大山孫助は五日亦赤痢と判り傳染病^(ママ)送^(ママ)へ院^(ママ)らる」¹⁵⁵⁾という。

松尾村の赤痢病の流行ではないが、8月26日の『香川新報』は、「赤痢病彙報」において「臨時看護婦募集と養成」と題して「本縣下の赤痢病は益々猖獗を極めんとするに醫師の股肱とも頼む看護婦は昨今全く欠乏し患者の看護治療上甚大なる影響を受け今や其蔓延の度圖り知る可からざる慘憺の状況に在り……苟も免状を有する看護婦は其天職として自ら進んで應募すべきは勿論一般婦女子と雖もこの際募集に應じて協力一致患者救護の助けを與へられたきものと其筋の人は語れり」¹⁵⁶⁾という。今日から見ると、看護師資格のない一般婦女子が赤痢病の患者を相手とする看護師にはなりえないが、当時においてはそのような認識はなく、とにかく婦人であれば誰でも看護婦に応募して看護婦の私底を埋め合わせるべきであるとうたえるのである。

9月に入ると、松尾村における赤痢病の流行も益々盛んになったようで、松尾小学校の『沿革史』は「九月四日流行病ノタメ北地^(きたぢちほう)々方〔ノ〕児童ノ登校ヲ停止セリ」¹⁵⁷⁾という。9月13日の『香川新報』の記事では「●長尾署内の赤痢 十一日調べを聞くに現在入院患者は長尾〔村〕三十六名¹⁵⁸⁾ 奥山村五名造田村三名神前村六名石田村廿一名富田村三十名松尾村六名五名山村八名計百十五名にて初發以来總患者は三百二十三名なり」¹⁵⁹⁾とある。9月後半になると赤痢病の流行も峠を超えたようで、9月18日の記事には「大川郡の赤痢 昨日の調を聞くに總患者九百名、内死亡二百五十五名、全治四百四十六名、現在〔患者〕百七十九名にて追々下火の模様にて大流行の時より約八十名減少し居れり」¹⁶⁰⁾という。10月15日の告示第1087号によると、大川郡内の初發以来の赤痢病患者の総数は1,036人、死亡者

153) 『香川新報』明治41年8月4日。「大川郡内の赤痢病」の傍点は原文の通り。その他の傍点は筆者。

154) 『香川新報』明治41年8月5日。「東讚赤痢況」の傍点は原文の通り。その他の傍点は筆者。

155) 『香川新報』明治41年8月7日。「長尾署管内赤痢」の傍点は原文の通り。その他の傍点は筆者。

156) 『香川新報』明治41年8月26日。

157) 松尾小学校『沿革史』、第三十四 雜。『大川町史』、763ページ、も参照。なお、「地方」とは部落を指す。

158) 「二十六」とも読める。

159) 『香川新報』明治41年9月13日。傍点は筆者。

160) 同紙、明治41年9月18日。

の総数は322人であった。なお、県下の初発以来の赤痢病患者の総数は6,774人、死亡者の総数は1,879人であった。¹⁶¹⁾

10月17日の記事では、現在無患者の町村として大川郡では「小海、引田、松原、白鳥、丹生、松尾、神前、鶴羽」¹⁶²⁾が挙げられている。これ以降では赤痢病の記事は見つからないので、赤痢病は終熄したのであろう。

赤痢病の流行に対して村長の木村は1908年11月2日に追加予算案を議会に提出した。¹⁶³⁾追加予算表は第117表の通りである。ご覧のように予算額は歳出が823円80銭7厘であり、最も大きい金額は伝染病予防費の658円であり、歳出の79.9%に達する。この経費の中には種痘に関する経費も含まれているようだが、大部分は赤痢病の防遏に関する経費であろう。その外では村医の陶山医師に対する手当が100円近い金額で大きい。これらの経費をまかなう歳入は、歳出と同額の823円80銭7厘である。そのうち地価割が436円35銭6厘で53.0%である。次いで戸別割が262円44銭6厘で、31.9%である。第3位が所得割で120円50銭5厘であり、14.6%である。したがって、地租の付加税である地価割と村民の各戸に対する戸別割が2大財源であり、地主と各戸が伝染病の経費を負担するという仕組みである。なお、説明は「本年七月十五日以来三十九名ノ赤痢病患者発生之レガ撲滅ニ当リ避病院ノ設置ナキヲ以テ隔離病舎建築并ニ豫防消毒上必要ノ庸員給支出藥品器具等購入ニ非常ノ出費ヲ要ス。依テ追加案ヲ発セシ所以ナリ」という。

村議会では議長が「本案ハ簡單ナ

第117表 松尾村1908年度歳入出追加豫算表

(単位 円)		
歳入ノ部	追加額	附記
科目	追加額	附記
第七款 村税	823.807	
一 地価割	436.356	本年度地租豫算二千四百廿四円二十銭壹円ニ付追加十八銭
二 国税営業税	4.500	本年度国税営業税九十円壹円ニ付追加五銭
四 戸別割	262.446	本年度縣税戸数割五百十四円六十銭壹円ニ付追加五十一銭
五 所得割	120.505	本年度所得税三百四十四円三十銭壹円ニ付〔追加〕三十五銭
合計	823.807	
歳入ノ部	追加額	附記
科目	追加額	附記
第一款 役場費	35.500	
第二項 雑給	35.000	
六 手当	35.000	傳染病豫防従事吏員手当三ヶ月分壹ヶ月金二円五十銭同上委員手当五十日分一日金六十銭及報酬拾円
第五款 衛生費	758.000	
一 保健衛生費	100.000	村医手当其他
二 伝染病豫防費	658.000	種痘及傳染病ニ係ル諸費
第二款 予備費	30.307	豫算外ノ支出及豫算超過ノ費用ニ充ツ
合計	823.807	
通計	823.807	

〔資料〕「松尾村会決議書／松尾村会議事録」（資料番号：16089；冊子番号：P-89）。

161) 『香川県公文月報』明治41年、456丁。

162) 『香川新報』明治41年10月17日。傍点は筆者。

163) 以下は「松尾村会決議書／松尾村会議事録」（資料番号：16089；冊子番号：P-89）による。

ル議題ニ付キ二次會參次會ヲ略シ一次會ニテ決定アリタシ」という。これに対して10番議員は「原案賛成」という。続いて、4番、11番、9番、12番議員が「原案賛成」という。そこで、議長は「御異議ナキト認メマス。原案ニ決シマス」といい、各議員は了承する。

なお、関連して第3号議案として、「伝染病予防委員実費弁償及報酬支給議案」が提案される。その内容は「一実費弁償 壹日金五拾錢／一報酬金五円／本年傳染病発生ニ付之ガ豫防事務ニ従事セシ委員へ前記ノ通り実費弁償及報酬ヲ支給セントス」というもので、これも原案の通り承認される。また、第4号議案として「傳染病豫防従事者手当支給議案」が議長から提案される。その内容は「一治療料一日金參拾錢／一給助料金拾五円^(ママ) 人夫／渡辺栄吉／右ノモノ本年赤痢病発生ニ付雇入レ豫防消毒事務ニ従事中感染セシヲ以テ前書ノ通り支給セントス」というものである。したがって、赤痢病の防遏にあたっては、薬品代、器具代、村医の手当て等の外に、村議會議員が就任する予防委員の実費弁償費ならびに報酬、また、雇い入れた人夫が伝染病に感染した際の治療費や補償費も予算に計上する必要があったのである。

1908年度の第5款 衛生費の決算額は662円27銭に達した。¹⁶⁴⁾内訳は、第1項 保健衛生費が64円40銭、伝染病予防費が575円97銭、手当が21円90銭であった。なお、伝染病予防費は予算では700円を計上していたが、決算では575円97銭となったのである。その理由として「金百二十四円〇三銭ヲ減ジタルハ傳染病患者豫想ヨリ少ナキニヨル」という。したがって、予算では、1908年には伝染病患者がもっと多く発生すると予想していたのである。なお、保健衛生費は予算では106円を計上したが、決算は64円40銭となった。その理由について「金四十一円六十銭ヲ減ジタルハ医師ノ手当少ナク給セシニヨル」という。

なお、同年度の決算書の歳入 第4款 県税補助金、第1項 衛生補助、を見ると、予算では20円であったが、決算では97円66銭6厘となっている。その理由は「金七十七円六十六銭六厘ヲ増シタルハ傳染病仮隔離病舎ヲ急設シテ補助金交付アリシニヨル」ということである。伝染病仮隔離病舎の建設は、この項の冒頭に紹介した1908年の事務報告で指摘されている。

5. 2. 5 1911年の伝染病の流行と同年度の衛生費

1911年の県下の町村においては赤痢病患者が2,093人、死亡者は509人であった。なお、同年のコレラ患者は皆無、腸チフスも大規模な流行とはならなかった。¹⁶⁵⁾

164) 以下は「第一号議案／大川郡松尾村明治四十一年度歳入出決算報告書」(冊子番号：P-90)による。
165) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(4)」、『尾道大学経済情報論集』第9巻第2号、2009年12月、43～44ページ。

1911年の事務報告¹⁶⁶⁾は次のようにいう。「彼ノ最モ恐ルベキ悪疫ハ例ニ仍テ例ノ如ク將ニ発生セントルニ當リ明治四十四年六月六日俄然引田村ニ七名ノ赤痢病患者発生シ其后白鳥本町白鳥村福栄村石田村長尾村造田村ニ於テ頻発シ全月末日迄ニ總患者五十名ノ多キニ達シ^(じらい)爾来續出蔓延ノ狀況ヲ呈シ憂慮ニ耐ヘザルヲ以テ本村ニ於テモ早く之ガ予防ニ従事シ村吏員警察官及各衛生組合等^(ママ)努力大清潔法ヲ施行セシモ遂ニ侵襲ノ不幸ニ遭遇セシヲ以テ銳意療養ヲ衝ニ當リ一方防遏事務ノ励行ニ盡瘁セシ結果十月十七日終熄セリ。今左ニ之ヲ表示スルニ患者数ニ対シ死亡率ノ至ッテ僅少ナルハ不幸中ノ幸と云フベシ。

赤痢病患者表

初発月日	終熄月日	總患者数	全治轉帰数	死亡轉帰数	總患者数ニ対スル死亡率
七月六日	十月十七日	一四	一二	二	一分四厘二毛強

一種痘醫ハ前年ニ繼續シ陶山水太郎ニ囑託シ五月四日全十日全十八日ノ三日間接種セリ。而シテ種痘兎数百二十九名、内第一期種痘七十一名第二期種痘五十八名ニシテ第一期種痘ハ善感ナルモ第二期種痘ハ不善感ナリ。

一本村ニ於テモ悪疫ノ蔓延ヲ憂ヒ健康者ニ対シ小松警察^(ママ) 医ヲシテ赤痢予防液注射ヲ行ヒシニ施用者六十一人内該病ニ罹リシモノ僅カニ二人ニシテ其成績最モ佳良ナリキ。」

ご覧のように、1911年の赤痢病の流行に対して松尾村は「村吏員警察官及各衛生組合等^(ママ)努力大清潔法ヲ施行セシモ遂ニ侵襲ノ不幸ニ遭遇セシ」。その結果、同上の赤痢病患者表のように7月6日に初発患者が出、10月17日に終熄した。その間の患者総数は14名、死亡者数は2名であった。その外に、事務報告の衛生の項には種痘接種の経過がのべられ、村医の陶山水太郎が接種を担当したこと、また、小松警察医が赤痢病に対する予防接種を行い、その効果が抜群であったことが報告されている。

1911年の赤痢病の流行を『香川新報』と『香川県公文月報』によって少し紹介すると以下のようなものである。以前紹介したが、『香川新報』7月20日の「赤痢豫防調査会」という表題の巻頭の記事は、香川県に赤痢病予防調査会が設置されたのに関連して「本県の赤痢病地たることは何人も知る所にして、苟も赤痢病に関する研究を為すものは、本県と徳島県を忘るること能はず。本年の如きは、尚未だ流行の季節といふを得ざるに拘はらず、本月十日までに既に二百二十三名の患者を出し、中死亡者七十二名の多きに及び、百四名の現患者あり。」¹⁶⁷⁾という。

166) 以下は「第十七号按／明治四十四年自壹月／至十二月事務報告認定書」（資料番号：16096；冊子番号：P-96）による。

167) 『香川新報』、明治44年7月20日。なお、この年の『香川新報』の赤痢病に関する記事は少なく、松尾村に関する記事は全く発見できなかった。

香川県告示第 403 号（8 月 1 日午前 8 時から 2 日午前 8 時までの受付）では、大川郡の赤痢病患者の総数は 128 人、死亡者は 16 人であった。なお、県下の市町村の赤痢病患者の総数は 617 人、死亡者は 120 人であった。¹⁶⁸⁾ 9 月 8 日の香川県告示第 528 号によると、9 月 6 日午前 8 時から 7 日午前 8 時までの受付で初発以来の患者の累計は、大川郡内の患者が 318 人、死亡者が 76 人、全治者が 182 人であった。なお、県下の市町村の赤痢病患者の総数は 1,596 人、死亡者は 351 人、全治者は 902 人であった。¹⁶⁹⁾ 10 月 24 日の香川県告示第 628 号によると、同月 21 日午前 8 時から 23 日午前 8 時までの受付で大川郡内の初発以来の赤痢病患者の総数は 400 人、死亡者は 96 人、全治者は 285 人であった。なお、県下の市町村の赤痢病患者の総数は 2,049 人、死亡は 477 人、全治者は 450 人であった。¹⁷⁰⁾

11 月に入り流行はややおさまった模様である。11 月 3 日の告示第 656 号によると、11 月 1 日午前 8 時から 11 月 2 日午前 8 時までの受付で、大川郡内の新患者は 1 名、初発以来の患者の総数は 404 名、死亡者は 97 名、全治者は 292 名であった。¹⁷¹⁾ 11 月 11 日の告示第 674 号によると、同月 9 日午前 8 時から 10 日午前 8 時までの受付で、大川郡内の初発以来の患者総数は 407 名、死亡者は 99 名、全治者は 298 名であった。¹⁷²⁾ 香川県下の市町村の赤痢病に関する告示は 11 月 16 日の第 681 号で最後のようであるが、それによると 14 日午前 8 時から 15 日午前 8 時までの、大川郡内の初発以来の患者総数は 408 名、死亡者は 99 名、全治者は 200 名であった。なお、県下の市町村の初発以来の患者総数は 2,118 名、死亡者は 502 名、全治者は 1,541 名であった。¹⁷³⁾

さて、松尾村である。同村の 1911 年度の決算書によると同年度の第 5 款 衛生費は、予算額が 343 円であったのに対して、決算額は 297 円 52 銭である。¹⁷⁴⁾ 予算額の内訳は、第 1 項 保健衛生費が 6 円、第 2 項 伝染病予防費が 312 円、手当が 15 円、トラホーム治療費が 10 円であった。しかし、決算では 297 円 52 銭のすべてが伝染病予防費であり、その理由として「金拾四円拾八銭ヲ減シタルハ傳染病豫防ニ要スル諸費少ナキニヨル」という。したがって、予算ではかなり大きな支出を想定していたことが分かる。それは、多分、前年度の 1910 年度において赤痢病の流行がかなり烈しかったことによるのではないかと推測する。¹⁷⁵⁾

168) 『香川県公文月報』明治 44 年 7 月、407～408 丁。

169) 『香川県公文月報』明治 44 年 9 月、483 丁。

170) 『香川県公文月報』明治 44 年 10 月、545 丁。

171) 『香川新報』明治 44 年 11 月 3 日。

172) 同上、明治 44 年 11 月 11 日。

173) 同上、明治 44 年 11 月 16 日。

174) 以下は「香川県大川郡松尾村明治四十四年度歳入出總計決算書」（資料番号：16096；冊子番号：P-96）による。

なお、関連して記しておけば、1911年度の歳入 第4款 県税補助金、第1項 衛生費補助、には、予算では76円05銭5厘を計上していた。それは、多分、前年度の伝染病流行に対して、香川県からなにかの補助金が交付されると予想したことによるのであろう。しかし、補助金の交付はなかった。理由は「全額収入ナキハ年度中ニ収入セザリシニヨル」という。

5. 2. 6 1912年における赤痢病とコレラの流行ならびに伝染病予防費について

1912年（同年7月30日に明治天皇・睦仁が死去し、元号が明治から大正となる）にも赤痢病の流行が激しかった。また、コレラの流行も若干ではあるがあった。しかし、残念ながら資料が乏しいので、ここではそれらについて簡単にふれておく。

まず、赤痢病の流行を『香川縣公文月報』と『香川新報』によって見る。¹⁷⁶⁾『香川縣公文月報』の告示目次を見ると、赤痢病患者表の最初は、7月3日の告示第350号である。その時に初発以来の患者総数はすでに256名、死亡者は29名であった。¹⁷⁷⁾但し、患者と死亡者は市郡別の表示しかなく、松尾村の状況は不明である。

以下、主として『香川新報』によってその経過を簡単にたどる。7月14日の『香川新報』に「本年の赤痢」と題して「本年は現在三百六十九名の赤痢患者を出し居れるが昨年今日の二百五名に比すれば殆ど二倍に比例せりと注意すべきことなり」¹⁷⁸⁾という。それ以降「赤痢彙報」の欄が設けられるが、松尾村に言及する記事は発見できない。

8月9日の記事は「本縣本年赤痢病患者は昨日迄の初発以来總數一千百八十一名、内死亡二百十名、全治五百二十二名、現患者四百四十九名にて其内最も多數を出したるは三豊郡の三百二十一名、仲多度の二百五十一名、綾歌の百八十名、次で香川の百六十五、大川の百三十四、小豆の五十、木田の四十六、高松の二十三、丸龜の六名と云ふ順序なるも三豊は最初に最も激烈に蔓延せしも上下の豫防方其當を得て今は全く沈黙の状態に在りて……昨年同月の統計に比すれば四十四年八月八日の總數八百五十名にて當時の現在患者は三百四十五名にて本年は四十三年と約同數の有様に在り然も今後は既往の状態に徴して益々蔓延の

175) 1910年の赤痢病の流行に関する行政資料は残っていない。そこで、とりあえず、松尾小学校の『沿革史』中の以下の記載を記すことにする。「〔明治43年〕九月一日ヨリ一週間赤痢病猖獗ヲ極ムル。日裏、國木、阿條谷 附近〔ノ〕部落ノ兒童ノ登校ヲ停止セリ／九月六日午後三時ヨリ衛生講話アリ／九月七日ヨリ五日間赤痢病流行ニツキ全校閉鎖ス」（松尾小学校『沿革史』第三四 雜）。なお、『大川町史』では、以上の流行が1909（明治42）年であったように記載している。また、9月7日に「全村閉鎖」ともいっている（『大川町史』、763ページ。傍点は筆者）。

176) 今回閲覧した『香川新報』は、明治45年7月初めから大正元年12月末までである。『大川町史』、764ページ、も参照。

177) 『香川縣公文月報』明治45年7月、240ページ。

178) 『香川新報』、明治45年7月14日。

徴あり此際上下一心に豫防の法を講じ極力撲滅を圖らざれば其慘状到底免れまじと云へり」¹⁷⁹⁾ という。

9月3日の告示第73号によると、初発以来の赤痢病患者の総数は2,102名、死亡者は383名であった。¹⁸⁰⁾

香川県知事・鹿子木小五郎は、9月26日に県令第11号を發して「傳染病豫防上必要ト認ムルヲ以テ本年十月廿六日迄ノ期間ニ於テ市町村及個人ハ當該吏員ノ指示スル日時方法ニ從ヒ家屋内外殊ニ便所、塵溜、床下、牛馬舎ノ掃除、井戸、下水路、汚水溜等ノ浚渫ヲ行フヘシ……」¹⁸¹⁾ と傳達した。翌27日には鹿子木知事は訓令第8号を發して「……赤痢ハ本年初發以來二千六百餘名ニ達シ漸次病勢衰退スト雖モ猶未タ警戒ヲ^(ゆるがせ)忽ニスヘカラサルノミナラス今ヤ當ニ虎列拉病ノ侵襲スル所トナラントシ……今回施行スヘキ清潔方法ハ明治卅四年十一月香川縣令第六十九號ニ據ルハ勿論ナルモ特ニ邸宅内ノ汚水ヲ排除シ床下ヲ乾燥セシメ敷物、衣類、臥具其他ノ家具ヲ日光ニ曝シ便所ノ掃除、井戸ノ浚渫、下水ノ疎通ヲ圖リ且厩牛舎ノ清潔法ヲ行ハシムヘク尚左記各項ノ手續ニ依リ嚴重施行ヲ遂ケ防疫上遺憾ナキヲ期スヘシノ大正元年九月二十七日ノ香川縣知事 鹿子木小五郎ノ……二、市町村吏員ハ警察官吏ト共ニ實地ニ臨檢シ豫メ清潔方法ノ施行必要トスル場所及其ノ期日方法ヲ施行義務者ニ指示シ且施行後ノ成蹟ヲ檢査スヘシノ三、市区町村内ヲ數區ニ若ハ數十區ニ分チ一區ハ一日内一齊ニ家屋内外ヲ掃除セシムヘシノ四、清潔方法施行中ハ市町村吏員及警察官吏巡回監督シ併テ井戸下水路汚水溜ノ浚渫便所塵溜床下ノ掃除及位置構造ノ適否漆喰叩破損等ノ箇所ヲ調査シ修繕改築又ハ新設廢止ヲ要スヘキモノハ時日ヲ指示シテ執行セシムヘシ」¹⁸²⁾ という。ご覧のように、特に四においては清潔方法をことこまかに指示して市町村の吏員と警察官吏が実行するように命じている。

ところで、『香川新報』に「赤痢の豫防心得」が4回にわたって掲載されている。それは当時の赤痢病予防に関する一般の常識を示して興味深いのでほんの少し紹介する。例えば、「(一六) 臺所と井戸には金をかけて立派にお造りなさい、殊に流しもとは清潔に心持よくこしらえて置けば病毒などの集まる事ありません」、¹⁸³⁾ 「(二一) 平常身體を丈夫にして置くのが肝腎です、胃や腸を傷めて居れば此の病気に罹り易くなりますから食過ぎ飲み過ぎなどしてはなりません」¹⁸⁴⁾ 等とっている。

さて、10月2日の告示第141号では、初発以来の県下の赤痢病患者は2,674人、死亡者は

179) 同上、大正元年8月9日。

180) 同上、大正元年9月3日。

181) 同上、大正元年9月26日。

182) 同上、大正元年9月27日。

183) 同上、大正元年10月15日。

184) 同上、大正元年10月16日。

511人に達した。¹⁸⁵⁾翌月、11月1日の『香川新報』は、昨年と本年の赤痢病患者を比較した後、「尚縣下現在患者は百十二名にして最早体勢發生終熄ちかつに近きつ、あるも尚斷續として發生し居り安心ならず」¹⁸⁶⁾という。11月2日の告示第216号では、初発以来の県下の赤痢病患者は2,890人、死亡者は559人であった。¹⁸⁷⁾11月27日の告示第276号では、初発以来の県下の赤痢病患者は2,958人、死亡者は594人であった。¹⁸⁸⁾したがって、11月に入ると赤痢病患者の増加は漸増となり、流行は峠を越えたように見える。赤痢病に関する同年最後の告示である12月22日の第323号では、初発以来の患者総数は2,972人、死亡者は601人であった。¹⁸⁹⁾

他方、10月に入ると県下ではコレラが発生した。10月12日の『香川新報』は「津田町に虎列拉發生／大川郡津田町伊勢町の住ママ蔵〔職〕長男の津川勇（二〇）は八日大阪より汽船にて鶴田港に上陸せしが十日の午後七時頃に至り激烈なる吐瀉あり若しやと十日の午後七時三十分頃同町醫師藤田文助氏の診察を受けしに虎列拉と診定され十一日午前六時頃同醫師より其筋へ届出あり……」¹⁹⁰⁾という。翌日の『香川新報』は「……十一日縣衛生課より出張せし白井検査委員早速糞便の細菌培養に取掛り同日午後帰廳し高島衛生課長其他にて鏡檢中なるが當局者の鑑定に依れば眞正は疑ひなかるべしと……」¹⁹¹⁾と報じる。したがって、香川県下のコレラの初発患者は10月10日に大川郡で発生したことになる。その後コレラ患者は小豆島小江、¹⁹²⁾木田郡庵治村、¹⁹³⁾高松市¹⁹⁴⁾にも出る。『香川新報』は「コレラは多くは六月から八月の間に流行するもので本年の如く秋冷に入ってから流行は珍しい」¹⁹⁵⁾という。11月4日の告示第245号によると、県下のコレラの新患者は高松市の2名であり、県下のコレラ患者の累計は8名であった。¹⁹⁶⁾11月17日の告示第256号では県下のコレラ患者の総数は14名、内死亡者は9名であった。¹⁹⁷⁾12月1日の『香川新報』は「虎列拉終熄」という見出で「當市にては去月十九日川越じょうのすけ鈕之助虎列刺に罹りたるが一兩日中に全治退院の運びに至り居りその後發生を見ざれば該病も今日にては既に終熄期に至り従つて五番丁

185) 同上、大正元年10月2日。

186) 同上、大正元年11月1日。

187) 同上、大正元年11月2日。

188) 同上、大正元年11月27日。

189) 同上、大正元年12月22日。『香川県統計書』大正1年、第4編、347ページ、も参照。

190) 『香川新報』大正元年10月12日。

191) 同上、大正元年10月13日。

192) 同上、大正元年11月3日。

193) 同上、大正元年11月6日。

194) 同上、大正元年11月7日、9日、10日、12日。

195) 同上、大正元年11月10日。

196) 同上、大正元年11月14日。『香川縣公文月報』大正元年11月、96ページ、も参照。

197) 同上、大正元年11月17日。『香川縣公文月報』大正元年11月、102ページ、も参照。

成願寺内に設けある豫防事務所も二三日頃を以て閉づるならん¹⁹⁸⁾ という。12月4日の告示第287号ではコレラ患者は高松市8名、大川郡1名、小豆郡2名、木田郡1名、仲多度郡1名、香川郡4名の計17名で、内死亡者は10名であった。¹⁹⁹⁾ したがって、大川郡内では津田町の、県下における初発の患者1名の後はコレラ患者が出なかったということである。

さて、松尾村である。1912年の松尾村における伝染病に関する資料は、同村の行政資料の中では「第二号／大川郡松尾村大正元年度歳入出豫算変更案決議書」しかない。同歳入出予算更正表を示すと第118表の通りである。この予算変更案は1912年10月13日に議決されたようである。したがって、県下の伝染病の流行の推移からいうと伝染病の流行がまだ完全に終わっていない時期である。ご覧のように、1912年度の伝染病予防費は予算では42円であったが、更正議案では565円44銭1厘と15倍近くに激増している。また、前年度の歳出決算²⁰⁰⁾では衛生費が297円55銭であり、それが伝染病予防費であったから、前年度と比較しても10月の段階で1.9倍である。このような伝染病予防費の増加の状況から、1912年の松尾村における伝染病の流行がいかに激しいものであったかが推測できる。

このような伝染病予防費をどのようにしてまかなうのか。歳入を見ると、前年度繰越金が

第118表 松尾村1912年度歳入出豫算更正表

(単位 円)

歳 入			
科 目	予定予算額	変更予算額	附 記
第四款 繰 越 金	500.000	916.001	
第一項 前年度繰越金	500.000	916.001	
第一目 前年度繰越金	500.000	916.001	
第八款 村 税	5,133.530	5,240.970	
第四項 戸別割	3,680.000	3,787.440	
第一目 戸別割	3,680.000	3,787.440	縣稅戸數割四百七十三円四十三銭 壹円二付八円
合 計	8,038.965	8,562.406	
歳 出 経 常 費			
科 目	予定予算額	変更予算額	附 記
第五款 衛生費	73.000	596.441	
第二項 伝染病予防ヒ	42.000	565.441	
第一目 伝染病予防ヒ	42.000	565.441	
合 計	5,922.215	6,445.656	
歳 出 臨 時 費			
科 目	予定予算額	変更予算額	附 記
通 計	7,374.715	8,038.965	

〔資料〕「松尾村議案決議書」(資料番号：16096；冊子番号：P-96)。

198) 同上、大正元年12月1日。

199) 『香川県公文月報』大正元年12月、118ページ。なお、死亡者は『香川県統計書』大正1年、第4編、343ページ、による。

200) 「香川県大川郡松尾村明治四十四年度歳入出總計決算書」(資料番号：16096；冊子番号：P-96)。

500円から916円1厘となり、416円1厘増加している。また、村税の戸別割が3,680円から3,787円44銭となり、107円44銭増加している。この2つの増収額、523円44銭1厘に当初予算の42円を加えると565円44銭1厘となる。したがって、伝染病予防費の増加は前年度繰越金と村税戸別割の増税でまかなうということである。

5. 2. 7 松尾村組合規定について

先に指摘したが、松尾村においても衛生組合があり、それが伝染病の防遏に活躍したと思われるが、その実態は不明である。ここでは、松尾村の行政資料の中に「寒川郡松尾村組合規定」²⁰¹⁾ がつづられているのを発見したので紹介しておく。なお、この規定は1891年8月3日、4日の村議会で審議され決定された。²⁰²⁾

議事録によると、²⁰³⁾ 書記が原案を朗読する前に「議長ハ各員ニ対シ今般本按ヲ提出シタルノ趣旨ヲ充分ニ説明シ各員ヲシテ其趣旨ヲ了承セシム」という。

「第一條 村内ノ衛生教育勸業等ヲ進歩セシメ且ツ生命財産ノ安全ヲ計ランガ為メ隣保團結ノ旧慣ニ基キ組合ノ規定ヲ設ク」

松尾村の衛生組合は、単に伝染病の防遏外衛生に関する事項だけではなく、教育や勸業もその対象にしている点が特徴であろう。そして、村会では、第1條に関して特段異議はなかった。

「第二條 組合ハ村内各大字現在ノ組合ヲ以テ一組合トシ地域ノ區画ニ至リテハ組長協議ノ上取定メ置クモノトスノ但時宜ニヨリ一字全部或ハ幾部分ノ組替又ハ分合スルノ必要アル場合ハ村長ニ於テ適宜執行スルコトアルヘシ」

第二条に関しては4番議員から修正の提案が行われたが、2番議員からも修正の提案があった。2番議員の修正は、第2条を修正して「組合ハ村内各大字現在ノ組合ヲ以テ一組合トシ地域ノ^(ママ)區画ニ至リテハ組長協議ノ上取定メ置クモノトス但時宜ニヨリ分合スルコトアルベシ」とするという提案であった。これに対して4番議員は「前説ヲ取消シ2番議員ノ修正

201) この資料は「松尾村事務報告」（資料番号：16005；冊子番号：P-5）にある。

202) 田中熊三郎村長は池袋啓造郡長に対して次のような報告をしている。「組合規定報告ノ寒川郡松尾村組合規定別紙之通村會評決相成候条此如報告候也ノ明治廿四年八月八日ノ松尾村長田中熊三郎ノ大内寒川三木郡長池袋啓造殿」（同上資料）。

203) 以下の村議会の審議は「寒川郡松尾村会議事録」（同上資料）による。

説ニ賛成ス」という。6番議員も「前説ノ賛成ヲ取消シ貳番議員修正説ニ賛成ス」という。「議長決ヲ採リシニ二番議員ノ修正説ニ決ス」となる。したがって、上記の第二條は、修正された文言であろう。

「第三條 毎組ニ於テ其組内公撰ヲ以テ一名ノ組長ヲ置クモノトスノ但時宜ニヨリ協議員若干名ヲ置クコトアルヘシ」

「第四條 協議員ハ村長之ヲ撰定ス」

「第五條 組長協議員ハ名誉職トス」

「第六條 組長職務取扱ニ関スル現費及組合ニ要シタル費用ハ其組合協議ノ上適宜支辯シ村長ヘ届出ツヘキモノトス」

第三条から第六条については特段の異議がなかった。ご覧のように、組長と協議員は名誉職であり、組合の費用は組合が支弁するという仕組みであった。

「第七條 組長ハ左ノ衛生事項ニ就キ常ニ受持区内ヲ視察シ不行届ノ廉ハ懇篤説諭ヲ加ヘ若シ之ニ應セサルモノ在ルトキハ速ニ村長又ハ警察官ニ報告スルモノトス

一 衛生ニ関スル諸達ヲ受持内ニ周知セシムヘキコト

二 飲料水ノ不良ナルモノハ適宜改良スヘキコト

三 腐朽ノ井戸側ヲ修築シ又ハ井辺ノ不潔汚水ノ□²⁰⁴⁾留ヲ洒掃^(さいそう)疎通スヘキコト

四 下水溝又ハ便所ノ破損及ヒ腐朽ニ属セシモノハ改修シ汚物ノ浸通ヲ防クヘキコト

………

十四 種痘ノ季節ニ及フ時ハ普ク接種スヘキコト

十五 傳染病流行又ハ兆アル場合ニ於テハ明治廿四年四月本縣訓令第十二号傳染病豫防心得書ノ趣旨ヲ説諭シ其方法ヲ實際ニ普及セシムルコト

十六 傳染病流行ノ際組合内ノ者流行地ニ來往シ又ハ該地ヨリ組合内ニ來ルモノアルトキハ其感染ノ有無ニ注意スヘキコト

十七 傳染病ニ疑ハシキ患者ニシテ未タ醫療ヲ受ケサルモノ在ルトキハ速ニ醫師ノ診察ヲ受ケシメ果シテ傳染病ナルトキハ其豫防ノ方法ヲ懇ロニ示シ速ニ相当ノ手續ヲナスヘキコト

………」

204) 判読不能を示す。

第七條の原案には8番、6番議員が賛成し、「議長決ヲ採リシニ別ニ異議ナキヲ以テ原按ノ通り決ス」。

この規則には「衛生組合」という名称がついていないが、その後の条文を読むとその理由が分かる。

「第十條 組長ハ左ノ各項ニヨリ村長ノ指揮ヲ受ケ告示諭達等ヲ組内各戸ニ説示シ又ハ就学督促及戸籍上ニ関スル届出ヲ怠ラサル様注意シ其取締ヲ為スモノトス

………

四 組長ハ組内ノ学齡兒童一旦就学セシ後登校ヲ怠ルモノアレハ訓諭シテ登校セシムル様注意スルモノトス

五 組内ノモノハ総テ学校ニ對スル義務ヲ怠ラサル様注意スルモノトス

六 組長ハ組内ニ於テ脩学持志ノモノ一家赤貧ニシテ脩学スルコト能ハサルトキハ組合中ヨリ学資ヲ補助シテ脩学シ得ヘキ様注意スルモノトスノ但本文ノ場合ニアリテ該組内ヨリ補助スヘキ力足ラサルトキハ二名以上ノ保証書相添ヘ村長ヘ申出ツ可シ」

七 組長ハ常ニ組内人員ノ異動ニ注意シ其届出ヲ怠リタルモノハ必ス訓諭シテ其手續ヲ盡サシムルモノトス

八 組内ヘ新タニ来住又ハ寄留スルモノハ組合中ノ協議ヲ遂ケ然ル後村長ヘ届出ツルモノトス

………

十 組長ハ組内ノ兵事ニ関係アルモノ、願届等ハ決シテ遅滞ナク其願届等ノ手續ヲ盡サシムルモノトス」

以上のように、第十条は、組合が児童の就学促進を行い、赤貧の家庭の子弟には学資を補助し、組内の人々の異動に常に注意を払い、兵役の手続きを遅滞なく行うようにすることを指示している。したがって、松尾村は、組合あるいは組長を通じて衛生、就学、兵役、戸籍に関する村民の生活や行動を監視し、統制しようとしたのである。しかし、留意すべきは、それが村民の代表（一部分とはいえ）からなる村議会で審議され決定されたことである。

さらに、第十一条は次のようにいう。

「第十一條 組長ハ組内ノ國稅地方稅村稅ノ納稅義務アルモノヘハ常ニ注意シ納期日前必ス上納セシメ決シテ怠納処分ヲ受ケサセ間敷クコト」

したがって、松尾村の組合は納税促進機関でもあったのである。

以上のように松尾村組合は、単に伝染病の防遏や衛生思想の普及を行うのみならず、就学、戸籍、兵役、納税という村の行政全般を監視し促進する組織として位置づけられていたのである。

5. 2. 8 松尾村村医設置規定

松尾村会議は1891年9月11日に村医設置規定を議定した。その規定は以下の通りである。²⁰⁵⁾

「第一条 本年本縣訓令第八十八号ニ^(したが) 遵ヒ本村定季及臨時種痘ハ素ヨリ公衆衛生上必用ノ為メ村医一名ヲ設置スルモノトス

第二条 村医手充ハ理事者ニ於テ其年度末事業ノ多寡煩閑ヲ査定シ其額ヲ定メ村會之ヲ認定シテ支給スルモノトス但時機ニヨリ臨時支給スルコトアル場合ニ於テモ本文ニ準ス

第三条 村医ハ村會之ヲ撰任スルモノトス

第四条 至急ノ場合村医行違等ノ為メ時機ヲ誤ルヘキ虞アルトキハ理事者ニ於テ他ノ医員ヲ臨時雇ヒ上クルモトス但手当支給方ハ第二条ノ例ニ依ル

明治廿四年九月十一日提出

村長 田中熊三郎

」

この原案は1891年9月11日の村会議に提案され、第一次会を通過の後、第2次会に入り逐条審議が行われる。²⁰⁶⁾ 第1条、第2条、第3条、第4条は異議なく承認され、第3次会にかけられる。そこで、「議長茲ニ於テ各員ニ向ヒ本村ノ第三次會込ハ是ニテ決了ス。依テ引續キ本規定第三條ニ依リ本會ニ於テ村醫ヲ撰任スヘキ旨ヲ報告シ撰挙セシム」。その結果、陶山三郎が4点、陶山水太郎が3点、稲山文次が1点となり、陶山三郎が松尾村の初代村医となる。翌12日に田中村長は香川県知事・谷森眞男に宛て「村医設定報告／寒川郡松尾村大字田面／医師陶山三郎／右ノ者当松尾村々医ニ撰定致候条此如報告致候」と上申する。

「事業ノ多寡煩閑ヲ査定シ其額ヲ定メ」という、松尾村の村医手当はいくら位であったのであろうか。すでに5. 2. 1 1893年の赤痢病の流行と同年度の伝染病予防費、の項で、村医の陶山三郎に対する1893年度の手当が3円であること、また、5. 2. 2 1894年の赤痢病の流行と村医手当、において1894年度の同人に対する村医手当が同額の3円であることを紹介した。また、5. 2. 4 1908年の伝染病の流行と同年度の伝染病予防費、において、

205) 「松尾村々村医設置規定」、「寒川郡松尾村會議事録」(資料番号：16005；冊子番号：P-5)。

206) 以下は「明治廿四年九月十一日開會／寒川郡松尾村會議事録」(同上資料)による。

保健衛生費の項において村医に 100 円近い金額が支給されるという提案であることも見た。²⁰⁷⁾

ここでは、追加的に 2 つの村医手当の例を紹介する。1 つは 1892 年度の村医手当の事例である。

「
村医手當支給議案
 一手当金五拾錢村医 陶山三郎
 一手当金拾壹円拾錢臨時雇入医 陶山水太郎
 但明治廿五年四月ヨリ五月ニ至ル臨時種痘六回參円一回金五十錢秋季通常種痘四回金
 壹円六拾錢一回四拾錢廿六年二月三月臨時種痘拾三回金六円五拾錢一回金五拾錢也ニ
 シテ如斯明治廿六年三月十九日提出／寒川郡松尾村長田中熊三郎」²⁰⁸⁾

ここでは村医の陶山三郎に対する手当が 50 銭となっているのはどのような理由によるのか分からないが、臨時に雇い入れた陶山水太郎医師が行う種痘の件費としては 1 回毎の金額に回数を乗じて算出している。1892 年度の決算を見ると、²⁰⁹⁾ 種痘費は 16 円 23 銭 7 厘となっている。同年度の予算額は 8 円 30 銭であったので、附記では「金七円九拾三銭七厘ヲ増加スルハ臨時種痘執行シタルニ依ル」とある。したがって、陶山水太郎医師に対する手当の支給額も増加したのであろう。なお、この「村医手當支給議案」は村議会で認定されている。

もう一例は 1895 年度の村医手当である。

「
村医手^(ママ)當支給認定議案
 一手当金貳円也臨時雇医 陶山水太郎
 説明
 明治廿八年春季種痘執行ニ臨ミ雇入同年四月廿五日五月二日九日十六日廿三日ニ都合五
 回接種セシニ依ル
 一手当金五円也村医 陶山三郎
 説明

207) 但し、1908 年度の決算では、保健衛生費は 64 円 40 銭となっている。同年度の予算額は 106 円であったので、附記で「金四十一円六十錢ヲ減ジタルハ医師ノ手当少ナク給セシニヨル」（「第一号議案／大川郡松尾村明治四十一年度歳入出決算報告書」（資料番号：16090；冊子番号：P-90）とある。したがって、医師の手当では大分減額されたのであろう。

208) 「村医手當支給議案（認定）」、「松尾村会議事録」（資料番号：16008；冊子番号：P-8）。なお、「（認定）」は手書きで挿入されている。

209) 「香川県寒川郡松尾村明治廿五年度歳入出決算報告書」（「大川町引継資料」〔資料番号：16002；冊子番号：P-2〕）。

明治廿八年八月十九日ヨリ同年十一月十五日ニ至ル八十九日間傳染病流行ニ際シ病家ハ勿論隣家之健康診断ノ為メ數回ノ診察ヲ求メ殊ニ戰地ヨリノ郷土兵士及軍役人夫ノ帰郷度毎健康診断ノ為メ是又數回相求メタルニ由ル

明治廿九年三月九日提出

松尾村長 田中熊三郎

」²¹⁰⁾

陶山水太郎医師を春季の種痘接種のために5回臨時に雇い入れて2円を支給したり、伝染病の防遏や日清戦争に従軍した兵士や人夫の健康診断を行うために村医の陶山三郎医師に往診などを依頼したりしたために5円を支給するという議案である。この議案は1896年3月9日の村議会で提案された。²¹¹⁾「議長曰ク續テ第二議案即チ村医手当支給認定議案ニ就キ意見ヲ問ウ是ハ簡單ナル議題ニヨリ一次會ニテ決了スヘキ旨ヲ告ク書記ヲシテ原按ヲ朗読セシムノ各議員異議ナキ旨ヲ表スノ議長裁決セシニ各議員異議ナク原按ノ通り決ス」となる。

以上が村医手当の事例であるが、通常の場合、年度末にその年度における医師の医療活動を勘案して数円の手当が支給されたようである。

5. 2. 9 1911年度の役場吏員年末賞与支給の件

1911年度においては松尾村役場の吏員は、松尾村尋常高等小学校の新築や今のべた伝染病の防遏さらには公有林の整理統一事業に取り組み、多忙を極めたと想像される。そのためであろう、1912年2月29日に木村村長から次のような年末賞与支給の提案が行われた。²¹²⁾

「明治四拾四年度役場吏員年末賞與支給認定案

一金拾圓也

助役 田中縫次郎

右〔ノ〕者本年度公有林統一整理学校建築事務繁雜及傳染病豫防救治ニ従事シ病毒汚染ノ懼リアルニモ不^(ママ)掲 事務勉勵ニ盡シ依テ頭書ノ金額ヲ賞與トシテ支給スルモノトス

一金五円也

収入役 多田幸太

一金五円也

書記 丸山萬吉

一金參円也

全 安部由太郎

一金貳円也

使丁 朝倉恒助

210) 「村医手当支給認定議案」、「松尾村村会議事録」(資料番号：16008；冊子番号：P-8)。

211) 以下は「明治廿九年三月九日開會ノ寒川郡松尾村會議事録」(同上資料)。

212) 以下は「松尾村議案決議書」(資料番号：16096；冊子番号：P-96)による。なお、以下の傍点は筆者による。

一金貳円也
 使丁 新田亦吉
 右〔ノ〕者本年度中学校建築及公有林統一整理又傳染病流行等在之役場事務非常ニ繁雜
 ニモ不^(マ)掲 勩励ヲ盡シタルニ付頭書之金額ヲ賞與トシテ支給スルモノトス
 一金壹円五拾錢
 学校使丁 木村喜平
 右〔ノ〕者校舎建築中特〔ニ〕事務多用ニ在之頭書ノ金額賞與スルモノトス
 明治四拾五年貳月廿九日提出

松尾村村長 木村恵一郎 』

また、木村村長に対しても松尾村会として15円を贈与することが提案される。その提案理由と承認は次のようである。

「金拾五圓
 村長 木村恵一郎
 右〔ノ〕者明治四十四年度中公有林統一整理小学校建築ニ従事シ其盡力多大ナルノミナラ
 ズ傳染病流行ニ際シ其豫防事務ノ指揮宜シキヲ得タリ依テ其賞トシテ頭書ノ金額ヲ贈與スル
 モノトス
 明治四十五年二月廿九日

松尾村々會

右承認ス

出席議員 龍田三郎
 真子胤吉
 多田熊一 』

したがって、吏員に対する年末賞与26円50銭、村長に対する贈与金15円の合計41円50銭が支給されることになる。これらの議案は、議事録がないので確認できないが、原案の通り承認されたのであろう。

1911年度の決算書を見ると、²¹³⁾ 第1款 役場費、第6項 賞與、において、予算額が18円であったのが、決算では57円となり35円増加している。35円の増加は、以上の賞与と贈与金の支給が原因であろう。なお、予算額から大きく増加した理由について「●金參拾九円ヲ増シタルハ吏員ニ賞與ヲ多ク給与セシニヨル●コノ不足金ハ全部豫備費ヨリ補充」とあるから、それらの賞与と贈与金は予備費の流用によってまかなわれたのである。

以上のように、村長と吏員、小使に対する賞与は、田面区の区有林外の松尾村への贈与や1911年度の松尾尋常高等小学校の校舎建設と伝染病の防遏に取り組んだ功勞に報いるという意味から支給されたのである。

213) 「香川県大川郡松尾村明治四十四年度歳入出總計決算書」(同上資料)による。

Ⅶ むすび

本稿は、明治期の香川県の地方行財政の運営に焦点をあてて、特に大川郡富田村と同松尾村の行政資料を分析して明治期の地方行財政の実態を明らかにしようとするものである。

ところで、本稿は2007年に執筆を開始したが、その際に課題が明らかにされていなかった。そこで、本稿を閉じるにあたって課題の設定を行い、それと関連した分析の結果を示したい。

まず明治期の地方行財政に関するこれまでの先行研究のうち代表的な研究をいくつか取り上げ、それらについてごく簡単に検討する。

最初に、明治期の地方財政に関する古典的研究である、藤田武夫の『日本地方財政制度の成立』（1941年）を取り上げる。藤田は、本稿の(1)で指摘しように、²¹⁴⁾ 同書の結語において、明治維新後20年間を経て成立した地方財政制度は「官製的性格、輸入的性格を賦與され、強度の官治性と劃一性を備えた。」²¹⁵⁾ という。藤田によれば、新制度を運用するにあたっては、市町村の実状から見ると政府の後見人的役割は不可欠であり、この点で新制度は官治的であるとする。しかし、「官治と自治は、或意味で十分に両立し、又補充的な関係にあり得た」。²¹⁶⁾ つまり、「当時の市町村の自治的性格は、……寧ろ政府の育成によって強化される如きものであった」。²¹⁷⁾ そして、この点に、「自治の日本的形態或いは自治の日本的性格」²¹⁸⁾ が見られるという。このような藤田の見解は、『日本地方財政制度の成立』の続編である『日本地方財政発展史』（1951年）においても変わっていない。同書は、1940年までの財税制改革を追っているが、その結言において「かゝる特殊な近代国家の形成過程において成立した日本地方財政制度は、本来的に強度の官製的性格、官治性並びに劃一性を備えた。」²¹⁹⁾ といい、「……前述のやうな反自治的な性格と内容を興えられた日本の地方財政制度は、かくて、ついに今日〔1940年〕まで眞の自治財政を確立し得なかつたのである。」²²⁰⁾ という。²²¹⁾ そして、その後、地方財政制度の「輸入的性格」や「官治性」等という藤田のテーゼは広く受け入れられて普及してきた。

それらのテーゼのうち、地方財政制度の「輸入的性格」については、観点は藤田とことな

214) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(1)」、『尾道大学経済情報論集』第7巻第1号、2007年6月、30～31ページ。

215) 藤田武夫『日本地方財政制度の成立』岩波書店、1942年、227ページ。

216) 同上書、180ページ。傍点は原文の通りである。

217) 同上。

218) 同上。傍点は原文の通りである。

219) 藤田武夫『日本地方財政発展史』河出書房、1951年、675ページ。

220) 同上書、677ページ。

221) 藤田は、1976年に、「明治地方自治制」（藤田武夫『現代日本地方財政史』第1巻、日本評論社、1976年、5ページ）は「中央政府の必要から、人口手術によって、この世にひきだされた早産児として誕生した」（同上書、3ページ）といている。

るかもしれないが、宮本が異論をとこなしている。宮本は1958年の論文で「このように明治地方自治制をプロシャの地方制度の直輸入版として考えることはまちがいでないが、これをすぐさま本質的性格とするのは皮相的な見解であろう。何故ならば、直輸入されても土着するためには、何らかの国内的基盤がなければならないからである。」²²²⁾という。2005年には、宮本は、もっと明確に「戦前の明治地方自治制にしても、地方行財政学者は、『あれはプロシャの直輸入だ』、あるいは『外圧でできたのだ』と評価するのですが、私はこの見方に反対です。いくら外圧を加えられたからといたって、制度というものはそう簡単にできるものではない。自由民権運動をはじめとする住民たちの自治を求める声があって、はじめ明治地方自治制はできた。」²²³⁾といている。

私は、藤田がいう「官治性」という用語について若干疑問を感ずる。1888年に公布された市制町村制下の地方行財政が「官治」であるという、藤田の指摘は奇妙である。というのは、『広辞苑』（第6版、2008年）にしたがうと、語の意味において「官治」とは「国家が直接、自らの機関によって行政を行うこと。」ということで、「自治」と対立する言葉である。したがって、地方制度において「官治」が成立するということは、国が地方団体を直接支配するということである。私は、理屈の上からいって、官治が存在すれば、本稿で対象とする市町村の自治は存在しないはずであると考え。しかし、藤田は、今紹介したように「官治と自治は、或意味で十分に両立し、又補充的な関係にあり得た」というのである。どういう形で官治と自治が両立するというのであろうか。²²⁴⁾

周知のように、市制町村制は、第2条（以下、市制町村制を「両制」と略称する。）で「市（町村）ハ法律上一個人ト均ク權利ヲ有シ義務ヲ負擔シ凡市（町村）ノ公共事務ハ官ノ監督ヲ受ケテ自ら之ヲ處理スルモノトス」という。市制町村制は、市町村に法人格を与えて、一箇独立の人格を賦与する。そして、市町村は、官の監督を受けるのであるが、公共事務を自ら処理できるのである。

勿論、市長は、市会が推薦した候補者3名の内から天皇の裁可を請うて内務大臣が選任する。町村長は、町村会において選挙して府県知事が認可する。また、財政運営においては強

222) 宮本憲一「第二部 明治大正期の町村合併政策—明治地方自治制の矛盾とその展開—」、島恭彦編『町村合併と農村の変貌』有斐閣、1958年、50ページ。

223) 宮本憲一『日本の地方自治 その歴史と未来』自治体研究社、2005年、71ページ。

224) 明治憲法下では、府県は中央政府の出先機関であり知事はいわゆる官選であったから、府県は「官治」であったといえるであろうが、市町村は府県とは異なるのである。龜卦川は「即ち市町村に関する基本規定は、すべて市制町村制にもらわれているが、府県および郡の場合は、執行機関に関する規定の一部は、地方官官制（明治一九年勅令五四号）に定められているのである。このことは、府県および郡の首長が国の官吏をもってこれにあてられていたことによるものに外ならない。即ち府県と郡は、本来、府県知事および郡長の所管する国の行政区画であり、それが同時に地方公共団体の区域となり、その執行機関には、国の行政官庁〔行政官吏?〕たる府県知事および郡長が、そのままあてられていたものである。」（龜卦川浩『地方制度小史』勁草書房、1962年、77ページ。傍点は筆者。）といている。

制予算の制度がある。さらに、国家の行政事務を滞りなく行うために、ごく最近まで存在した機関委任事務の制度があった。そして、市町村議会議員は、地主等の資産家に実質的に限定されていたことも事実である。しかし、そのように幾重にも制約が課せられていたが、市町村長や市長村議会議員は住民から選出された代表者であり、基本的には自治を与えられて地方行財政を運営できたのである。確かに「官ノ監督ヲ受ケテ」という側面があったのは事実であるから、私は市制町村制下の地方自治をさしあたり「後見的自治」と名付ける。²²⁵⁾

先走るが、明治以降の地方行財政が地主中心であったとはいえ自治的に運営され、その伝統があったために戦後において日本国憲法で地方自治が認められ、地方自治法が成立して以降住民は自治的な地方行財政の運営を行うことができたのではないかと思う。

先行研究として挙げるべき第2番目のものとして、宮本憲一の研究がある。宮本の研究は、地方財政の実態の分析がかならずしも充分でなかった藤田の研究を補完する。宮本は、柴田との共著『地方財政』（1963年）において、1888年の市制町村制と1890年の府県制郡制によって成立した地方自治制度を明治憲法体制下の地方自治制という意味で「明治地方自治制」²²⁶⁾とよぶ。²²⁷⁾ その下では、地方政治に参加しうる者が地主その他の有産者に限定されるとともに、有権者は等級選挙制度により資産や所得の多寡により一票の権利に格差があった。したがって「明治地方自治が、名望家とくに地主の地方自治であったことが分かるだろう。」²²⁸⁾ という。宮本は、地方財政については以下のような特徴があるという。歳入における「もっとも重要なかぎが教育費と土木費に含まれている。」²²⁹⁾ とする。特に市町村がになった義務教育は企業が必要とする労働者とハシチャワン軍隊の兵士を養成するという任務を担った。他方、歳入面では、財産収入が基本とされたが、それは最初から破産して

225) これは、藤田が「政府は市町村の自治活動を育成指導する後見人的役割をも買って出た」（藤田『日本地方財政制度の成立』、180ページ；同書、179ページ、も参照。傍点は西山）といっているのを援用した用語である。

226) 柴田徳衛・宮本憲一『地方財政—現代資本主義と住民の生活—』有斐閣、1963年、31ページ。宮本は「官治性」という言葉を慎重に避けているように見える。

227) 但し、今のべた理由により、明治政府の出先機関であった府県と郡を市町村と一緒にして「明治地方自治制」と呼ぶのは問題であろう。

228) 同上書、33ページ。傍点は筆者。

229) 同上書、34ページ。

230) 同上書、37ページ。

231) 同上書、38ページ。傍点は筆者。但し、戸数割は府県税であり、市町村におけるその付加税は「戸別割」と称された。周知のように、市制町村制第90条は具体的に税目を列挙せずに「国税府県税ノ附加税」と「直接又ハ間接ノ特別税」の2つの系統を示すだけであった。そして、1888年6月の内務・大蔵両大臣の訓示により地価割、戸別割、家屋割、営業割等は付加税に属し、反別割は特別税に属するとした。「かくして市町村税は、暫く従来の區町村費の徴収科目と同様に地價割、戸別割、家屋割、営業割及反別割によることとなり、直接には何等新税を加へられなかった。」（藤田『日本地方財政制度の成立』、163ページ。傍点は筆者。）なお、区町村費の徴収科目を「特に地價割、営業割及び戸別割と呼んだのは、地方税の地租割、営業割及び戸数割との名稱上の混淆を避けるためであった。」（同上書、111ページ。傍点は筆者。）という。

いた。つまり、1892年度の町村歳入にしめる財産収入はわずかに3%であった。²³⁰⁾そして、「市町村収入の中心であった戸数割」²³¹⁾は見立割と称されるもので、課税標準すらはつきりしなかった。

このような宮本の鮮やかな分析は当時非常に新鮮に感じられたが、その輝きは今でも失っていない。彼が明らかにした論点を少し箇条的に確認すると以下のようなものである。まず、明治期の地方自治制を「地主の地方自治」とする指摘は、本稿でも富田村の村議会議員の当選者で確認される。つまり、1891年度の貧富点数分布の最上位の者25名のうち村議会議員は11名であり、村議会議員の18名の過半を占める。特に最富裕層のトップ5名はすべて村議会議員として当選しているのである。²³²⁾そして、点数の内訳を見ると、土地点数が大部分をしめ、村議会議員が地主中心からなることは明らかである。したがって、明治地方自治制は、宮本がいうように「地主の地方自治」であったように見える。宮本は、いつも「地主の地方自治」について石川県鹿島郡金丸村^{かねまる}の例を挙げる。同村における大正初期の村議会議員選挙を見ると、一級選挙人の場合にはわずか2票で当選したとの衝撃的な実態を紹介する。²³³⁾しかし、宮本は、金丸村以外の町議会議員や市議会議員の出自について実証をしているわけではない。しかがって、「地主の地方自治」が完全に解明されているとはいえない。

注意しなければならないが、村の自治が「地主の地方自治」だからといって単純に地主だけの利益を考えて村の行財政が行われたわけではないということである。村落共同体の色彩がまだ色濃くあった明治期という背景もあり、教育や衛生、消防等においては村全体の利益を視野に入れた行財政が行われたのである。

宮本の明治地方自治制に関する分析のうち、明治期の地方財政の分析は全国レベルでの話しであり、金丸村は登場しない。宮本の『日本の地方自治』においても、地方財政の話しでは、それまでと同様に、義務教育は、ハシチャワン軍隊の兵士と近代的労働者を養成するために貢献したとする。しかし、「この重大な義務教育の費用は全部市町村に押しつけられました。なぜかという、国家財政の方は軍事費を中心に拡大して、財源がないのです。そこで国家にとって必要だった教育を自治体に押しつけましたので、自治体が七転八倒する騒ぎになるのです。」²³⁴⁾という。義務教育費によって市町村が「七転八倒する騒ぎになる」有様を、宮本がフィールドとする金丸村で実証してくれれば一層興味深いと思われるが、それ

232) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政（5）」、『尾道大学経済情報論集』第10巻第1号、2010年6月、34～36ページ。

233) 柴田・宮本、前掲書、33ページ。

234) 宮本憲一『日本の地方自治 その歴史と未来』自治体研究社、2005年、35ページ。

235) ごく簡単には、若林喜三郎編『金丸村史』金丸村史刊行委員会、1958年、177～179、183～185ページにはある。しかし、残された同村の行政資料は非常に詳しいというから、もっと立ち入った分析が期待される。

は未だに十分に達成されていない。²³⁵⁾ 私が富田村と松尾村の財政分析で行ったことは、宮本のいう「七転八倒する騒ぎ」の実態であるかもしれない。

富田村の場合には、1911年度の教育費をめぐる予算編成を見ると、義務教育年限の延長と高等科の設置に伴い、校地と校舎の拡張が求められ、教育費は9,489円61銭1厘に達した。その財政資金は、積立金と前年度繰越金で4,089円61銭1厘をまかない、残余は5,400円の村債を発行して、負担を将来に転嫁する形で教育設備を整備せざるをえなかったである。²³⁶⁾ 松尾村においては、より事態は深刻であり、それまでの校地の拡張は区の寄付金でまかない、校舎の副築は積立金、財産売却代金、区からの寄付金、公債金、村税の増税でまかかったのである。²³⁷⁾

明治期においては突発的に大流行した伝染病は多くの村民の命を奪ったが、衛生費をまかなう財源は、富田村を見ると前年度繰越金、予備費の流用、村税の制限外課税、財産売却代によってまかなわなければならなかった。²³⁸⁾ また、松尾村の場合には、1912年度を見ると、伝染病予防費が予算では42円であったが、歳出予算更正額では565円44銭1厘となり、15倍近くに激増した。それは、前年度繰越金と村税戸別割の増税でまかなわれたのである。²³⁹⁾

もう1つ、村民の財産を守る重要な手段である消防を見ると、富田村の場合には、各大字の有力者の寄付によってやっと大正期に入って富田村消防組第一部と第二部が作られたのである。²⁴⁰⁾

このように明治期においては、県や国の補助金は基本的になく、村民の財政負担によって村の行政サービスが提供されたのである。その理由は、宮本がいうように、国家は富国強兵を推し進めて財源的に手一杯であり、地方団体に対する援助までには手がまわらなかったということであろう。そして、地方団体に対する財政援助を基本的に行わないという政策は、少し先走るが、その後における1918年の義務教育費国庫負担金法や1936年の臨時町村財政補給金規則を生み出す素地を形成したといえるであろう。

第3番目の先行研究としては、個別の村の行財政に関する原資料を駆使した画期的な共同研究として1991年に刊行された、大石・西田編著『近代日本の行政村』²⁴¹⁾がある。本書

236) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(3)」、『尾道大学経済情報論集』第8巻第2号、2008年12月、27ページ。

237) 本稿「明治期における香川県下の市町村財政(7・完)」、『尾道大学経済情報論集』第11巻第1号、2011年6月、13～22ページ。

238) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(4)」、『尾道大学経済情報論集』第9巻第2号、2009年12月、54ページ。

239) 本稿「明治期における香川県下の市町村財政(7・完)」、『尾道大学経済情報論集』第11巻第1号、2011年6月、47～51ページ。

240) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(6)」、『尾道大学経済情報論集』第10巻第2号、2010年12月、157～160ページ。

241) 大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村』日本経済評論社、1991年。

は、長野県埴科郡五加村を対象とし同村にほぼ完全な形で残されていた役場文書と区有文書を分析して1889年から1955年までの近代日本の行政村の構造と変化を明らかにしようとする。²⁴²⁾ 本書は800ページ近い大著であり、66年間の村の行財政活動を分析するが、ここでは明治期に限定して少し検討する。

本書は66年を6つの時期に区分するが、明治期に該当するのは、第1期 行政村の創設期（1889年から1894年ないし1895年まで）と第2期 行政村の定定期（1894年ないし1895年から1911年まで）である。第1期の成立期における五加村の特徴を2つ挙げると、第1には、行政村としての五加村と5つの部落＝区の二元構造が根強く残っていたこと、第2には、町村の「自治」に対して内務省―県―郡を通じた官治的統制が強固に設定され、幾重にも町村の「自治」を監督指導する体制が敷かれたことである。²⁴³⁾ 行財政に関しては、1889年から1905年までの歳出決算額（表1－31）と歳入決算額（表1－32）のうち、1894年までが分析される。その結果、村議会においては「部落割拠的な運営方法が採られていた」。²⁴⁴⁾ また、1891年の各区の歳入・歳出予算表（表1－36）が掲げられ、その運営状況を見ると、部落経費では「『山と水』を中心とした共同体の維持管理費がほとんどを占めて」²⁴⁵⁾ いた。そして、部落間の対立は「行政村の行財政機能を麻痺させ」²⁴⁶⁾ たために、「国家の側では県―郡を通じた強力な行政指導を行い、また部落間対立の調停者としての役割を果た」²⁴⁷⁾ したという。

第2期については、表1－31と表1－32のうち、1894年から1905年までが取り上げられ、歳入と歳出が分析される。また、部落行財政については、1890年から1905年までの内川区の歳出表（表1－45）が分析される。「日露戦後期には部落の行政機関たる要素は一層強まり……部落は行政村に対してより従属的な位置に立たされていった。」²⁴⁸⁾ その結果、「部落レベルにまで行政村的公共は浸透してゆき」²⁴⁹⁾ 行政村は「1900年代に至ってほぼ定着したと判断することができる。」²⁵⁰⁾ という。

以上のごく簡単な紹介から分かるように、5つの部落からなる五加村の明治期の行財政の運営の大きな課題は、各部落が自己主張し、相互に対立していた状況をどのように五加村という行政村に同調させ協力させて行くようにするかであった。

『近代日本の行政村』は、完全な形で残されていた五加村役場の文書を使った11年半にわ

242) 同上書、2～3ページ。

243) 同上書、80ページ。

244) 同上書、92ページ。

245) 同上書、103ページ。

246) 同上書、118ページ。

247) 同上。

248) 同上書、152ページ。

249) 同上書、161ページ。

250) 同上書、162ページ。

たる共同研究の成果であり、個別の村を研究対象とする筆者にとって貴重な先行研究である。それを軽々に批判をすることは慎まなければならないが、さしあたり以下の点が問題となるであろう。それは、五加村の位置づけである。この研究では、あたかも五加村が日本の行政村を代表するかのよう論じられているが、五加村の特殊性と一般性をどのように識別するかである。例えば、五加村の第1期では部落割拠主義が見られ、それに対して国一県一郡が強力な行政指導を行って一体的な村の運営を実現したということであるが、そのような村落運営の変遷はどのような村にもあてはまるのか否かである。筆者が紹介した富田村と松尾村の場合には、すでに見たが、そのような変遷をたどっていないように見える。したがって、五加村特有の事情と全国の村に妥当する一般性の区分けが必要であると思われる。²⁵¹⁾

第4の先行研究として、『近代日本の行政村』と奇しくも同じ年に出版された山田の『近代日本の国民国家と地方自治』²⁵²⁾がある。宮本は同書を「明治地方自治制研究の到達点」²⁵³⁾と高く評価する。²⁵⁴⁾そこで、同書についてごく簡単に紹介する。本書は、国際比較史の観点から明治地方自治の特徴を検証した600ページを超える浩瀚な書物である。本稿に関連する部分にしぼると、第1に、国際比較史家の山田の観点からいって当然かもしれないが、明治の地方財政についてはほとんど言及していないということである。わずかに目についたのは「地方自治が中央行財政の地方への転嫁と地方行財政の中央への従属の機構とな」²⁵⁵⁾ったという点であるが、その意味するところは判然としない。第2に、こちらの方が筆者にとって重要であるが、19世紀後半の国際的な背景をふまえ、博引傍証にもとづいた研究の結論についてである。それは、「明治地方自治の体系が、府県・郡・市町村の階層

251) この点は、本書が刊行された直後の書評において指摘されている。山田は、五加村が「近代日本の行政村の1つのモデルとなるような特徴をもっていた」といい「本書の研究が五加村一ヶ村の分析をとおして、『近代日本の行政村』全体の研究たることが出来た」(山田公平「書評 大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村—長野県埴科郡五加村の研究』、『社会科学研究』[東京大学社会科学研究所紀要]、第43巻第3号、1991年、262ページ。傍点は筆者。)と賞揚する。それに対して、佐藤は、本書が歴史研究の本道をふまえた労作であると認めつつも「今後、東北日本や西日本など、長野県とは異なる特徴を持った地域についても同様の作業がなされ、比較検討が行われる」(佐藤正広「大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村』、『社会経済史学』第58巻第3号、1992年9月、108ページ。傍点は筆者。)ことを期待するとする。筆者の見るところ、山田のように、五加村一か村で日本の行政村全体を代表させることには明らかに無理がある。『近代日本の行政村』は、五加村と日本全体の行政村の関連、五加村の一般性と特殊性にはほとんど言及していない。細かくいうと、五加村が長野県における行政村の代表例であるかどうかの検討も必要であろう。というのは、筆者が取り上げた富田村と松尾村のように、隣村であっても異なる実態が見られるからである。ましてや五加村が全国の行政村の典型であるかどうかについては、佐藤のいうように、東北地方や西日本の近畿、中国、九州等の行政村に関する、多面的であると同時に慎重な検証が必要であろう。

252) 山田公平『近代日本の国民国家と地方自治』名古屋大学出版会、1991年。

253) 宮本『日本の地方自治 その歴史と未来』、73ページ。

254) 本書の新刊紹介は、管見にふれた限りでは、長井純市「山田公平著『近代日本の国民国家と地方自治—比較史研究—』、『史学雑誌』第101編第1号、1992年1月、127～129ページ；大石嘉一郎「『書評』山田公平著『近代日本の国民国家と地方自治』」、日本地方自治学会編『条例と地方自治』〈地方自治叢書5〉、1992年、敬文堂、231～235ページ、の2本だけであるが、その外にもあるように思う。

255) 山田『近代日本の国民国家と地方自治』、412ページ。

構成をなし、近代的諸形態のなかで自治体としての自律性と行財政上の自立性を制約され、自治的行政と官治の後見的統制とが相互補充的に関連して後者が優越し、官僚行政にたいする名誉職的自治が後退・歪曲・制約され、そして行政市町村を自然村が補完する二重構造が全体系を支えるという諸特徴を示す²⁵⁶⁾ ということであり、それらの点が「日本地方自治の比較的な特徴」²⁵⁷⁾ であるということである。この文章の中で参考になるのは「行政市町村を自然村が補完する二重構造」という指摘であるが、それはそれとして、山田がまとめた、それ以外の諸特徴を筆者なりにいいなおすと、明治地方自治制の下では、自治体（それは、府県と郡が中央の出先機関とすると、市町村であろう）、つまり市町村は行財政上の自立性を制約され、官治の後見的統制が優り、名誉職的な自治が後退したということになる。そういう理解が正しければ、明治の市町村は、自治体といっても行政上ならびに財政上の自治がほとんどなかったということになる。そうすると、山田の研究は、明治地方自治に関する、藤田の先駆的な評価から後退したことにならないであろうか。また、山田の研究は藤田のその二番煎じのようにも見えるが、²⁵⁸⁾ 宮本は山田のどのような知見を高く評価したのであるろうか。

第5番目の先行研究として、明治期以降（平成期までか？）のわが国の地方財政を「通史としてまとめる」²⁵⁹⁾ という壮図の先駆けとして、2000年から2006年にかけて刊行された高寄の『明治地方財政史』全6巻²⁶⁰⁾ が挙げられる。本書は、藤田の研究の後に出た新しい研究の成果を取り込み、藤田の研究を乗り越えようする epoch-making な研究である。しかし、ここでは『明治地方財政史』全6巻を取り上げるつもりはなく、特に筆者の研究に関係する第5巻についてその概要を見る。

高寄は明治の後半を「確立期（明治22～44年）」²⁶¹⁾ ととらえる。高寄は「明治後期（第5巻の冒頭で彼はそう呼ぶ）の地方財政は、制度として近代化されたが、運営はきわめて非近代的な不合理なものであった。」²⁶²⁾ という。具体的には、第1に「財源なき国政委任事務」、第2に「財源調整なき財政制度」が実態であり、それが「市町村財政悪化の元凶」であった。さらに、第3に「改革政策なき地方財政運営」が行われ、「地方財政を悲惨なも

256) 同上書、464ページ。

257) 同上。

258) 大石は、先の書評において「あえて率直に読後感を述べれば、第一に、その結論は意外と『古典的』で斬新さが感じられない」（日本地方自治行政学会編『条例と地方自治』、234ページ）とひかえめにのべているが、その真意は、筆者と同じではないであろうか。

259) 高寄『明治地方財政史』第1巻、はしがき。なお、はしがき、には、奇妙なことにすべてページがない。

260) 高寄昇三『明治地方財政史』第1巻、勤草書房、2000年；同第2巻、2002年；同第3巻、2002年；同第4巻、2004巻；同第5巻、2006年；同第6巻、2006年。

261) 高寄『明治地方財政史』第4巻、はしがき。

262) 高寄『明治地方財政史』第5巻、はしがき。以下も、高寄『明治地方財政史』第5巻、はしがき、による。

のにした。」結論として「政府に無策による責任放棄と政策選択の誤謬で、明治後期の町村財政は貧困そのものであり、地方財政改革は、大正期デモクラシーの台頭をまたなければならぬ、不運に見舞われた。」²⁶³⁾ということである。明治後期の地方財政、特に町村財政が貧困で悲惨であったということを、通史とはいえ、全国の県史、市史、町史、区史等を駆使して描くのが高寄の地方財政史の特徴であろう。²⁶⁴⁾ 市町村における原資料を使ったものではないのが惜まれるが、町村財政の全国的傾向が提示されており、個別の町村の財政を分析する際にも参考となる。

ここで高寄が取り上げる明治期の地方財政の個別の事項を検討する時間がないが、大体の方向としてはまちがいでないであろう。しかし、上記に紹介したように「悲惨」、「貧困」、「不運」というような pathetic というか sentimental な言葉でまとめているかどうかは問題となるであろう。

筆者の研究がめざす方向は、個別の村の行政資料を分析して、村民の視点から村の行財政の運営の実態を描くということである。したがって、登頂する頂上はおなじにしても、そのルートは若干異なるといえるであろう。

以上のごくわずかの先行研究を見ただけでも、全国的なレベルで通史として明治期の地方財政を取り上げる藤田や高寄のような研究と個別の自治体を取り上げてその分析に沈潜する『近代日本の行政村』のような研究という2つの流れのあることが分かる。筆者の研究は、いうまでもなく後者である。この研究は、個別の市町村の行政文書が存在するかどうかにか大きく制約される。『近代日本の行政村』のように完全な資料に巡り会う機会は希有であろう。そして、先に指摘したように、個別の自治体の歴史分析に沈潜するには一般性と特殊性をできる限り明らかにする必要があるであろう。²⁶⁵⁾ そして、個別の自治体の研究はいわば点であるが、その積み重ねでそれが線となり、さらに面となれば、地域の特殊性（タイプ）が明らかになり、全国的傾向（一般性）との関連が浮かんできて、通史としての研究に接続する可能性が出てくるように思う。

最後に、本稿で詳細にたどったように、明治政府は市町村に対して財政援助を基本的に行わないという政策をとったが、それを鮮明にした文書が「市制町村制理由」であろうと思うので、少し紹介する。

263) 同上。

264) このライトモチーフは、高寄の出世作で第2回藤田賞を受賞した『地方自治の財政学』において「〔明治の〕地方財政はその遂行に四苦八苦の財政運営を余儀なくされた」（高寄昇三『地方自治の財政学』勁草書房、1975年、104ページ）という1文にすでにでているように思われる。

265) 富田村と松尾村に関する筆者の研究においては、両村の特殊性と一般性の抽出が、時間的制約のために充分に行われていない。それは今後の課題である。

周知のように、市制町村制には、空前絶後と思われる詳細なコンメンタールである「市制町村制理由」が「参考」として添付されている。私の見るところ、市制町村制理由には明治政府がどのような意図をもって市制町村制を制定したのかということが明瞭に表れている。そこで、本稿に関係する限りでその要点を摘記してむすびとしたい。

まず「分権ノ主義」²⁶⁶⁾にもとづき市と町村に事務の分任を許す理由は「政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ又人民ヲシテ之ニ參與セシメ以テ政府ノ繁雜ヲ省キ併セテ人民ノ本務ヲ盡サシメン²⁶⁷⁾トスルニアリ。而シテ政府ハ政治ノ大綱ヲ握リ方針ヲ授ケ國家統制ノ實ヲ舉クルヲ得可ク、人民ハ自治ノ責任ヲ分チ以テ専ラ地方ノ公益ヲ計ルノ心ヲ起スニ至ル可シ」²⁶⁸⁾という。したがって、事務の分任は明治政府の行政負担を軽減するという目的からである。しかし、人民の自治を許すわけではなく、政府は政治の基本を握り国家による統制を保持する。しかし、市制町村制理由は、そのことは人民にとっても次のような利益があるという。人民が国家の事務を分任することは「蓋人民參政ノ思想發達スルニ從ヒ之ヲ利用シテ地方ノ公事²⁶⁹⁾ニ練習セシメ施政ノ難易ヲ知ラシメ漸ク國事ニ任スルノ實力ヲ養成セントス。是將來立憲ノ制ニ於テ國家百世ノ基礎ヲ立ツルノ根源タリ」。²⁷⁰⁾人民に地方レベルで政治参加の訓練をさせて、それがゆくゆくは国家運営の基礎となるというのである。

ではどのような人民が地方の行政に参画するのであろうか。市制町村制理由は「概テ地方ノ人民ヲシテ名譽ノ為メ無給ニシテ其職ヲ執ラシムルヲ要ス。而シテ之ヲ擔任スルハ其地方人民ノ義務ト為ス²⁷¹⁾」²⁷²⁾という。また、自治の事務を担当することは、兵役に服すると同じであるともいう。その仕事は一朝一夕にはできないかもしれないが、漸次分任のチャンスを広げて公務に熟練できるようにする。さらに「カメテ多ク地方ノ名望アル者ヲ擧ケテ此任ニ當ラシメ其地位ヲ高クシ待遇ヲ厚クシ無用ノ勞費ヲ負ハシメス倦怠^(けんたい)ノ念ヲ生セサラシムルトキハ漸ク其責任ノ重キヲ知り參政ノ名譽タルヲ辨スルニ至ラントス。且本邦舊來の制ヲ考フルニ無給職ニシテ町村ノ事務ニ任スルノ例アリ」²⁷³⁾という。つまり、人民を使って自治事務を無給で担当させて地方行政に参加するという名誉を与えるというのであるが、そ

266) 内閣官報局『明治21年／法令全書』明治21年4月 法律 第1号、61ページ；自治庁編『地方制度関係法令沿革史—第一編—』1956年、173ページ。以下、『明治21年／法令全書』、『地方制度関係法令沿革史』と略称する。なお、後者には、前者（原文）の転記の際の誤りが目立つ。

267) 『地方制度関係法令沿革史』、173ページ、では、「盡サシメン」とあるが、『明治21年／法令全書』、61ページ、では「盡サシメン」となっている。

268) 『明治21年／法令全書』、61ページ；『地方制度関係法令沿革史』、173ページ。句読点は筆者が適宜挿入した。傍点は筆者。

269) 『地方制度関係法令沿革史』、173ページ、では、「公事」が「公益」となっている。

270) 『明治21年／法令全書』、61ページ；『地方制度関係法令沿革史』、173ページ。

271) 『地方制度関係法令沿革史』、173ページ、では、「義務ト為ス」が「義務トス」となっている。

272) 『明治21年／法令全書』、61ページ；『地方制度関係法令沿革史』、173ページ。

273) 『明治21年／法令全書』、61ページ；『地方制度関係法令沿革史』、173～174ページ。

れによって地方自治の責任の重さを認識させ、名誉の意義が分かるようにする。これが、今日、地方行政における名望家支配といわれるものである。

要するに、名望家支配には、人民を名誉職という形で登用して市町村の行政を行わせ、中央政府の行政の負担を軽減するということである。

では名誉職として無給で地方行政に従事する人民とは具体的にどのような人々であろうか。

市町村の行政に参画する者は、まず、公民でなければならない。公民とは、第7条（両制）によると「帝國臣民ニシテ公權ヲ有スル独立ノ男子、二年以來（一）市（町村）ノ住民トナリ（二）其市（町村）ノ負擔ヲ分任シ（三）其市（町村）内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムル者」である。したがって、婦人、独立していない者、外国人等は公民でない。なかんずく「地租ヲ納メ若クハ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムル者」というように「要件中納稅額ノ制限ヲ設クル所以ハ市町村ヲ以テ其盛衰ニ利害ノ關係ヲ有セサル²⁷⁴⁾ 無知無産ノ小民ニ放任スルコトヲ欲セサルカ為メナリ」²⁷⁵⁾ という。そして、第8条（両制）は「凡市（町村）公民ハ選舉ニ參與シ市（町村）ノ名譽職ニ選舉セラル、權利アリ。又名與職ヲ担任スルハ市（町村）公民ノ義務ナリトス」という。したがって、納稅額の制限により²⁷⁶⁾ 「無知無産ノ小民」を排除して、有知識・有資産の者を市町村議會議員に選出し、彼等が市町村議會を構成し、市町村議會議員の中から名譽職である市町村長と助役が選出される仕組みなのである。²⁷⁷⁾

したがって、無給の名譽職という形で登用され地方自治の仕事に従事して中央政府の行政負担を軽減する者は、人民一般ではなく、限定された有知識・有資産の者に限られるのである。それは、具体的には農村ではほとんどが農地を所有する地主であり、都市では都市部において土地をもつ地主や商業や工業・鉱業等に従事する資産家等に限定されるのであろう。²⁷⁸⁾

いま「中央政府の行政負担を軽減する」といったが、市町村に行政事務を分任しても、いうまでもなく明治政府は完全に地方分権を行ったわけではない。それは、地方自治を否定す

274) 『地方制度關係法令沿革史』、177 ページ、では、「其盛衰ニ利害ノ關係ヲ有セサル」が「其盛衰ニ關係ヲ有セサル」となっている。

275) 『明治 21 年／法令全書』、65 ページ；『地方制度關係法令沿革史』、177 ページ。傍点は筆者。

276) なぜ地租と直接國稅で選別したかの理由を市制町村制理由は「其稅額直接國稅ヲ標準ト為シ市制町村制第十二條、第十三條ノ場合ノ如ク市町村稅ヲ標準トセサル所以ノモノハ現今町村費ノ賦課法タル各地方異同アリテ未タ完全ノ域ニ達セサルヲ以テ町村稅ニ依リ其標準ヲ立ツルハ頗ル難事ニ屬スルヲ以テナリ」（『明治 21 年／法令全書』、65 ページ；『地方制度關係法令沿革史』、177 ページ）という。

277) 町村制第 55 条では「町村長及助役ハ名譽職トス」とある。但し、市制第 50 条では「市長ハ有給吏員トス」とあり、第 52 条では「助役ハ有給吏員トシ……」とある。

278) 先にのべたが、都市部の知識人や資産家が具体的にどのような階級かは、現在筆者には分からない。

るものとして戦後も長いあいだ悪名が高かった「機関委任事務」の導入である。市制町村制理由は「町村長、助役、市参事會及市長ハ皆是市町村ノ機関ニシテ國ニ直隸スル機關ニアラス。是ヲ以テ此機関ニ属スル吏員ハ總テ市町村自ラ之ヲ選任スルヲ当然トス。是各国ノ通則ニシテ其効益亦實際ニ著ハル、所ナレハ本制モ亦之ニ倣ヘリ（……）然レトモ市町村ハ又國ノ一部分ニシテ市町村ノ行政ハ一般ノ施策ニ關係ヲ及ホシ從テ國家ノ利害ニ關セサルコトナシ。且市町村及其吏員ニ委任スルニ國政ニ属スル事務ヲ以テスルコトアリ。市制第七十四条、町村制第六十九条ノ如キ是ナリ。市長ノ選任ハ市會ヨリ候補者ヲ推薦シ裁可ヲ求ムルノ例アルカ如キモ亦此理由アルニ依ル（市制第五十条）。但其選任ノ例ヲ異ニスルモ市長ハ均ク市ノ機関ニシテ一ノ市吏員ナリ。法律上ヨリ其地位ヲ論スルトキハ一面ハ市ニ属シ一面ハ國ニ隸ス。猶町村長ノ町村ト國トニ兩属スルカコトシ。此資格ハ選任ノ例ヲ異ニスルカ為メニ變更スルコトナシ……」²⁷⁹⁾ という。つまり、市町村長は市町村の首長であり、国に隷属しないことは外国の例に照らしても明らかである。しかし、市町村は国の一部分であるから市町村の行政が国の利害に関係しないということはない。したがって、市町村長は市町村の機関であり市町村の一吏員であるが、同時に国に隷属するというのである。

では国の機関でもある市町村を支える財政はどのようにあるべきか。「市町村ニ於テ自ラ其事業ヲ執行スルニ付テハ必之ニ要スル所ノ資金ナカル可カラス。故ニ各市町村固有ノ經濟ヲ立テ以テ必要ノ費用ヲ支辨スルノ道ヲ設ク可シ」²⁸⁰⁾ という。市町村の行政経費には、市町村が国の機関として行う行政費用も当然含まれるが、市町村自身が自弁するべきであるという。その際に注意すべき事項は2つある。「第一市町村ノ資力ハ大ニ國家ノ消長ニ關係アルヲ以テ政府ハ須ク此點ニ注意セサル²⁸¹⁾ 可カラス。第二政府ハ市町村ノ經濟ヲ以テ國ノ財政ニ抵触セサラシメ之カ為メニ國ノ財産ヲ涸渴セサランコトヲ務メサル可カラス。故ニ市町村ノ財政ヲ以テ立法ノ範圍ニ入レ立法權ヲ以テ市町村ノ財政ニ關スル法規ヲ設ケテ之ヲ恪 遵セシム可キ而已ナラス其經濟上ノ處分苟モ國ノ利害ニ關涉スルモノハ皆政府ノ許可ヲ得セシメントスノ以上ノ論點ニ關スル規定ハ市制第四章及第六章並町村制第四章及第七章ニ載ス」。²⁸²⁾ つまり、第1に、市町村の財政の変化は国家財政にも影響するから注意すること、第2に、その際に市町村の財政が国家の財政に影響を与えないようにするべきであり、市町村の財政が国家の利害に干渉する場合には政府は許可をしないようにするべきである。

以上のことを要約すると、中央政府の機関として位置づけられる市町村の財政は国家の財

279) 『明治21年／法令全書』、72～73ページ；『地方制度関係法令沿革史』、183ページ。

280) 『明治21年／法令全書』、79ページ；『地方制度関係法令沿革史』、189ページ。

281) 『地方制度関係法令沿革史』、189ページ、においては「注意セラル可カラス」（傍点は筆者）となっているが、それは転記の際の誤りである。『明治21年／法令全書』では、「注意セサル可カラス」となっている。

282) 『明治21年／法令全書』、80ページ；『地方制度関係法令沿革史』、189ページ。

政を阻害しない形で運営され、市町村の経費は自らが自弁するべきであるということである。

市制町村制理由に流れる中心の行財政思想を一言でいうと、市町村を運営する人材としては知識人や資産家を名誉職として登用して国の行政負担を軽減し、国の機関として重要な行政を実施する市町村の経費は自前でまかなうべきであるということである。逆にいえば、市町村行財政に関して国は人的にも財政的にも何らの負担もしないという、国にとって極めて都合のよい思想である。

(完)

- 謝辞 1. 拙稿で利用した松尾村ならびに富田村の行政資料が大半を占める大川町引継資料は、現在香川県立ミュージアムが保管しているが、その熟覧をご許可下さった県立ミュージアム館長・和泉幸男氏ならびにお世話下さった学芸課学芸員の方々に深謝する。なお、拙稿において使用した大川町引継資料の資料名ならびに資料番号および冊子番号についてはとりあえず脚注を参照されたい。
2. さぬき市情報公開条例にもとづいて松尾小学校の『沿革史』の閲覧を申請したところご許可下さったさぬき市教育委員会教育長・安藤正倫氏ならびに同校での閲覧に際してお世話下さるとともに『沿革史』の内容に関していろいろご教示下さった多田敬三校長ならびに土井康宏教頭に深謝する。
3. 拙稿において使用した大川町引継資料のほとんどは手書きであるために判読に難儀する際には市立尾道大学芸術文化学部の榎林滉二教授ならびに藤澤毅教授の助けを借りた。両教授に深謝する。